高畠町地域防災計画

令和５年３月

高畠町防災会議

目　　次

第１編　総　則 1
　第１章　計画の目的及び性格等 3
　第２章　地域の特性 6
　第３章　地震により想定される被害等の状況 16
　第４章　防災ビジョン 22
　第５章　町及び防災関係機関等の事務並びに業務の大綱 25
　第６章　計画の運用等 37
第２編　震災対策編 39
　第１章　災害予防計画 41
　　第１節　防災知識の普及計画 41
　　第２節　地域防災力強化計画 46
　　第３節　災害ボランティア受入体制整備計画 52
　　第４節　防災訓練計画 55
　　第５節　避難体制整備計画 59
　　第６節　救助・救急体制整備計画 65
　　第７節　火災予防計画 67
　　第８節　医療救護体制整備計画 69
　　第９節　地震防災施設等整備計画 72
　　第１０節　防災用通信施設災害予防計画 74
　　第１１節　地盤災害予防計画 77
　　第１２節　孤立集落対策計画 81
　　第１３節　建築物災害予防計画 83
　　第１４節　輸送体制整備計画 88
　　第１５節　各種施設災害予防対策関係 92
　　第１款　交通関係施設災害予防計画 92
　　第２款　土砂災害防止施設災害予防計画 95
　　第３款　河川施設災害予防計画 98
　　第４款　農地・農業用施設災害予防計画 99
　　第５款　電気通信施設災害予防計画 101
　　第６款　電力供給施設災害予防計画 103
　　第７款　上水道施設災害予防計画 105
　　第８款　下水道施設災害予防計画 109
　　第１６節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 112
　　第１７節　文教施設における災害予防計画 114
　　第１８節　要配慮者の安全確保計画 117
　　第１９節　積雪期の地震災害予防計画 122
　第２章　災害応急計画 124

第１節　活動体制関係.....124
第１款　災害対策本部の組織.....124
第２款　職員動員体制.....143
第３款　広域応援計画.....149
第４款　自衛隊災害派遣計画.....155
第２節　情報収集伝達関係.....159
第１款　通信計画.....159
第２款　地震情報等伝達計画.....161
第３款　災害情報の収集・伝達計画.....165
第４款　広報計画.....169
第３節　避難計画.....173
第４節　避難所運営計画.....180
第５節　救助・救急計画.....185
第６節　消火活動計画.....188
第７節　医療救護計画.....191
第８節　遺体対策計画.....195
第９節　交通輸送計画.....199
第１款　輸送計画.....199
第２款　道路交通計画.....201
第１０節　各種施設災害応急対策関係.....205
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画.....205
第２款　河川施設災害応急計画.....207
第３款　農地・農業用施設災害応急計画.....209
第４款　ライフライン施設災害応急計画.....210
第５款　下水道施設災害応急計画.....214
第６款　危険物等施設災害応急計画.....216
第１１節　農林業災害応急計画.....219
第１２節　生活支援関係.....221
第１款　食料供給計画.....221
第２款　給水・上水道施設応急対策計画.....223
第３款　生活必需品等物資供給計画.....227
第４款　保健衛生計画.....229
第５款　廃棄物処理計画.....234
第１３節　文教施設における災害応急計画.....237
第１４節　要配慮者の応急対策計画.....240
第１５節　応急住宅対策計画.....243
第１６節　災害救助法の適用に関する計画.....250
第１７節　自発的支援の受入計画.....254
第３章　災害復旧・復興計画.....257
第１節　民生安定化計画.....257

第２節　金融支援計画.....260
第３節　公共施設等災害復旧計画.....261
第４節　災害復興計画.....270
第３編　風水害等対策編.....273
第１章　災害予防計画.....275
第１節　気象等観測体制整備計画.....275
第２節　防災知識の普及計画.....277
第３節　地域防災力強化計画.....280
第４節　災害ボランティア受入体制整備計画.....280
第５節　防災訓練計画.....281
第６節　避難体制整備計画.....283
第７節　救助・救急体制整備計画.....289
第８節　火災予防計画.....289
第９節　医療救護体制整備計画.....289
第１０節　防災用通信施設災害予防計画.....289
第１１節　地盤災害予防計画.....290
第１２節　孤立集落対策計画.....292
第１３節　建築物災害予防計画.....293
第１４節　輸送体制整備計画.....295
第１５節　各種施設災害予防対策関係.....295
第１款　交通関係施設災害予防計画.....295
第２款　土砂災害防止施設災害予防計画.....295
第３款　河川施設災害予防計画.....296
第４款　農地・農業用施設災害予防計画.....298
第５款　電気通信施設災害予防計画.....298
第６款　電力供給施設災害予防計画.....298
第７款　上水道施設災害予防計画.....298
第８款　下水道施設災害予防計画.....298
第１６節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画.....299
第１７節　文教施設における災害予防計画.....299
第１８節　要配慮者の安全確保計画.....300
第２章　災害応急計画.....302
第１節　活動体制関係.....302
第１款　災害対策本部の組織.....302
第２款　職員動員体制.....303
第３款　広域応援計画.....309
第４款　自衛隊災害派遣計画.....309
第２節　情報収集伝達関係.....309
第１款　通信計画.....309
第２款　気象情報等伝達計画.....310

第３款　災害情報の収集・伝達計画.....324
第４款　広報計画.....324
第３節　避難計画.....325
第４節　避難所運営計画.....336
第５節　救助・救急計画.....336
第６節　消火活動計画.....336
第７節　医療救護計画.....336
第８節　遺体対策計画.....336
第９節　交通輸送関係.....337
第１款　輸送計画.....337
第２款　道路交通計画.....337
第１０節　各種施設災害応急対策関係.....337
第１款　土砂災害防止施設災害応急計画.....337
第２款　河川施設災害応急計画.....337
第３款　農地・農業用施設災害応急計画.....337
第４款　ライフライン施設災害応急計画.....338
第５款　下水道施設災害応急計画.....338
第６款　危険物等施設災害応急計画.....338
第１１節　農林業災害応急計画.....338
第１２節　生活支援関係.....338
第１款　食料供給計画.....338
第２款　給水・上水道施設応急対策計画.....339
第３款　生活必需品等物資供給計画.....339
第４款　保健衛生計画.....339
第５款　廃棄物処理計画.....339
第１３節　文教施設における災害応急計画.....339
第１４節　要配慮者の応急対策計画.....340
第１５節　応急住宅対策計画.....342
第１６節　災害救助法の適用に関する計画.....342
第１７節　自発的支援の受入計画.....342
第３章　災害復旧・復興計画.....343
第１節　民生安定化計画.....343
第２節　金融支援計画.....343
第３節　公共施設等災害復旧計画.....343
第４節　災害復興計画.....343
第４編　個別災害対策編.....345
第１章　水害対策計画.....347
第１節　水防管理団体等体制整備計画.....347
第２節　洪水予報・水防警報伝達計画.....350
第３節　水防活動計画.....352

第４節　応援計画.....356
第２章　大規模土砂災害対策計画.....357
第３章　雪害対策計画.....359
第１節　ライフライン等確保計画.....359
第２節　雪崩防止計画.....362
第３節　住民生活の安全確保計画.....365
第４章　航空災害対策計画.....367
第１節　航空災害応急計画.....367
第５章　鉄道災害対策計画.....368
第１節　鉄道災害応急計画.....368
第６章　道路災害対策計画.....370
第７章　林野火災対策計画.....372
第１節　林野火災予防計画.....372
第２節　林野火災応急計画.....375
第８章　原子力災害対策計画.....377
第１節　総則.....377
第２節　原子力災害予防計画.....380
第３節　原子力災害応急計画.....383
第４節　災害復旧計画.....387

第１編　総　則

第１章　計画の目的及び性格等

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用及び増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興の３段階があり、それぞれの段階において国、公共機関及び地方公共団体並びに住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

災害対策基本法に基づくこの計画は、東日本大震災をはじめ、阪神・淡路大震災、熊本地震など近年経験した大規模な災害の経験を礎に近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思われる諸施策の基本を、国、公共機関及び地方公共団体並びに住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

したがって、本計画は災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えて行くものとする。

１　計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、火山災害、雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、林野火災及び原子力災害（以下「風水害等」という。）及び地震災害に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。

２　計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

（１）第１編　総則
（２）第２編　震災対策編
（３）第３編　風水害等対策編
（４）第４編　個別災害対策編
（５）資料編

３　計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

（１）災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

（２）災害応急計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し又は災害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急的救助の措置についての基本

的な計画

（3）災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本的な計画

4　計画の性格及び方針

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により高畠町防災会議が策定する高畠町地域防災計画として、本町における防災対策の基本となる計画とする。

この計画の性格及び方針は次のとおり。

（1）この計画は、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。

（2）災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。

（3）防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、住民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

（4）町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第 42 条の規定により、この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。修正は、原則として次の手順で行う。

①　上記の他、修正を必要とする防災関係機関があれば、修正すべき事項を高畠町防災会議事務局へ提出する。

②　高畠町防災会議事務局は、修正すべき事項を審議し、高畠町地域防災計画修正原案を作成する。必要であれば高畠町防災会議構成機関の担当者会議を開催する。

③　災害対策基本法第 42 条第３項の規定により、高畠町地域防災計画の修正について山形県知事に協議する。

④　高畠町防災会議を開催し、高畠町地域防災計画を修正する。

⑤　災害対策基本法第 42 条第４項の規定により、高畠町地域防災計画の要旨を公表する。

（5）各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

5　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 10 条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ防災対策の推進を図る。また、第 13 条の規定により策定した高畠町

国土強靭化地域計画（令和３年３月）は、国土強靭化の観点から町における様々な分野の計画等の指針であり、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

＜基本目標＞

・人命の保護が最大限図られる
・町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
・町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
・迅速な復旧･復興

6　用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（1）県　山形県をいう。
（2）町　高畠町をいう。
（3）法　災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）をいう。
（4）町防災会議　高畠町防災会議をいう。
（5）県地域防災計画　山形県地域防災計画をいう。
（6）町地域防災計画　高畠町地域防災計画をいう。
（7）県本部　山形県災害対策本部をいう。
（8）県支部　山形県災害対策本部の支部をいう。
（9）町本部　高畠町災害対策本部をいう。
(10) 県本部長　山形県災害対策本部の本部長をいう。
(11) 県支部長　山形県災害対策本部の支部長をいう。
(12) 町本部長　高畠町災害対策本部の本部長をいう。
(13) 防災関係機関　県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
(14) 県警察　山形県警察をいう。
(15) 消防本部　置賜広域行政事務組合消防本部をいう。

7　事務局の設置

総務課に、事務局を置く。

第２章　地域の特性

１　高畠町の概況

高畠町は、置賜盆地の東端に位置し、東西の距離１５．６ｋｍ、南北の距離２０．７ｋｍ、総面積は１８０．２６ｋ㎡で、東北部に上山市、北部に南陽市、西部には最上川上流を境に川西町、南部には米沢市、東部には奥羽山脈をはさんで宮城県の七ヶ宿町、福島県の福島市に接している。境域は次のとおりである。

極南	北緯	３７°５４‘
極北	北緯	３８°０５‘
極東	東経	１４０°０７‘
極西	東経	１４０°１７‘

２　自然条件

（１）地形及び地質の特性

『まほろばの里』高畠町は、山形県南部に位置し､福島から国道１３号線を北上、栗子トンネルを通過すると肥妖な置賜盆地が広がる。西には残雪に輝く飯豊・朝日の山なみ、南に最上川の源流を育む吾妻連峰、東に奥羽山脈を擁し置賜盆地の東部に位置した、奥深い扇状地に拓けた町である。地質は、新第三紀層の諸層が分布している。

歴史は遠く約１万年前にさかのぼる。縄文草創期の国指定文化財『日向洞窟』をはじめ、約２００ヶ所に及ぶ遺跡は考古学界に新たな波紋を起こし、豊かな土地には四季折々に、サクランボ、ぶどう、洋梨、米及び松茸など自然の産物が豊富に味わえる。

また、県南県立自然公園に代表される奇岩怪石の観音岩等の自然景観は、格別である。

近年は、浜田広介記念館、文化ホールの建設など文化の町として、田園都市にふさわしい「住みよい町づくり」を進めているところである。

（２）地盤の特性

南部に形成されている扇状地の扇端部及び外縁部は、泥等の堆積物からなり軟弱な地盤があり、長井盆地西縁、山形盆地の断層帯において大規模な液状化が発生する可能性がある。また、山地部では、急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が点在し、地震発生時において、大雨や積雪等の気象条件が重なり、被害を増大させるおそれがある。

（３）気象の特性

高畠町は積雪寒冷地帯にあり、東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた置賜盆地に位置するため、日本海、太平洋等の影響は直接受けないが、盆地的気候に支配され、気温の変化が比較的大きく、地形的な関係からフェーン現象が起こりやすく、空気も乾燥しやすい。

北部は、丘陵地帯のため降雨時には洪水も起こりやすく､夏季には渇水に悩まされ、降霜、降雪時による被害も受けやすく、これらの気象が住民生活並びに農産物等に及ぼす影響は大きい。

各季節ごとの気象の特徴は次のとおり。

① 春（３月～５月）

ア 急速な季節の進み

風雪や厳冬をもたらした冬の季節風も、３月に入ると急に衰える。

時折り、名残の寒波が入るが、３月から４月にかけての季節の進み方は急である。

イ 消雪の状況

４月上旬頃に雪が消えて気温が上がる。最低気温が０℃以下の日は、３月では２０日～２５日ぐらい、４月になると５日～８日ぐらい、５月はほとんどない。

ウ 天気の周期的な変化

春は、一年中で最も天気変化の激しい季節である。

天気は、３日～４日ぐらいの周期で変化するようになる。日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し、急に気温も上がる。

一年を通じて暴風（日最大風速≧１０ｍ／ｓ以下同じ。）日数の最も多いのが、４月及び５月である。

エ 融雪洪水

日本海の低気圧が接近する時には、南風による気温上昇により、しばしば融雪洪水が起こる。

オ 空気の乾燥

４月～５月は、非常に空気が乾燥し風も強いので、大きな火災が発生しやすい。

カ 晩霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは５月上旬から中旬頃であるが、時には６月初旬にも発生することがある。

② 夏（６月～８月）

ア 気温の上昇

平均気温が２０℃を超える時期は、６月下旬頃になる。

イ 梅雨入り

梅雨入りは、６月中旬頃であり、梅雨時は、低温と曇りや雨のうっとうしい日が多い。しかし、梅雨に入っても晴天の続く空梅雨（カラツユ）に終わる年もある。

ウ 梅雨末期と大雨と集中豪雨

梅雨の終わりとなる７月中旬から下旬頃、梅雨前線が山形県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。近年、盛夏期に局地的な低気圧の発生や夏の台風の影響等により、集中豪雨が発生している。

エ 梅雨明け

年によって早晩があるが、おおむね７月下旬頃である。

オ 最高気温の時期

梅雨が明け、天候が回復する７月下旬から８月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、１年中で最も気温の高い時期である。また、山

脈を越えてくる南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

③　秋（９月～１１月）

ア　台風シーズン

８月の終わりから１０月にかけては台風のシーズンであり、台風の経路により気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く（以下「雨台風」という。）、日本海を通るとき雨は比較的少ないが、暴風に見舞われることが多い（以下「風台風」という。）。

イ　秋の長雨

秋の初めには、日本の南岸沿いに秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨の時期ほどはっきりしないが、９月中旬頃から１０月上旬頃にかけてである。

ウ　移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると、移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

エ　初霜

初霜を見るのは、１０月中旬から下旬頃である。

オ　霧の発生

霧の発生が最も多いのは、１０月初旬頃からである。

カ　季節風のはしりと高山の初冠雪

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後には冬の季節風のはしりが現れる。この寒波で１０月上旬頃から下旬頃までの間に、高い山では初冠雪をみる。

キ　初雪

最低気温が０℃以下になるのは、平均して１２月上旬頃である。初雪は、１１月上旬頃から中旬頃である。

④　冬（１２月～３月）

ア　北西の季節風

１２月になると季節風による暴風日数が月６日程になり、この季節は雪を伴って３月頃まで吹き続ける。関東南岸を低気圧が通過する時は、その直前にみぞれを混えた降雪があり、低気圧の通過後は季節風の吹き出しがある。日本海を低気圧が通過する前は、１日ぐらい穏やかな天気が現れる。

季節風は２日～３日ぐらいで終わるが、強い寒波の場合は連日吹雪となる場合がある。

イ　根雪になる時期

通常、１２月下旬頃から根雪となる。

（４）災害要因

①　風水害

ア　台風

本町に被害をもたらす台風のコースは、次の２つのコースに分けられる。

○暴風による強風被害の発生するコース

紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、日本列島を縦断して日本海に抜け北北東に進んだ場合、強風により建物及び施設等の倒壊被害、農産物の被害が発生することが多い。

〇豪雨に伴う災害が発生するコース

東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、列島を横断又は太平洋沿岸を通過し、北北東に進んだ場合、大雨が降りやすく浸水や崩壊土砂災害が発生しやすい。

イ　風（台風を除く）

風による被害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風及び寒冷地前線等によるものがある。

強風台風以外の強風被害は少ない。

ウ　竜巻など

寒冷前線の通過時及び寒気の移流により不安定となった場合発生しやすい。

エ　豪雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線、又は局地的な豪雨により、洪水、浸水又は土砂災害が発生する。融雪期、梅雨末期及び台風襲来期等に集中豪雨となり、大きな災害となる。月別豪雨の特徴は、おおむね次のとおりである。

６月	梅雨前線や小笠原高気圧縁辺の前線による豪雨が大半で、台風によるものは皆無である。
７月	６月のように梅雨前線や小笠原高気圧縁辺の前線性豪雨が圧倒的に多い。
８月	台風による豪雨がほとんどである。
９月	台風による豪雨がほとんどである。

（ア）洪水及び浸水

洪水及び浸水による被害は、７月～９月に集中する。前線及び台風によるものが多いが、近年は融雪期の浸水被害、雷雨による浸水被害が発生する場合がある。

なお、町街地の拡大、道路舗装率の向上等により、保水及び涵養機能が低下している。

近年は、気温の上昇により、１時間に４０㎜以上の降雨が増加する傾向にある。

（イ）土砂災害

融雪及び豪雨に伴う土砂災害が多く発生するが、気象現象別に大別すると次のようになる。

ａ．土石流

大雨により発生するが、発生の記録がない。

ｂ．がけ崩れ

大雨により発生するが、融雪期、梅雨期、台風期に集中して発生している。

ｃ．地すべり

融雪期に発生しやすい。

② 雪害等

雪による被害は、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による場合と本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものとがある。

降雪期間は１１月下旬～４月上旬までであり、１月～２月に最も豪雪となりやすい。

雪害を大別すると、次の４つに分けられる。

ア 積雪害

山間部を中心に豪雪地帯が多いため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため建造物の倒壊、雪下ろし及び除排雪に伴う事故等の災害もある。

近年、連続的に豪雪となっているため、町豪雪対策本部を設置する回数が増加している。

イ 風雪害

町内の交通機関は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、特に、強い西風により発生する地吹雪には注意する必要がある。

ウ 雪崩

雪崩による災害を大別すると、次の２つに区分される。

（ア）新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった積雪の上に数１０㎝以上の新雪が降った場合に発生しやすく、１月～３月初旬にかけて多い。

（イ）全層雪崩

積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時、又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、３月中旬～４月にかけて多い。

エ 融雪害

３月～４月に日本海を低気圧が通過する時に発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

③ その他の気象災害

ア 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる４月～５月と早霜害の起こる１０月で、特に多いのが５月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものである。

イ ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時の強い落雷に伴って発生するもので、５月～７月と１０月に多いが、特に６月が最も多く発生する。

ひょう害は、局地性が強く、被害地は距離１０㎞、幅数㎞以下の細長い長円形、

又は帯状になることが多い。

ウ　落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。４月～１０月にかけて発生し、８月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が、陸地に侵入して発雷することがある。

落雷により発生する被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等である。近年は電力の瞬断による精密機器工場への影響も大きくなってきている。

エ　冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の２つに区分される。

（ア）オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、影響を与えることが多い。

（イ）日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方北部に流入して、冬の季節風のような影響を与えることが多い。

オ　干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の２つに区分される。

（ア）梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合

（イ）日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合

（５）災害素因

①　土砂の崩壊

土砂の崩壊現象は、おおむね土石流、がけ崩れ、地すべりの３つの土砂災害に区分される。

これらの土砂災害警戒区域等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）・地すべり危険箇所調査要領・急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領に基づき県が調査し、公表した土砂災害危険箇所及び林野庁の山地災害危険地区調査等で把握されている危険箇所である。災害素因として危険箇所の性格をとらえるには、これらの危険箇所を現地調査し、図面を作成するなど、根拠を確実に把握する防災アセスメント及び防災カルテが有効であり、県による土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定が進められている。

ア　土石流

降雨、雪解け水等が集積される急勾配の渓流に多く発生する。

地形的素因	a　河床勾配が１５度以上あり、その上流に十分な広さの集水面積がある場合、堆積された河砂利が土石流となるもので最も多く発生することが予想される。 b　がけ崩れ等により土砂が河川をせき止めて、天然のダムを形成し、これが一気に崩れて土石流となる。

	c　がけ崩れ等による土砂が崩れながら流動化して、土石流となる。
地質的素因	花崗岩地帯に最も多く発生し、次に広域変成岩、第三紀・第四紀の火山岩地帯に発生しやすい。
状　　況	突発性
速　　度	時速２０km～６０km、泥流の場合はこれより速い。
誘　　因	集中豪雨、融雪
兆　　候	少ない
特　　性	全面に大石を伴って流れることが多い。

イ　がけ崩れ

風化現象が進み、降雨による影響を受けやすい急傾斜地に多く発生する。

地形的素因	２０度以上の急傾斜地に多く発生するが、最も多く発生するのは４０度～４９度の傾斜地である。
地質的素因	地質との関連は少ない。
状　　況	突発性
速　　度	１０mm／日以上
誘　　因	融雪（４月に多く発生する）、降雨、特に降雨強度に影響される（６月下旬から８月にかけて最も多く発生する。）。
兆　　候	少ない
特　　性	a　発生する斜面は南側に多い（日照による風化、台風等による南風の影響）。 b　斜面の高さ（H）の２倍～３倍の地域に被害を与えることが多い。 c　各省庁の一斉点検により調査された急傾斜地崩壊危険箇所が町内に多数点在し、法指定されている箇所もある。

ウ　地すべり

グリーンタフを基礎とした新第三紀層及び火山性変質岩地域に多く発生する。

地形的素因	５度～２０度の緩斜地に多い。
地質的素因	粘性土をすべり面とし、グリーンタフ（緑色凝灰岩）を主体とする新第三紀層、火山性変質岩の箇所に多く発生する。
状　　況	継続性、再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
速　　度	０．０１mm～１０mm／日で遅い。
誘　　因	地下水に影響され易く、春の融雪期、梅雨末期の集中豪雨時及び冬期初期の降雪期に発生しやすいが、４月の融雪期に最も多く発生する。
兆　　候	発生前に亀裂、陥落、隆起や地下水の変動がある。
特　　徴	各省庁の一斉点検により調査された地すべり危険箇所が町内に数

	箇所あり、法指定された地域がある。

３　社会的条件

（１）人口

令和４年４月１日現在の本町の人口は２２，３４５人、世帯数は７，７５２世帯である。全体的に人口は減少しているが、世帯数は微増している。

世代別にみると、６５歳以上の高齢者の割合は３４．３％、１４歳以下の子どもの割合は１１．５％となっており、全国平均（令和２年国勢調査。６５歳以上２８．６％、１４歳以下１１．９％）よりも更に少子高齢化が顕著となっている。

このようなことから、避難誘導の制約が多い高齢者や寝たきりの高齢者、高齢単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯等の避難行動要支援者として位置付けられる方々への対策が重要となってくる。

（２）土地利用

町土は、住民の貴重な共通の財産であるという認識のもと、利用に当たっては、自然環境を保全すべき区域、農林業としての生産活動区域、市街化形成や公共施設の開発区域及び生きがいのある生活を営むための保養・レクリエーション区域等を明確にしながら、秩序ある計画的な土地の利用を図っていく。

町の総面積１８０．２６ｋ㎡のうち、可住地面積が７６．４１ｋ㎡、林野面積が１０３．２７ｋ㎡である。農地については、経営耕地が３０．６１ｋ㎡だが、遊休農地や耕作放棄地となる土地が増えている。一方宅地等については増加傾向にある。

（３）環境・交通

幾重にも重なる山々の稜線に囲まれ、四季折々に美しい表情を見せるここ高畠の地。その恩恵に加え、交通網や生活機能の充実など、町はますます便利に、そして活気づいている。

環境づくりにおいては、町の大切な財産である風土や歴史、国有の美しい景観、生態系などを守り育てながら、住民の生活や、生産の場としての秩序ある開発及び整備を最優先に推進している。

また、昭和ミニ資料館を始め、美しい花々と歴史、人と人とのふれあいあふれる「花の散歩道」など、自然と都市機能とがバランス良く調和した町づくりも積極的に展開している。

その他にも、上下水道未普及地域の解消やライフラインの確保、治山及び治水事業など、生活に根ざした各種施策を幅広く推進している。

道路環境においては、南北に国道１３号、東西に国道１１３号が走り、県道や都市計画道路、その他の幹線道路と共に生活路線のネットワークを形成している。また、東北中央自動車道の供用開始により山形、福島、宮城の高速交通路線の多重化が実現している。現在整備している東北中央自動車道（仮称）高畠スマートインターチェンジの設置により、経済発展はもとより災害時の救援及び物資補給道路としての機能強化が見込まれ、早期の供用開始の実現が望まれる。

鉄道は、ＪＲ東日本が運営する奥羽本線及び山形新幹線（新幹線直行特急）が整備されている。

（４）社会的災害誘因

土　砂　崩　壊	宅地造成工事、道路改良工事及び老朽ため池等の人工池の崩壊等により発生する。
浸　　水	舗装工事等の進捗による雨水排水設備の不良等により発生する。
大規模な火災	木造建築物密集地域で、実効湿度が６５％以下、最小湿度が３０％以下、最大風速１０ｍ／ｓ以上の場合は、火災の危険性が高く、かつ大規模になることが多い。
危険物の爆発	工場等の集積地域で、高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害。
航空機事故	航空機の墜落炎上等による災害。
特　殊　災　害	放射性物質の漏えい及び高速交通網の発展に伴う集団事故災害等。
その他大規模人為的な災害	その他社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害等。

４　地域の危険性の総合的把握

高畠町の災害誘因、災害素因及び災害履歴から予想される災害を想定して、地域の危険性の全体像を明らかにし、災害対策上必要な施策の方向づけとするものである。

（１）春の災害

①　日本海を低気圧が通過したときに伴う強風による被害。また、降雨と高温により融雪が促進されたときは、山間部中小河川の洪水被害が発生する。

②　高温が数日間継続した場合は、山間部急傾斜地で雪崩が発生するおそれがある。このような気象状況においては、南向き山間部急傾斜の雪崩には厳重な警戒を要する。

③　急激な融雪水の浸透により、切土、盛土の法面崩壊が発生するおそれがある。

④　融雪が急激に進む時は、地すべり及びがけ崩れ等の崩壊危険区域での監視が必要となる。

⑤　春の乾燥に伴う建物の火災及び林野火災は、大火になるおそれがある。

（２）夏の災害

①　ひょう害は、局地的及び帯状に多発している。

②　梅雨の長雨は土砂災害の誘因となるため、警戒を要する。

③　梅雨明け後の台風の被害は雨中心であり、風による被害は少ない。

④　落雷による被害が多い。

⑤　太平洋高気圧に覆われて干害が発生しやすい。

（３）秋の災害

①　台風による強風害、浸水害及び土砂崩壊による被害が発生する。

②　１０月～１１月の低気圧及び季節風による強風害が発生しやすい。

（４）冬の災害

①　高畠町の平均積雪は８０㎝前後であり、これを上回る積雪となった場合は気象状況から豪雪が予想され、日常の住民生活に支障が生じる場合は、高畠町災害発生

時の緊急発生対策マニュアルに基づき、災害対策室及び災害対策本部が設置される。
（高畠町警戒体制は、２４時間降雪が４０㎝超えたとき）

② 雪害は、雪下ろし等による人的被害と建物の倒壊、小河川及び流水溝への排雪に伴う溢水による浸水等の物的被害が、豪雪の年に発生している。

③ 真冬の雪崩被害は近年発生していないが、新雪と低温が影響しあい、山岳での表層雪崩に注意が必要である。

※ 災害時発生時の緊急対策マニュアルを参照

（５）地質、地形による災害

① 県告示指定の土砂災害警戒区域等は、災害履歴があり、大雨や豪雪等の気象状況において、災害が発生しやすいため厳重な警戒が必要である。

② 県各課把握の災害危険区域は、一定の調査基準により把握された区域であり、災害の履歴箇所もあるため警戒が必要である。

③ 町独自調査の災害危険区域は、人家戸数が少ない箇所であるが、一定の調査基準により把握された箇所であるため注意を要する。

５ 防災力等の状況

（１）消防本部

置賜広域行政事務組合消防本部（米沢市金池に所在）

※置賜２市２町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）を管轄

（２）消防署（高畠消防署）

職員数	３４名
消防ポンプ車	２台
消防ポンプ付救助工作車	１台
指揮車	１台
救急車	２台
広報車	１台
消防水利数	５３８箇所

（３）消防団

分団数	６分団
団員数	８０７名
消防ポンプ	６台
小型動力ポンプ	５５台（内積載車８台）

（４）自主防災組織

１０２組織 ７，６２１世帯

高畠、二井宿、屋代、亀岡、和田及び糠野目の各地区に自主防災組織連絡協議会設置（６協議会）

（５）避難所等

６地区 ２６箇所

第３章　地震により想定される被害等の状況

１　被害想定調査の実施

平成７年１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害がもたらされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸地震に有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成８年度及び平成９年度の２年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成 14 年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード 7.8 の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成 17 年に「長井盆地西縁断層帯の長期評価」及び「庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、本町を含む置賜地方に影響を及ぼすと思われる「長井盆地西縁断層帯の長期評価」ではマグニチュード 7.7 の地震発生の可能性があることが指摘された。

２　被害想定の考え方

（１）地震規模の設定

①　山形県地震対策基礎調査（平成８～９年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸地震にも有効に機能するようにするための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード７クラスの内陸地震を想定した。

②　山形盆地断層帯被害想定調査（平成 14 年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.8 の地震を想定した。

③　長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成 17 年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.7 の地震を想定した。

④　庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成 17 年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード 7.5 の地震を想定した。

（２）震源域の設定

村山、置賜、庄内の３地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区分	震源域	地震規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km

※　新庄盆地断層帯については、平成９年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成 14 年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成 17 年度実施の被害想定調査による。

（３）発生ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる３つのケース（冬季夕方・冬季早朝・夏季昼間）を設定した。

（４）被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など（物置・土蔵等は除く。）	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、ＲＣ造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数（病院で手当を受ける程度の負傷）	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間（１か月）と短期間（数日）)	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
河川構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、ＬＰガス、電気、	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
	電話		
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数

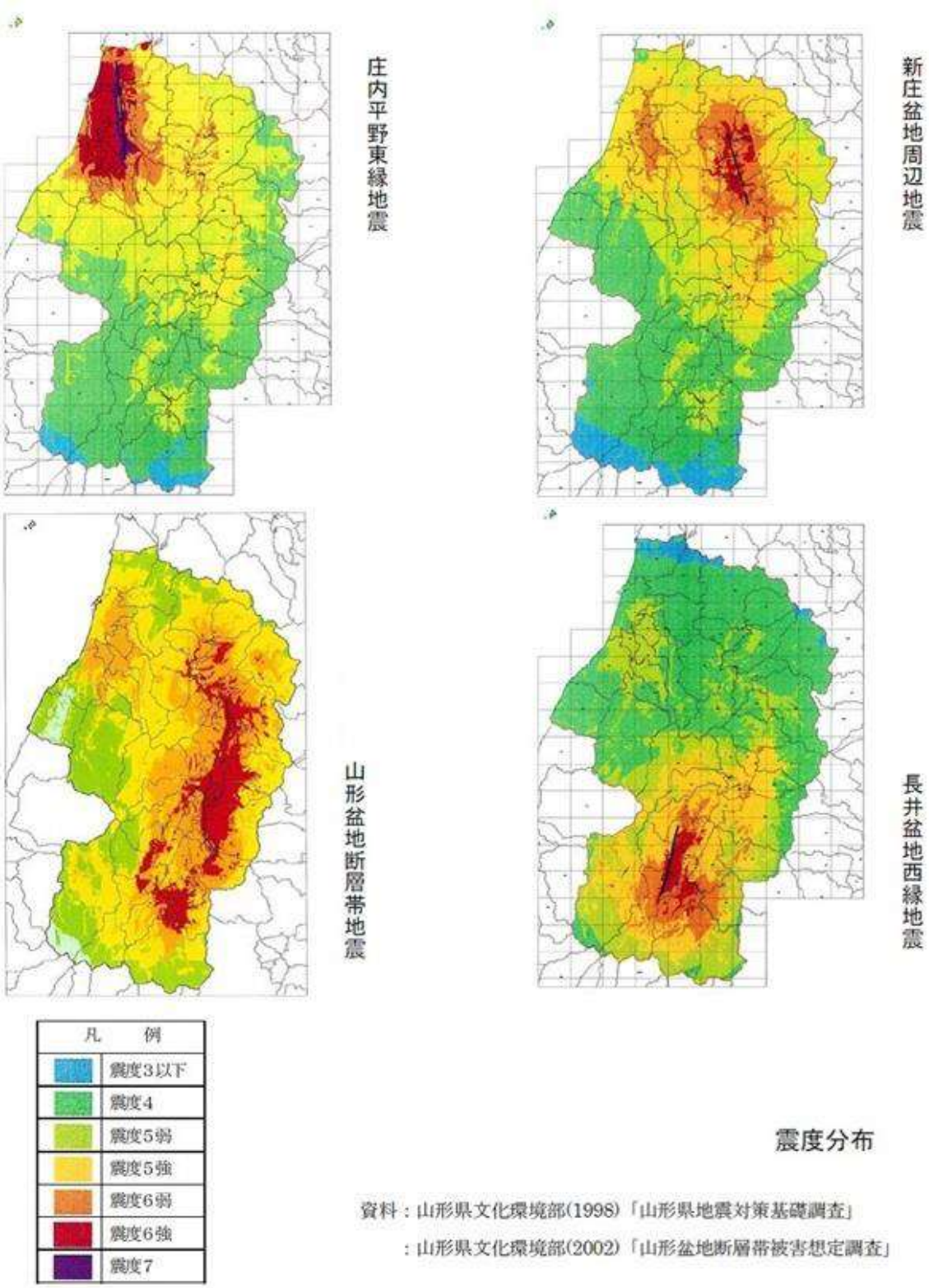

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

3　被害想定の概要

（1）被害の規模

４つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

３つの発生ケース（冬季夕方、冬季早朝、夏季昼間）の中では、冬季夕方の場合は、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

冬季早朝における想定被害の状況（県全域）

想定地震 想定項目	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	**山形盆地 断層帯地震**	**長井盆地西縁 断層帯地震**
震度	３～７	３～６強	４～７	３～７
建物全壊	10,781 棟	1,295 棟	34,792 棟	22,475 棟
建物半壊	23,618 棟	5,342 棟	54,397 棟	50,926 棟
建物焼失	63 棟	16 棟	297 棟	82 棟
死者	915 人	110 人	2,114 人	1,706 人
負傷者	9,694 人	2,585 人	21,887 人	16,405 人
避難所生活者（ピーク時）	41,044 人	7,776 人	94,688 人	78,849 人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

（2）被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。

（３）本町における被害想定の規模

被害想定の状況（高畠町）

庄内平野東縁断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度５強		
建物被害		全壊計（棟、%）	0（0.00）		0（0.00）
		半壊計（棟、%）	1（0.01）		1（0.01）
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、%）※		0（0.0）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、%）※		0（0.0）		
	ＬＰガス全半壊率：冬期（%）		0.0		
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）		1		
	下水道被害率（%）		0.41		
	下水道排水困難人口（人）		73		
	停電世帯（世帯、%）		0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯、%）		0（0.0）		
人的被害		死者（人）	0	0	0
		負傷者（人）	0	0	0
		避難者：昼間（人、%）	3（0.0）		
		避難者：夜間（人、%）	5（0.0）		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用（総管路長で補正した）。

長井盆地西縁断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度７		
建物被害		全壊計（棟、%）	1,770（12.27）		1,563（10.83）
		半壊計（棟、%）	3,022（20.94）		2,669（18.50）
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、%）※		6,479（99.7）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、%）※		6,264（96.4）		
	ＬＰガス全半壊率：冬期（%）		33.2		
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）		4,765		
	下水道被害率（%）		5.82		
	下水道排水困難人口（人）		1,042		
	停電世帯（世帯、%）		1,478（20.5）		
	電話不通世帯（世帯、%）		1,189（13.9）		
人的被害		死者（人）	59	107	44
		負傷者（人）	705	1,049	580
		避難者：昼間（人、%）	2,577（9.7）		
		避難者：夜間（人、%）	3,094（11.6）		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用（総管路長で補正した）。

新庄盆地断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度５弱		
建物被害		全壊計（棟、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
		半壊計（棟、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
ライフライン被害	上水道の断水世帯（世帯、%）		0（0.0）		0（0.0）
	下水道排水困難世帯率（%）		0.0		
	下水道排水困難世帯数（世帯）		0		
	停電世帯（世帯、%）		0（0.0）		0（0.0）
	電話被害加入者（件、%）		0（0.0）		0（0.0）
地震火災焼失棟（件、%）			0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
建物倒壊及び火災等による人的被害		死亡者数（人、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
		重傷者数（人、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
		負傷者計（人、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
		り災者（人、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
		避難所生活者（人、%）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）

山形盆地断層帯地震			被害想定		
			冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度			最大で震度６強		
建物被害		全壊計（棟、%）		858（6.8）	630（5.0）
		半壊計（棟、%）		1,585（12.5）	1,370（10.8）
地震火災		出火件数（件）	9	4	1
		焼失棟数（棟）	11	5	1
		焼失率（%）	0.09	0.04	0.01
ライフライン被害	上水道（送水管）被害箇所数（箇所）		5		
	上水道（配水管）被害箇所数（箇所）		909		
	上水道の断水世帯（%）		35.9		33.8
	下水道排水困難世帯率（%）		0.47		
	下水道排水困難世帯数（世帯）		14		
	停電世帯（世帯、%）		1,728（25.8）		1,572（23.5）
	電話被害加入者（箇所、%）		1,922（22.3）		1,713（19.9）
人的被害		死者（人、%）	47（0.18）	57（0.21）	33（0.12）
		負傷者（人、%）	605（2.26）	690（2.51）	477（1.78）
		建物被害り災者（人、%）	5,187（19.38）	5,174（18.81）	4,230（15.79）
		避難所生活者（人、%）	2,318（8.65）	2,310（8.40）	1,836（6.85）

第４章　防災ビジョン

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から 11 年が経過し、今もなお、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられている。

風水害においては、令和２年７月豪雨や令和４年８月豪雨により本県を貫流する最上川の主要な水位観測所で計画水位高を超過する状況となり、周辺自治体に甚大な被害が発生した。

国においては、令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨等の大規模風水害を踏まえた災害対策基本法の改正（令和３年５月）や防災基本計画の修正のほか、避難情報に関するガイドラインの改定（令和３年５月）等も踏まえ、避難勧告・指示の一本化による避難情報の見直し、個別避難計画の市町村の作成努力義務化、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対応、あらゆる関係者が協働して取組む「流域治水」の推進等が盛り込まれた。

本町においても、災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正、山形県地域防災計画の修正等を踏まえ、高畠町地域防災計画を改訂するとともに、災害から住民の生活と地域を守り、安全で安心した住民生活の確保を図るべく防災ビジョンを示し、減災に向けた取組を進めていくものとする。

１　計画の基本理念

高畠町町民憲章の理念及び第６次高畠町総合計画のまちづくりの目標を基本計画の基本として、高畠町がめざす防災目標を『安全で安心な暮らしのできる災害に強いまち・高畠』に設定する。

『安全で安心な暮らしのできる災害に強いまち・高畠』を実現するために、以下の計画目標を掲げる。

一、　災害につよい安全なまちづくり
一、　安心して生活がおくれるまちづくり
一、　ふれあい・うるおいのあるやさしいまちづくり
一、　防災の意識向上による、『確実・安全・迅速』協力体制のまちづくり

（1）災害につよい安全なまちづくり

災害につよい安全なまちを作っていくためには、地域住民の防災活動に関わるところが大きく、日頃から防災に対する意識の高揚を図ることが不可欠である。「公助」による応急対策だけでは、大規模災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

一方、行政としても住民生活の安全を確保し、地域の防災安全性を高めていくには、防災関係行政機関との緊密な連携体制強化はもとより、自主防災組織の育成や防災知識の普及を推進し、危険箇所把握に努め、高度に進展する都市化、情報化及び高齢化に伴い、複雑多様化する災害に対応できるよう、災害時に必要な防災資機材や情報網を計画的に整備する。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

（2）安心して生活がおくれるまちづくり

町内の地すべり、がけ崩れ等の土砂災害警戒区域及び雪崩危険区域箇所等について把握し、砂防事業や治山事業等の災害予防、被害軽減のための事業を推進するとともに、現地に即応した避難体制の確立を図り、災害情報の収集・伝達を的確に、効果的に行う必要がある。町は、平成 28 年度に町防災行政無線のデジタル化を実施しており、山形県防災行政無線とあわせて、総合的な災害情報を収集伝達できるように防災行政無線システムの確立を図っている。

また、本庁舎については、施設の老朽化や耐震性能の不足等が懸念されており、大規模災害時における効率的な応急対応を含め、業務継続の観点からも防災拠点施設としての整備が必要となっている。令和７年５月の移転開庁を目指して整備する新庁舎は、耐震性を確保するとともに非常用電源を確保するなど、災害情報の収集や避難情報の発信を確実に行うことが可能な環境を整える。また、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

さらには、より効率的な輸送が図れるよう道路等の交通体系を整備するとともに、災害時の交通規制の体系を設ける。

（3）ふれあい・うるおいのあるやさしいまちづくり

高齢化、少子化、核家族化、都市化等の社会現象の進行及び災害の広域化等、防災行政を取り巻く社会環境の変化に応じ、災害時の人命に関わる救急活動及び要配慮者に対する福祉活動並びにバリアフリー化等を推進する。

平成 25 年６月の災害対策基本法の改正で避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられ、さらに令和３年５月の災害対策基本法の改正で個別避難計画について市町村での作成が努力義務化されたこと等を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、地域での支援体制の強化を推進するものとする。また、近隣社会が相互に協力し合い、積極的に避難救護等の援助を行う自主防災組織の育成とその活動の活性化対策を推進する。

福祉体制においても、保養施設の整備や高齢者等の「緊急通報システム」を拡充する一方、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の要配慮者に対するコミュニティケア体制を確立する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取入れた防災対策を推進するものとする。

（4）地域防災力の向上による、『確実・迅速・安全』協力体制のまちづくり

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、行政、住民及び事業所のあらゆる人々がともに協力し、災害に当たることが要請される。そのため、住民や事業所が持っている防災に対する力を十分発揮できるよう、あらゆる階層を対象とした系統的

で効果的な防災教育を行うことや、個別又は総合的な防災訓練を実施することが重要な意味を持つこととなる。

2　計画の前提　【　想定する被害程度　】

高畠町内で発生する災害では、次のような被害程度が予想される。

（1）風水害

人命損失や生活障害の程度は小さいが、最も頻度が高い災害である。大雨による河川等の氾濫、土砂災害、低地での浸水、水田への冠水、又は台風による家屋倒壊等が発生する。

①　水　　害　河川改修等により河川氾濫は減少しているが、道路等の都市基盤整備にあわせ涵養機能が低下し、都市部では排水路等からの浸水及び平地での水田冠水が発生する危険性は高い。

②　土砂災害　土砂災害警戒区域等が町内に多く点在するが、付近に人家が少ないこと、急傾斜地の整備が進んだことから、比較的災害程度は低い。

ただし、発生すれば人命及び家屋への危険度は高い。

（2）地震災害

発生頻度は低いが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす災害である。

高畠町周辺で大規模な地震災害は昨今発生していないが、山形県地震対策基礎調査によれば、西に長井盆地西縁断層帯、北に山形盆地断層帯が存在し、その被害のシミュレーションが行われている。

本町に最も影響を及ぼすと思われる「山形盆地断層帯の地震」の想定されるマグニチュードはM7.8、「長井盆地西縁断層帯の地震」の想定されるマグニチュードはM7.7であり、全国の主要断層帯の中でも「高いグループ」に属している。

人的及び物的損害が生じる危険性は大であり、積雪時期に発生すれば更に被害は拡大するおそれがある。

（3）雪　害

冬季の降雪状況により、様々な生活被害が生じるおそれがある。山間地では地形の影響等により雪崩の危険性もある。

第５章　町及び防災関係機関等の事務並びに業務の大綱

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務及び業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

１　実施機関

（１）町

町は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（２）県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

（３）指定地方行政機関

指定地方行政機関及び他の指定行政機関が相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導又は助言の措置を行う。

（４）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その事業が公共性及び公益性であることから、災害時は自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように協力するものとする。

（５）公共的関係機関

公共的関係機関は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、当該施設等の災害応急処置と町及び他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

（６）防災上重要な関係団体並びに関係業者

それぞれの事務及び業務に基づき町が行う災害応急対策に協力する。

２　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

（1）町

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
高畠町	1　町防災会議に関すること。 2　管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること。 5　防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係わる教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織の整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること。 3　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5　災害情報の収集に関すること。 6　災害広報に関すること。 7　災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関すること。 8　被災者の救助に関すること。 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10　緊急輸送の確保に関すること。 11　ライフラインの確保に関すること。 12　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　住宅対策に関すること。 5　租税の特例措置に関すること。 6　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7　公共施設等の災害復旧に関すること。

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	9　治山治水、その他地域保全に関すること。 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11　災害発生の防ぎょ又は、拡大防止のための措置に関すること。	施設等に対する応急措置に関すること。 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 14　食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。 15　災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 16　被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 17　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。	

（2）県

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県	1　山形県防災会議に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の	1　県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 4　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5　指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。 6　建設機械及び技術者の現況把握、	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 5　住宅対策に関すること。 6　租税の特例措置に関すること。 7　農林漁業者及び中小企業等に対す

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	改善に関すること。 5　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係る教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織の整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 9　治山治水その他県土の保全に関すること。 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。 12　在宅の災害時要配慮者対策に関すること。	並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。 7　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 8　応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。 9　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 10　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 11　災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。 12　災害広報に関すること。 13　緊急輸送の確保に関すること。 14　ライフラインの確保に関すること。 15　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 16　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 17　食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。	る金融対策に関すること。 8　公共施設等の災害復旧に関すること。

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		18　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 19　被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 20　被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 21　その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	
置賜保健所	1　環境保健の防災対策に関すること。	1　被災地における医療、保健、衛生活動の指導及び応援に関すること。 2　医療品、血液、その他衛生材料の調達及びあっせんに関すること。 3　環境衛生、食品衛生の保持に関すること。	1　避難所等における保健衛生の確保に関すること。
南陽警察署	1　災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。 2　災害警備の教養訓練に関すること。 3　防災広報に関すること。	1　災害情報及び交通情報の収集に関すること。 2　被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4　行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。	

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		5　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

（3）指定地方行政機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
農林水産省東北農政局山形県拠点	1　農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2　防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	1　災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 2　災害時における応急食料の供給に関すること。	1　農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。
東北森林管理局置賜森林管理署米沢森林事務所	1　治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2　防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。	1　災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	1　森林、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
仙台管区気象台（山形地方気象台）	1　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 2　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 3　気象業務に必要	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予	1　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所 南陽出張所 米沢国道維持出張所 緊急災害対策派遣隊((TEC-FORCE)・リエゾン)	1　防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。 2　通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 3　災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。 4　重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	1　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 2　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 3　建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4　緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。 5　災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。	1　二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

（4）自衛隊

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
自衛隊	1　防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、	1　災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員	1　自衛隊法第 100 条に基づく土木工事等の受託に関す

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態等に伴う部隊等の派遣に関すること。 2　被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路警戒に関すること。 3　診察、防疫の支援に関すること。 4　人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。 5　危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	ること。

（5）指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東日本電信電話株式会社山形支店	1　高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　気象通報の伝達に関すること。 2　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減	1　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金減免等料金の特

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		免に関すること。	例に関すること。 2　電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社ＮＴＴドコモ東北支社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	1　移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　災害時における移動通信の確保に関すること。	1　移動通信設備の災害復旧に関すること。
東北電力株式会社置賜営業所 東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センター	1　発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	1　災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	1　電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 2　電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社高畠郵便局	1　災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1　災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること。 2　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
			事務取扱及び援護対策に関すること。 3　株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。
山交バス株式会社米沢営業所		1　災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
米沢平野土地改良区	1　水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1　農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1　農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

（6）公共的関係機関

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形おきたま農業協同組合たかはた支店	1　災害時の情報収集及び緊急伝達体制計画に関すること。 2　農作物、農地、農業用施設等の災害予防の啓蒙に関すること。	1　農作物、農地、農業用施設等の被害の情報収集・伝達に関すること。 2　農作物、農地、農業用施設等の災害応急対策に関すること。 3　食料及び生活必需品等物資のあっせん協力に関すること。	1　農作物、農地、農業用施設等の災害復旧に関すること。 2　農林業災害復旧資金の融通と融資あっせんに関すること。
米沢地方森林組合	1　災害時の情報収集及び緊急伝達体制計画に関すること。	1　森林、林道、林業施設等の被害の情報収集・伝達に関すること。	1　森林、林道、林業施設等の災害復旧に関すること。 2　農林業災害復旧

機　関　名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	2　森林の災害予防の啓蒙に関すること。	2　森林、林道、林業施設等の災害応急対策に関すること。 3　災害応急用材の供給に関すること。	資金の融通と融資あっせんに関すること。
南陽市東置賜郡医師会	1　災害医療救護班の編成計画に関すること。	1　災害時における医療救護に関すること。	
高畠町環境衛生組合連合会	1　災害時の緊急非常配備及び動員体制計画に関すること。	1　災害時における飲料水の確保及び応急対策に関すること。 2　災害時における汚染ゴミ、し尿等の収集処理対策に関すること。	1　環境衛生事業の災害復旧対策に関すること。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）		1　災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。	
住民	1　食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。		

（7）防災上重要な団体、関係業者

公共的な団体である高畠町商工会、高畠町建設クラブ、高畠町危険物安全協会、高畠町石油商業協同組合、高畠町社会福祉協議会、建設業者、一般運送会社、危険物・高圧ガス等貯蔵施設管理者、販売業者、電気工事者、水道工事者等、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの事務及び業務要綱等に基づき関係機関と協力して、

災害応急措置及び災害復旧事業を行うものとし、本計画で定める災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高畠町商工会	救援物資、復旧資材の確保についての協力あっせん
高畠町青年会議所	災害時における物価安定についての協力あっせん
一般病院及び医院	災害時における収容患者に対する医療の確保 災害時における負傷者等の医療救護
一般輸送業者	災害時における緊急輸送の協力
一般建設業者	災害時における応急復旧協力
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置
青年団体、女性団体等の文化事業団	災害時における応援体制の確立
町内会等の地域住民組織	隣保互助の精神に基づく自主防災組織の確立

第６章　計画の運用等

１　平常時の運用

（１）防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

各種施策・事業の企画及び立案の段階において、当該施設、事業が防止ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は、当該施策及び事業の修正を行わなければならない。

（２）災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画等の習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限に食い止めるために防災活動を展開することになる。防災活動は、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当職員の活動計画の習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については、日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備するものとする。

（３）防災会議への報告

町及び関係機関は、防災ビジョン、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画に基づいた事務の遂行状況、今後の目標及び方針を防災会議に報告するものとする。

２　発生時の運用

地震災害、風水害及びその他の災害が発生した場合には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるものとする。

３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。各機関は、関係ある事項について修正がある場合は、毎年３月末までに修正案を町総務課に提出する。

４　計画の周知

この計画は、町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第２編　震災対策編

第１章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及計画

１　目的

町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

２　防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

（１）町における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

（２）防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

３　一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、全ての応急対策に行政が対応することは困難であるため、住民自らの自主防災意識と行動が重要である。このことから、様々な場面をとらえ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に防災知識の普及を図る。

（１）啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①　地震発生前の準備等についての啓発事項

ア　住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

イ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

エ　自動車へのこまめな満タン給油

オ　高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

カ　家族が服用している医薬品の情報等の把握

キ　ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

ク　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ケ　県や町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

コ　地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

②　地震発生後の行動等についての啓発事項

ア　緊急地震速報発表時の行動

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ　自らの身を守る安全確保行動

エ　自動車運転時の行動

オ　地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等の避難場所、避難経路

キ　広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　応急救護の方法

ケ　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

コ　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

サ　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

シ　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

ス　生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

（２）啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（３）住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

（４）防災マップ及び警戒避難マニュアルの作成・配布

土砂災害警戒区域等において、危険区域や避難経路等を示した防災マップ及び警戒避難マニュアルを周知・配布し、集落内の防災意識を高める。

（５）緊急地震速報の普及啓発

緊急地震速報は、地震発生時の迅速な行動に大いに役立つものである。住民が速報を受けたときの適切な対応を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

４　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

（１）啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①　地震発生前の準備等についての啓発事項

ア　施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策

イ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

エ　自動車へのこまめな満タン給油

オ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ　県や町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

キ　地域住民との協力体制の構築

ク　地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

②　地震発生後の行動等についての啓発事項

ア　緊急地震速報発表時の行動

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ　自らの身を守る安全確保行動

エ　自動車運転時の行動

オ　地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等の避難場所、避難経路

キ　広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　応急救護の方法

ケ　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

コ　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

サ　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

シ　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

（2）啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5　学校教育における防災教育

町、国及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（1）児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、県や町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

①　児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

②　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

③　自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒等が自身の安全を守るための力を育成すること。

（2）教職員に対する防災教育

①　町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

②　校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

（3）社会教育における防災教育

社会教育の拠点である地区公民館で開催する研修会、講座等を通じ、住民に危険箇所の周知や地震時の対処方法、避難場所の確認、出火防止、初期消火並びに救助救出について習得させるとともに、町主催の各種行事で機会をとらえ参集者に適合する内容の防災知識の普及を図る。

6　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

（1）監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに宿泊施設等、不

特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

（２）危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

（３）病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

（４）宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

（５）不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第２節　地域防災力強化計画

１　目的

地震災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所等）による自発的かつ組織的な防災活動（共助）がきわめて重要であることから、災害による被害の軽減を図るため、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

２　自主防災組織の育成

（１）育成の主体

町は、法第５条第２項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

（２）育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和 54 年３月 23 日山形県防災会議決定）に基づき、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

①　人口の密集している地域
②　高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
③　木造家屋の集中している市街地等
④　土砂災害危険地域
⑤　雪崩発生危険箇所の多い地域
⑥　消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
⑦　豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
⑧　過去において災害により甚大な被害を受けた地域

（３）自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

①　住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
②　同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

（４）育成強化対策

①　町は、自主防災組織のマニュアルを作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア　編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

（ア）自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

（イ）編成上の留意事項

a　女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

b　水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

c　事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

d　地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団ＯＢ等）の活用

イ　規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ　活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

（ア）自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)

（イ）防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)

（ウ）防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)

（エ）情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)

（オ）出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)

（カ）救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)

（キ）避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)

（ク）給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊出し等)

（ケ）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)

②　自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア　消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

イ　自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること

ウ　男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

③　訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④　防災資機材の整備等

町は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

⑤　自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

（5）自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

①　平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

ウ　地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

エ　地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

オ　家庭内における防火、防災等についての啓発活動

カ　地域内における情報の収集・伝達体制の確立

キ　避難所及び医療救護施設の確認

ク　火気使用設備・器具等の点検

ケ　防災用資機材等の備蓄及び管理

コ　各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

サ　在宅の要配慮者に関する情報の把握等

②　災害発生時の活動

ア　出火防止及び初期消火活動の実施

イ　地域住民の安否の確認

ウ　負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

エ　地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

オ　地域住民に対する避難指示等の伝達

カ　避難誘導活動の実施

キ　要配慮者の避難活動への支援

ク　避難生活の指導、避難所の運営への協力

ケ　給食・給水活動及びその協力

コ　救助物資等の配布及びその協力

サ　他地域への応援等

（6）関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係団体

と連携を図る。

① 女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり

② 少年消防クラブ等の育成強化への協力

③ 民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

（７）住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

① 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

② 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

３ 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

（１）企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 宿泊施設及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

イ 石油類、ＬＰガス、危険物等の貯蔵所又は取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模

以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルにおいては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ　自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防機関と協力し、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③　自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

（ア）防災要員の配備

（イ）消防用設備等の維持及び管理

（ウ）家具・什器等の落下・転倒防止措置

（エ）各種防災訓練の実施等

イ　災害発生時の活動

（ア）出火防止及び初期消火活動の実施

（イ）避難誘導活動の実施等

（ウ）救援、救助活動の実施等

（２）企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（３）町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（４）企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

（５）企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第３節　災害ボランティア受入体制整備計画

１　目的

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、災害応急対策を迅速に的確に実施するためには、ボランティアの活動が大いに期待され、ボランティアの連携協力、労務者の雇い上げ確保及び被災地の近隣の者の協力等が重要となる。

その活動を円滑に行うために、町が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

２　一般ボランティア

（１）意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

（２）活動分野

被災地の生活支援を目的に、専門知識及び技術等を必要としない自主的な活動を行う一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

①　避難所における炊出し、清掃等の被災者支援活動
②　救援物資、資機材等の配分・輸送
③　家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
④　災害情報、生活情報等の収集・伝達
⑤　被災者の話を聞く傾聴活動
⑥　避難所の運営支援

（３）受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

①　町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
②　町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
③　町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
④　町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
⑤　地域における防災意識の普及啓発
⑥　ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

３　専門ボランティア

（１）意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政、企業及び民間団体

からの派遣による専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

（2）活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区　　分	活　動　内　容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取いに関する知識を有する者

（3）受入体制の整備

災害時におけるボランティアの受入等が円滑に進められるよう社会福祉協議会、日本赤十字社、ＮＰＯ並びにその他ボランティア関係機関・団体と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組を行う。

① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及啓発、加入促進を図る。
⑤ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

4 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第４節　防災訓練計画

１　目的

防災活動に対する意識高揚、技術の習得を推進し、災害による被害の未然防止又は軽減を図るとともに、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、防災関係機関並びに自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施に必要な事項を定める。

２　町の防災訓練

町は、地域における第一次の防災関係機関として災害対策活動の円滑を期するため、以下の点に留意して各種訓練を実施する。

（１）学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
（２）自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
（３）県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
（４）無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
（５）総合的な防災訓練を年１回以上開催するように努めること。
（６）図上訓練等を実施するように努めること。
（７）被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
（８）ペット同行避難者の受入を想定した訓練実施に努めること。
（９）緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
(10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
(11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
(12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

３　訓練の種類及び内容

（１）基礎防災訓練の実施

①　初動対応訓練の実施

震災の発生時には初動活動の成否が、その後の応急対策活動を大きく左右することから、地震が発生した際の各人の防災関連事務に習熟し、速やかに応急対策体制に移行できるよう、それぞれの役割を認識しておく。

勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、早急に災害対策の体制を確立できるよう、参集訓練を実施する。参集訓練においては、職員の参集途上であっても重要な事項は、意志決定できる体制が可能であることを認識させる必要がある。

②　消防訓練

町は、地震発生時の消防防災活動の実践的技能を充実させ、災害現場における『確実・安全・迅速』な活動を行えるよう、消防機関による「消防ポンプ操法訓練」、「救急及び救助訓練」、「教育基本訓練」を実施するものとする。

火災防ぎょ訓練の実施は、消防機関を主体に、関係機関、関係地域住民及び自主防災組織が参加して、地震発生時の火災防ぎょ実践又はその他の災害を想定した訓練要綱を定めて実施するものとする。

③　避難誘導訓練

町は、震災時における避難の指示並びに避難のための立退き等の円滑化と『確実・安全・迅速』な避難を図るため、防災関係機関並びに関係地域住民の参加協力を得て一般住民を対象とした各種訓練（避難誘導訓練を含む。）を実施するものとする。

④　救助及び救出訓練

震災時には、住宅密集地における家屋の倒壊により、多くの人々が閉じこめられる可能性があるため、町並びに防災関係機関は、救助救出に関する訓練要綱を定めて訓練を実施するものとする。

⑤　通信訓練

震災時には有線通信が壊滅的な被害を受け、無線設備も被害を受けることから、通信の途絶が予想される。

このような事態に対し、通信の円滑な運用を確保するため、常に器材の習熟に努めるとともに、震災時における町本部と各施設並びに防災関係機関との円滑な情報伝達及び収集が行えるよう、各機関ごとに設置されている通信機器を使用して年１回以上の通信訓練を実施するものとする。

実施する場合は、訓練実施要綱を作成するものとする。

サイレン等による情報伝達についても、マニュアルを定めておく。

（２）総合防災訓練

町は、国及び県並びにその他の機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、前述の基礎防災訓練を網羅した実地又は図上の総合防災訓練を次により実施する。

①　実施時期

原則として、９月に実施するものとする。

②　実施場所

防災機関と協議し、訓練実施場所を選定する。

③　訓練実施要綱

訓練目的、災害想定、訓練組織、訓練参加機関、訓練概要を防災関係機関と協議して、町地域防災計画に基づき訓練実施要綱を作成して実施するものとする。

（３）土砂災害防災訓練

土砂災害警戒区域等において、防災マップ（令和３年３月発行）及び警戒避難マニュアルをもとに、県及び自主防災組織等と連携して警戒避難を中心とした訓練を順次実施する。

（４）その他の訓練

自主防災組織、行政区並びに事業所等は、消防署若しくは消防団の協力のもとに、

出火防止、初期消火、救助救出並びに応急救護訓練を積極的に実施することとする。

幼稚園、保育園、認定こども園、小学校及び中学校においては、防災教育の一環として避難訓練等を実施し、地震時の危険について理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

4　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

5　学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

町、国、県及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

（1）授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
（2）児童生徒等の避難誘導を実施すること。
（3）季節を考慮した訓練を実施すること。
（4）できる限り地域との連携に努めること。

6　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、医療機関・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

7　実践的な訓練の実施と事後評価

（1）町及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

（2）町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必

要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第５節　避難体制整備計画

１　目的

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民が安全な場所に計画的に避難できるよう、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

２　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（１）指定避難所等の定義

①　指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

②　指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

（２）指定避難所等の指定

町は指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

①　地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず危険区域内となる場合は、浸水、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

②　指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅

速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

③　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

④　発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）を全て受入れられる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の受入も考慮して指定避難所等を整備すること。避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度を目安とし、町が適当と認める場所とすること。

⑤　延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

⑥　公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

⑦　危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

⑧　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

⑨　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

⑩　学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

⑪　指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

⑫　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

⑬　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するＮＰＯや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

（３）避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

① 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

② その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

（4）指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

① 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

② 広報紙、防災マップ、チラシ配布

防災マップの更新に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

③ ホームページへの掲載

④ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

① 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

② 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

③ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

④ 指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は避難所運営マニュアル（令和３年度作成）や訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（5）自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、防災マップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（6）公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用

地･国有財産の有効活用を図る。

3　避難指示等発令体制の整備

（1）判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にした資料を作成するものとする。

（2）全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

（3）国や県との連携

町は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4　指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

（1）指定避難所及び避難路の耐震化

（2）断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時やふくそう時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても、施設･設備の機能が確保されるよう､再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努める。

（3）地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーテーション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備

（4）要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備

（5）要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

（6）避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

（7）更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

（8）避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに､感染症患者が発生した場合の対応を含め、

防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、宿泊施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

5　避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するものとする。

6　避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（1）多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

①　地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

②　入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

③　集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

④　災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等

⑤　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

（2）不特定多数の者が利用する施設

宿泊施設、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

①　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

②　利用者の施設外への安全な避難誘導

③　避難所等に係る町との事前調整

（3）地下空間を有する施設

地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

① 利用者の施設外への安全な避難手段の確保
② 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

8 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（1）相談等に当たる介助員等の配置（おおむね 10 人の対象者に１人）
（2）高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
（3）日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアに当たる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

9 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

第６節　救助・救急体制整備計画

１　目的

大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

２　自主防災組織の対策

（１）情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

（２）防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

（３）防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

３　町及び消防機関の対策

（１）住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

（２）民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

（３）消防機関の救助・救急体制の整備

①　消防本部

消防機関は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助･救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

②　消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、

団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助･救急用資機材の整備に努める。

（４）連携体制の構築

① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

② 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ等のメディアの活用を検討するとともに、(一社) 日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

（５）救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

（６）医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

（７）応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第７節　火災予防計画

１　目的

大規模な地震においては、発生直後から二次災害として火災が発生することが多く、阪神・淡路大震災では木造建物密集地域で大火が発生し、家屋の下敷きになった人が逃げ遅れたために、焼死するなど多大な被害が起きた。

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

２　出火防止

（１）一般対策

①　町及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。

②　町及び消防機関は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

③　消防機関は、不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の危険物、火気を取扱う防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

（２）家庭に対する指導

①　町及び消防機関は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア　地震発生時の対策

（ア）使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

（イ）ガスにあっては、元栓を締める。

（ウ）電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ　平常時の対策

（ア）消火器、消火バケツ等の消火器具の設置

（イ）住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

（ウ）危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

（３）防火対象物に対する指導

町及び消防機関は、消防法に基づき防火管理者の選任が必要な防火対象物については、防火管理者を選任させる。

（４）防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（飲食店、宿泊施設、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3　消防用設備等の適正な維持管理指導

（1）町及び消防機関は、医療機関、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

（2）町及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4　初期消火体制の強化

（1）自主防災組織の対策

①　自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、町等に通報する体制を確立する。

②　自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

（2）消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

5　消防施設等の整備

（1）町による整備

町及び消防機関は、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

（2）防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

（3）自主防災組織による整備

町は、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第８節　医療救護体制整備計画

１　目的

大規模な地震災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で、適切な医療を提供するため、町及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

２　医療関係施設の役割

災害発生時において、傷病者に応急処置・医療を提供する医療関係施設は、次の業務を行う。

（１）医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。町での設置が困難な場合は県の協力を要請する。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

（２）一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

（３）救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

（４）災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

（５）災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入やトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、ＤＰＡＴ活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

（６）DMAT※指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

※DMAT（災害派遣医療チーム）：Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとって略したもの。DMATとは、医師、看護師、医師・看護師以外の医療職、医療事務員などで構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場において、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

（７）ＤＰＡＴ※指定病院

ＤＰＡＴ指定病院は、県の要請により、ＤＰＡＴを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたＤＰＡＴは、県の要請等により県内外から派遣されたＤＰＡＴとともに、被 災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動 への専門的支援等を行う。

※ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）：Disaster Psychiatric Assistance Team の頭文字をとって略したもの。ＤＰＡＴとは、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動等の支援活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。

３　医療関係施設の整備等

（１）医療関係施設等の整備

町、医療施設及び医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

（２）医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

①　設置場所

ア　二次災害の危険のない場所であること。

イ　傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。

ウ　住民等に比較的知られている場所であること。

エ　ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

②　設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③　設置数

災害の規模等を想定した設置数とする。

（３）ＩＴを活用した災害時の情報収集体制の整備

①　山形県医療機関情報ネットワーク

町、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

②　非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

（４）多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

（５）長時間停電対策

災害拠点病院等は、発災後、72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（６）食料等の備蓄

災害拠点病院等は、食料、飲料水、医薬品の備蓄の充実に努める。

4　医療救護活動体制の整備

（1）防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

（2）災害時医療救護マニュアルの整備

町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

5　医療資器材供給等体制の整備

（1）医療資器材の確保等

町は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を確保するよう努める。

（2）医療資器材輸送体制の整備

町は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

第９節　地震防災施設等整備計画

１　目的

町が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

２　整備対象施設等

（１）消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

（２）防災資機材の整備

町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

①　自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

②　町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

ア　コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

イ　消防本部等が使用する救助用資機材

ウ　水防用資機材

（３）防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

３　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第２条第１項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

（１）計画期間

第６次地震防災緊急事業五箇年計画　令和３年度～令和７年度

（２）対象事業

県計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。

①　避難地

② 避難路
③ 消防用施設
④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設
⑦ 医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑩ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
⑫ 砂防法第１条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第２条第２項第１号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
⑬ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
⑭ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
⑮ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
⑯ 地震災害発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
⑰ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材
⑱ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
⑲ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第１０節　防災用通信施設災害予防計画

１　目的

地震災害時の初動対応及び応急対策において情報の管理が、その後の事態に対する処理の重要な要因であり、災害対策で最も重要な位置を占めている。

そのため、災害対策の迅速かつ確実な実施のために、常に『確実・安全・迅速』に町本部に情報が収集及び伝達され、必要な部署に情報が提供されるよう、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

また、地震災害時には情報の混乱が予想され住民の不安が増大する可能性がある。人心の安定と社会秩序を維持するためには、住民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要であり、災害が発生した場合、住民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平常時から広報体制について整備を行うことについて定める。

２　防災用通信施設の整備状況

（１）町防災行政無線

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報及び地震情報の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

①　同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備である。

②　移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、町役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

（２）防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網として、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに町では町防災行政無線設備が整備されている。

３　通信施設の災害予防措置

（１）町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

（２）町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

① 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

② 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い、耐震性を強化する。

③ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、国、県及び町等を通じた一体的な整備を図る。

④ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

⑤ 移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

⑥ 通信ふくそう時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

⑦ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

（３）通信手段の多様化

町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

（４）最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

４　通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

５　電気通信設備等の活用

（１）移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマ

チュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

（２）災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

（３）ＩＰ電話

ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

（４）電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第１１節　地盤災害予防計画

１　目的

地震災害時には、地震に起因するがけ崩れや地すべり、液状化による被害の発生が予想される。これら災害の未然防止と被害軽減を図るため、土砂災害予防対策を推進することが必要である。

そのため、地すべり、がけ崩れ並びに土石流（以下「土砂災害」という。）による災害に対して、地すべり等災害予防事業、山地災害予防事業、砂防事業、農地防災事業並びに道路災害防止事業等の必要な災害防止事業計画と、防災関係機関並びに地域住民による災害の予防体制の確立を図るために必要な対策について定める。

２　土砂災害警戒区域等の調査･周知

（１）基礎調査の実施

町は、県が実施する、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

（２）土砂災害危険区域等の指定・周知

①　土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害危険区域は、「地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）」により指定された箇所、「砂防法（明治３０年法律第２９号）」による砂防指定地、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）（以下「土砂災害防止法」という。）」による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、並びに各省庁の危険区域調査要領に基づき県が把握した土砂災害危険箇所並びに町が独自に把握している箇所に区分される。この土砂災害危険区域を「土砂災害危険区域に係る市町村に対する指導方針」（山形県防災くらし安心部防災危機管理課）の指定基準に基づき防災関係機関が現地検証と登載について検討を加え、本計画資料編に『高畠町土砂災害警戒区域等』として掲載するものとする。

町並びに防災関係機関は、地域防災計画掲載危険箇所並びに一斉点検把握危険箇所の災害予防対策と被害の軽減を中心とした災害予防計画を策定して、土砂災害予防対策事業等の事業を推進するものとする。

②　高畠町土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立

町は、町地域防災計画に登載した土砂災害危険区域の実態を把握するため下記の関係書類を整備し、災害防止の警戒と避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害危険区域防災カルテは、登載区域の集落毎に危険区域の位置、把握内容、予想災害名、予想される被害区域及び予想災害実態並びに情報の収集伝達、避難、救助等の災害時の警戒避難体制等についてその内容とし、作成にあたっては、当該行政区長と協議して作成するものとする。また、土砂災害警戒区域等が指定された場合には、各警戒区域ごとに情報収集・伝達体制及び警戒避難体制を定め、その内

容を記載した防災マップを住民へ配布している。

（３）土砂災害予防体制の強化

①　危険区域の実態調査及び周知

町は、斜面崩壊等の土砂災害を未然に防ぐため、県が指定・公表した土砂災害警戒区域等及び各課（建設課及び農林課等）で把握している災害危険箇所並びに町が独自に調査把握した危険箇所の現地を確実に把握し、把握担当課において、危険箇所毎に災害防止対策事業計画を策定するものとする。特に、学校、病院及び福祉施設等を含む危険箇所について調査及び点検を重視する。

町地域防災計画に掲載した危険箇所については、住民並びに要配慮者利用施設の管理者に公表し、周知徹底を図る。

②　土砂災害警戒区域等のパトロール強化

土砂災害警戒区域等については、定期的なパトロールを行い、土砂災害が発生しやすい６月～１０月の期間においては、町地域防災計画に掲載されている箇所を防災関係機関でパトロールを実施する。

各危険区域の代表者（行政区長）並びに管轄消防分団及び防災関係機関との連絡会議を開催して区域に関しての情報交換と災害時における情報の収集、伝達及び支持伝達の確立を図るものとする。

③　所有者に対する防災措置の指導

町は、土砂災害警戒区域等において、災害の発生が予想される箇所の所有者、管理者及び借地権者に対して積極的に防災措置の指導を行うものとする。

④　雨量観測体制の整備並びに警戒体制

町の災害履歴の中で大雨による災害が多く発生していることから、震災時には災害危険区域等において、災害が発生しやすい状況となる。このため、町では災害防止のため雨量計の設置と観測の委託を計画的に進め、大雨又は集中豪雨時の雨量情報の収集を行うものとする。

⑤　避難体制の確立

公共施設又は不特定多数の人が集まる施設若しくは集落において人的被害が発生すると予測される場合、施設等の管理者又は集落を代表する行政区長が町と協議し、安全に計画的に避難できる体制を確立するものとする。

（４）土砂災害警戒区域等の住宅移転の促進

がけ地近接等危険住宅移転事業については、「高畠町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程」を制定しているが、居住者の移転希望を原則とするため進捗しない状況にある。土砂災害警戒区域等住宅移転事業は、土砂災害の防止事業と深く関わるものであることから、当該土砂災害警戒区域等について災害防止工事を行い、安全対策を講ずるか又は危険住宅の移転を推進するかについて、集落毎に協議し選択するものとする。

防災関係機関は、集落の選択に基づき、災害防止工事又は住宅移転の推進事業を行うものとする。

3　山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図るほか、町は、これらの「山地災害危険地区」を地域防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

4　地盤災害予防対策の推進

（1）地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

（2）災害防止対策工事の推進

町は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

（3）警戒体制の確立

町は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

（4）緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

（5）緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5　軟弱地盤等液状化対策等の推進

（1）地盤液状化現象等の調査研究

町及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する状況を把握し、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

（2）地盤改良・液状化対策工法の普及

町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6　災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、安全対策を検討の上、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

7　被災宅地危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養

成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第１２節　孤立集落対策計画

１　目的

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

２　孤立するおそれのある集落の把握

町は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」という。）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

３　防災資機材等の整備

（１）連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

（２）食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

（３）避難所の確保

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

（４）防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

（５）ヘリ離着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

４　孤立予防対策の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

5　防災体制の整備

（1）自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

（2）応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第１３節　建築物災害予防計画

１　目的

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町等が実施する災害予防対策について定める。

２　「高畠町建築物耐震改修促進計画」の策定

地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるためには、既存建築物等の耐震性向上のため、耐震診断・改修等を総合的・計画的に行う必要がある。

計画では、耐震化の現状を把握しながら耐震診断・改修の実施に向けた目標を設定し、総合的な安全対策や優先的に着手すべき建築物・重点的にすべき区域の設定等、計画的に促進するものとする。

また、地震ハザードマップの作成や家具の転倒防止策の推進等、自治会や県、国とも連携しながら、耐震についての啓発及び知識の普及を図るものとする。

３　建築物の耐震性の確保

（１）防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

①　災害対策本部が設置される施設（町役場庁舎等）
②　医療救護活動に従事する機関の施設（保健所、病院等）
③　応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署等）
④　避難施設（学校、体育館、文化施設等）
⑤　社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

（２）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は「高畠町建築物耐震改修促進計画」（令和４年３月改定）に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物を中心に、耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。また、町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（３）防災設備等の整備、維持管理

①　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア　配管設備類の耐震性の強化
イ　非常用電源の基本能力の確保

ウ　飲料水の基本水量の確保
エ　消防防災用設備等の充実
オ　情報・通信システム等の耐震性能の向上等

②　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

4　公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成 17 年３月策定)」及び「県促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ)）を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

（1）防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・支部を設置する施設、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するに当たり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

（2）広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

（3）その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

5　一般建築物等の耐震化の推進

（1）不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、町は、県及び消防機関の指導のもと施設管理者に対し、（2）に掲げる一般建築物の耐震化及び以下の防災対策に取組むよう求めていく。

①　震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
②　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
③　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練
④　震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

（2）住宅・建築物の耐震化

①　特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

ア　町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）

第 14 条に定める昭和 56 年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ　また、耐震改修促進法第 16 条に規定する既存耐震不適格建築物についても、町促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

ウ　耐震改修促進法第 22 条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

②　耐震診断・改修に関する知識の普及啓発

町は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。

ア　木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及啓発を図る。

イ　木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

（3）ブロック塀、石塀等の倒壊防止

過去の地震発生時には、窓ガラス、外装や建築物の付属物、屋外広告物等が落下したり、ブロック塀や自動販売機が倒壊したため、死傷する者や障害物発生の原因となった。

町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発に努める。

（4）窓ガラス等二次部材の落下防止

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、街区及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発しながら改修促進を図っていく。

（5）家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

6　耐震診断等推進体制の整備

（1）耐震診断・改修技術者の育成・登録

町及び県は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を県、町等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

（2）被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町及び県は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の

確立に努める。

① 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、町に配布する。

② 判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、町に配布する。

③ 判定資機材等の整備

町は、県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

④ 関係機関における協力体制の確立

町は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、県、建築関係団体等と協議を行う。また、町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

（3）被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

7 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

（1）既存建築物に対する改善指導

建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、宿泊施設等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

（2）防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（飲食店、宿泊施設、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

8 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の

高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図る。

9　空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第１４節　輸送体制整備計画

１　目的

地震災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、町等が実施する輸送体制の整備について定める。

２　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、物資支援のための準備に努める。

３　緊急輸送道路ネットワークの設定

（１）緊急輸送ネットワークの指定

町は、県等関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、町内の防災活動拠点、輸送施設（道路・鉄道・臨時ヘリポート等）、避難所を選定し、これらを有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークを指定する。なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

（２）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

（３）連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで連接される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

４　物資拠点の環境整備等

（１）町は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、関係機関と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備に当たっては、公共施設を物資拠点にすることも検討する。

①　物資の調達・輸送に必要となる情報項目･単位の整理による発注方法の標準化

②　物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

③　緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

（２）町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議の上、複数選定しておく。

（３）民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

5　臨時ヘリポート候補地の選定

町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

6　緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。

この際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7　緊急通行車両確保のための事前対策

（１）緊急通行車両の事前届出

災害発生時における緊急通行車両については、事前の届出が必要であるため、次により届出を行う。

緊急通行に係る業務の実施責任者（町長）は、当該車両を使用して行う業務の内容を明らかにする書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証等の交付を受ける。

対象となる車両は次のとおりである。

①　災害時において、町地域防災計画に基づき、高畠町災害対策本部運営規程第３条に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両。

ア　気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
イ　被害状況の調査及び報告に関すること。
ウ　水防、消防その他緊急措置に関すること。
エ　災害救助その他民生安定に関すること。
オ　災害時の衛生対策に関すること。
カ　災害時の応急の教育に関すること。
キ　災害時の輸送対策に関すること。
ク　災害応急復旧に関すること。
ケ　その他災害応急対策に関すること。

②　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、

指定公共機関又は指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関及び団体から調達する車両。

緊急通行車両の標章

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（２）自動車運転者のとるべき措置

町は、自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、県、道路管理者及び南陽警察署と協力して次の事項を周知徹底する。

①　走行中の場合

ア　落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに南陽警察署又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

イ　停車する際は、できるかぎり安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄り過ぎないよう注意すること。

ウ　停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

エ　やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

②　避難する場合

車両を使用しないこと。

③　基本法による交通規制が行われる場合

ア　道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させる

こと。

イ　速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第１５節　各種施設災害予防対策関係

第１款　交通関係施設災害予防計画

１　目的

地震等による道路及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

（２）施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

（３）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

（４）復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

３　道路の災害予防対策

（１）町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

（２）防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

①　道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、ＩＴＶ)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

② 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

③ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及啓発活動を推進する。

⑤ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

（3）相互連携体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

② 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

（4）資機材等の整備

① 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

② 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

（5）道路トンネル事故の予防対策

地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

① 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

② 道路管理者は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

③ 道路管理者及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

4 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

（1）施設の災害予防

① 施設の保守管理

鉄道施設の全ての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

② 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

（2）防災体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

② 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

ア ＪＲ電話及びＮＴＴ電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びファクス

イ 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計

（3）避難誘導体制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

（4）防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

① 非常呼出訓練

② 避難誘導訓練

③ 消火訓練

④ 脱線復旧訓練

第２款　土砂災害防止施設災害予防計画

１　目的

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするため、災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

町は、土砂災害防止施設の管理者に対し次の災害予防対策を要請する。

（１）防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

（３）施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

（５）応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

（６）災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

３　治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

（１）保安林の指定及び整備

①　森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

②　地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

（２）治山施設の整備

①　危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治

山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

② 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

③ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

（3）林道施設の整備

森林整備保全事業計画、民有林林道整備計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路、代替路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

（4）山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

4 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

（1）法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化し、標識の設置等により法指定地区域における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

（2）砂防設備等の整備

① 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設の対策箇所等を優先的に整備する。

② 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防えん堤、遊砂地等の整備を実施する。

（3）地すべり防止施設の整備

① 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

② 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

（4）急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

（5）砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第３款　河川施設災害予防計画

１　目的

地震による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を行うための体制づくりについて定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

（３）施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

（５）応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

３　河川構造物の災害予防対策

各施設管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

（１）堤防等河川構造物の点検、耐震化の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び街区の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強に努めるよう指導する。

（２）占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

（３）防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項をあらかじめ定めておくほか、防災マップの周知に努める。

第４款　農地・農業用施設災害予防計画

１　目的

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、町等が実施する災害予防対策について定める。

２　各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

（３）施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

（５）復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

３　農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

４　用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不充分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

５　ため池施設の災害予防対策

町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）について、データベースの整備や防災マップの周知・配布等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに適正な管理に努める。

第５款　電気通信施設災害予防計画

１　目的

電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

（１）通信施設監視等体制の確保

町内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

（２）災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

（３）対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受入れられる体制を確保する。

①　全社体制による応急復旧要員の非常招集

②　関連会社による応援

③　工事請負会社の応援

（４）防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

①　社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。

②　防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

③　町及び県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

３　広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

４　電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設

備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

（1）電気通信設備の耐震性等

① 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

② 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

（2）電気通信システムの高信頼化

① 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

② 主要な中継交換機を分散設置する。

③ 通信ケーブルの地中化を推進する。

④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

（3）災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

① 非常用衛星通信装置

② 非常用無線通信装置

③ 非常用電源装置

④ 応急ケーブル

⑤ その他の応急復旧用諸装置

（4）電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

（5）二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の確保と整備

（1）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

（2）災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

（3）災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的に実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第６款　電力供給施設災害予防計画

１　目的

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

（１）防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

（２）防災訓練

①　防災対策を円滑に推進するため、年１回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

②　国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

（３）防災業務施設等の整備

①　必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

②　関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

３　防災関係機関との連携

（１）町防災会議等との協調

町防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

（２）他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

４　広報体制の確立

災害による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

５　電力設備の災害予防対策

（１）電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強

等により災害予防対策を講じる。

（2）代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（3）重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

（4）電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた電気事業者との連携の拡大に努める。

（5）二次災害の防止

各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6　災害対策用資機材等の整備

（1）災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

（2）災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

（3）災害対策用資機材等の広域運営

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社は、災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

（4）災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第７款　上水道施設災害予防計画

１　目的

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

町は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

（１）組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

（２）応急対策マニュアルの策定

町は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

（３）職員に対する教育及び訓練

①　研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

②　緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

（４）管理図面及び災害予防情報の整備

町は、他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

（５）関係機関との連携及び連絡調整

町は、災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関等と連携体制を整備する。

（６）緊急時連絡体制の整備

町は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

（７）自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

３　防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対

し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

（1）住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

（2）町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

（3）医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

4　上水道施設の被害想定

町は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

（1）構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

（2）上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

①　管路の被害想定

②　構造物及び設備の被害想定

③　被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

④　断水期間

（3）耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

①　上水道施設ごとの応急復旧期間

②　被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

③　医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

5　上水道施設の災害予防措置

町は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

（1）重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

①　浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

②　軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

③　指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

④　配水池容量（12 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

⑤　耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

⑥　老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

（2）代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（3）バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

①　重要施設の複数配置による危険分散の強化

②　非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

③　隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

④　制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

⑤　各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

（4）機械設備や薬品管理における予防対策

①　機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

②　震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

③　水道用薬品の適正な量の備蓄

（5）二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6　災害対策用資機材等の整備

（1）応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

（2）応急復旧用資機材の整備

町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

①　削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

②　直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

③　広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

④　復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

⑤　作業員の安全装備等の常備

7　生活用水水源の把握

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第８款　下水道施設災害予防計画

１　目的

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、町が実施する災害予防対策について定める。

２　防災体制の整備

町は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

（１）組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

（２）応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

（３）職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに､防災上必要な知識及び技術を向上させる等､人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

（４）設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため､設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

（５）ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握する上で、地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

（６）民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

（７）災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

（８）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画(業務継続計

画)を策定し、ＰＤＣＡサイクルにより随時見直しに努める。

３　広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

４　下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

（１）耐震性の確保

①　耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル２、その他の幹線についてはレベル１の地震動に対応する構造とする。

レベル１地震動：供用期間中に発生する確率が高い地震動

レベル２地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

②　耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

③　耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

ア　管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

イ　処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

④　液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

（２）安全性の確保

①　施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

②　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

③　維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として５

年に１回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

（３）長時間停電対策

①　非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

②　燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は 72 時間分の備蓄を目標とする。

5　災害復旧用資器材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第１６節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

１　目的

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町及び県が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

２　基本的な考え方

（１）町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

（２）町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。

（３）町は、住民の備蓄を補完するため、関係調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。

（４）町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

（５）町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

３　食料等の確保品目及び方法

（１）食料

①　品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障がい、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア　炊出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

イ　即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

②　方法

町は、２の（３）及び（４）により食料の供給体制を整備する。

（２）飲料水

①　町は、１人１日３リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、

町は飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

② 町は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

③ 水道用水供給事業者は、町の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

（3）生活必需品

① 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区　　分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等　ほか
外衣・肌着	下着　ほか
身の回り品	タオル　ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器　ほか
医薬品	常備薬、救急箱　ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング　ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋　ほか
トイレ	簡易トイレ　ほか
季節用品	（冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油　ほか （夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤　ほか

② 方法

町は、２の（３）及び（４）により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

（4）燃料

① 品目

ガソリン、灯油等

② 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第１７節　文教施設における災害予防計画

１　目的

地震災害発生時において、学校の児童、生徒及び教職員並びに入館者、施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

２　学校の災害予防対策

（１）学校安全計画の策定

①　策定

校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

②　内容

ア　安全教育に関する事項

（ア）学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

（イ）学年別・月別の指導事項

a　特別活動における指導事項

〇学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

〇学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

〇児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

b　課外における指導事項

c　個別指導に関する事項

（ウ）その他必要な事項

イ　安全管理に関する事項

（ア）対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

（イ）対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ　学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

（２）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

（３）学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

（４）学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

①　学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

②　教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

③　家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

④　施設、設備等の点検・整備

ア　学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

イ　積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

⑤　防災用具等の整備

ア　医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ　生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

（５）防災教育

①　校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本編第１章第１節「防災知識の普及計画」による。）。

②　町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

（６）防災訓練

校長は、児童生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

（７）施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が１日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並

びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

3　学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

公民館、図書館、博物館及び体育館施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時に、これらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財及び貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷及び滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害防止対策を推進する。

（1）防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

（2）自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

（3）避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

（4）防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

①　文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

②　収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第１８節　要配慮者の安全確保計画

１　目的

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

２　在宅の要配慮者対策

（１）避難行動要支援者支援体制の確立

①　地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びＮＰＯ・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

②　避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア　町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握に当たっては、民生委員児童委員及び町内会長等と十分連絡をとるとともに、本人･保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

イ　町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ウ　町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ　町は、消防機関、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ　町は、消防機関、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

③　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

ア　防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

イ　避難行動要支援者名簿及び個別計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

ウ　地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（2）情報伝達、避難誘導体制の整備

①　情報伝達体制の整備

町は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

②　避難支援者の明確化

町は、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③　情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整

備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

④　近隣住民等の役割

町は、避難支援者、町内会、自主防災組織、民生委員児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

（3）要配慮者に適した避難所等の確保

町は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

（4）防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

①　避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

②　広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

③　避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

（5）公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

（6）防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、町内会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

（7）町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

3　社会福祉施設等における要配慮者対策

（1）社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

①　防災体制の整備

ア　自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ　職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢

を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ　情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

②　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③　防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④　施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

⑤　食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥　要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

（２）町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

①　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

②　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③　要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

４　外国人の安全確保対策

（１）情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（２）防災教育、防災訓練の実施

町は、国際交流関係団体、ＮＰＯ・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

（３）案内標示板等の整備

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

（４）災害ボランティアの養成

町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接市町・県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第１９節　積雪期の地震災害予防計画

１　目的

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

２　克雪対策

（１）道路の雪対策

①　道路除排雪体制の強化

ア　一般国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

イ　町、国及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

②　積雪寒冷地に適した道路整備

ア　町、国及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

イ　町、国及び県は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

（２）除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

（３）雪崩防止対策の推進

町は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

（４）住宅除雪体制の整備

①　克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

②　要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

（５）消防水利の整備

町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

３　緊急活動対策

（１）緊急輸送道路の確保

町、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

（２）通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

（３）雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

（４）避難所の整備

①　集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

②　避難所の寒冷対策

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

（５）積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

第２章　災害応急計画

第１節　活動体制関係

第１款　災害対策本部の組織

１　災害対策本部

大規模な地震災害が発生し又は発生するおそれのある場合、災害に伴う住民の生命及び身体の保護等の災害対策を実施するために設置する町本部について、定めるものとする。

２　防災体制

（１）防災関係機関の防災体制

高畠町防災会議を構成する各防災関係機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と責任の明確化と相互の有機的連携を図り、地域住民の協力によって総合的かつ一体的な防災体制の確立を期するものとする。

（２）高畠町防災会議

高畠町防災会議は、町に係わる防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項により設置された町の付属機関である。

防災会議は、法第１６条に基づき制定された『高畠町防災まちづくり条例』により、町長を会長として、関係機関の長等を委員として組織するものである。

防災会議は、町における防災に関する基本方針の策定並びに災害予防対策計画及び災害応急対策計画の実施の推進を図ることを、所掌事務とする。

（３）高畠町防災会議委員及び機関一覧

高畠町防災会議委員及び機関は次のとおりとする。

区分	機　関　名	役職名
会長	高畠町長	
１号委員	農林水産省東北農政局山形県拠点 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所南陽出張所	総括農政業務管理官 所長
２号委員	置賜総合支庁総務企画部 置賜総合支庁建設部 置賜保健所	部長 部長 所長
３号委員	南陽警察署	署長
４号委員	置賜広域行政事務組合消防本部	高畠消防署長
５号委員	高畠町	副町長
６号委員	高畠町教育委員会	教育長

区分	機　関　名	役職名
７号委員	公立高畠病院	事業管理者 病院長
８号委員	高畠町	総務課長
９号委員	高畠町消防団	消防団長
10 号委員	東日本電信電話株式会社山形支店 東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センター 米沢平野土地改良区 ＪＡ山形おきたま農業協同組合たかはた支店	災害対策室長 所長 理事長 代表 支店長

３　災害対策本部の設置

（１）高畠町災害対策本部の設置

町の区域内に災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、法第２３条の規定により町本部を設置するものとする。

災害発生のおそれが解消し又は災害対策がおおむね完了したと認めた時は、これを閉鎖する。

町本部の設置は、町長が行う。町長に事故ある時は、副町長が町本部を設置する。町長、副町長ともに事故あるときは、本部員が町本部を設置する。

災害の定義は、法第２条で定めるものをいう。

（２）設置基準

町長は、次の基準に達した時町本部を設置する。

①　町内で震度５弱以上の地震が発生したとき

②　災害が町内の大半に発生し又は発生するおそれがある場合

③　災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生した場合

④　災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町長が特に応急対策等の措置を必要と認めた場合

（３）通知及び公表先

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、町本部の標示板を町庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	方　　法
町本部各班	庁内放送又は職員一斉メール
町支部	電話
県	電話又はファクス文書
南陽警察署	電話又はファクス文書
町防災会議の委員	電話又はファクス文書
各行政区長	電話又はファクス文書
報道機関	電話又はファクス文書
町議会議員	電話又はファクス文書

通知及び公表先	方　　法
一般住民	広報車及び回覧文書、広報紙等

（4）組織及び活動内容

①　町本部の組織

町本部の組織は、「町防災まちづくり条例」、「町災害対策本部運営規程」の定めるところにより、高畠町長を本部長とし、災害対策を実施する各所属の代表者で本部員会議を構成する。

災害対策の円滑かつ適切な実施を図るために、各所属の日常業務を考慮し、部及び班を編成し、災害対策所掌事務を実施する組織編成とする。

国及び県本部との系統図は次のとおりである。

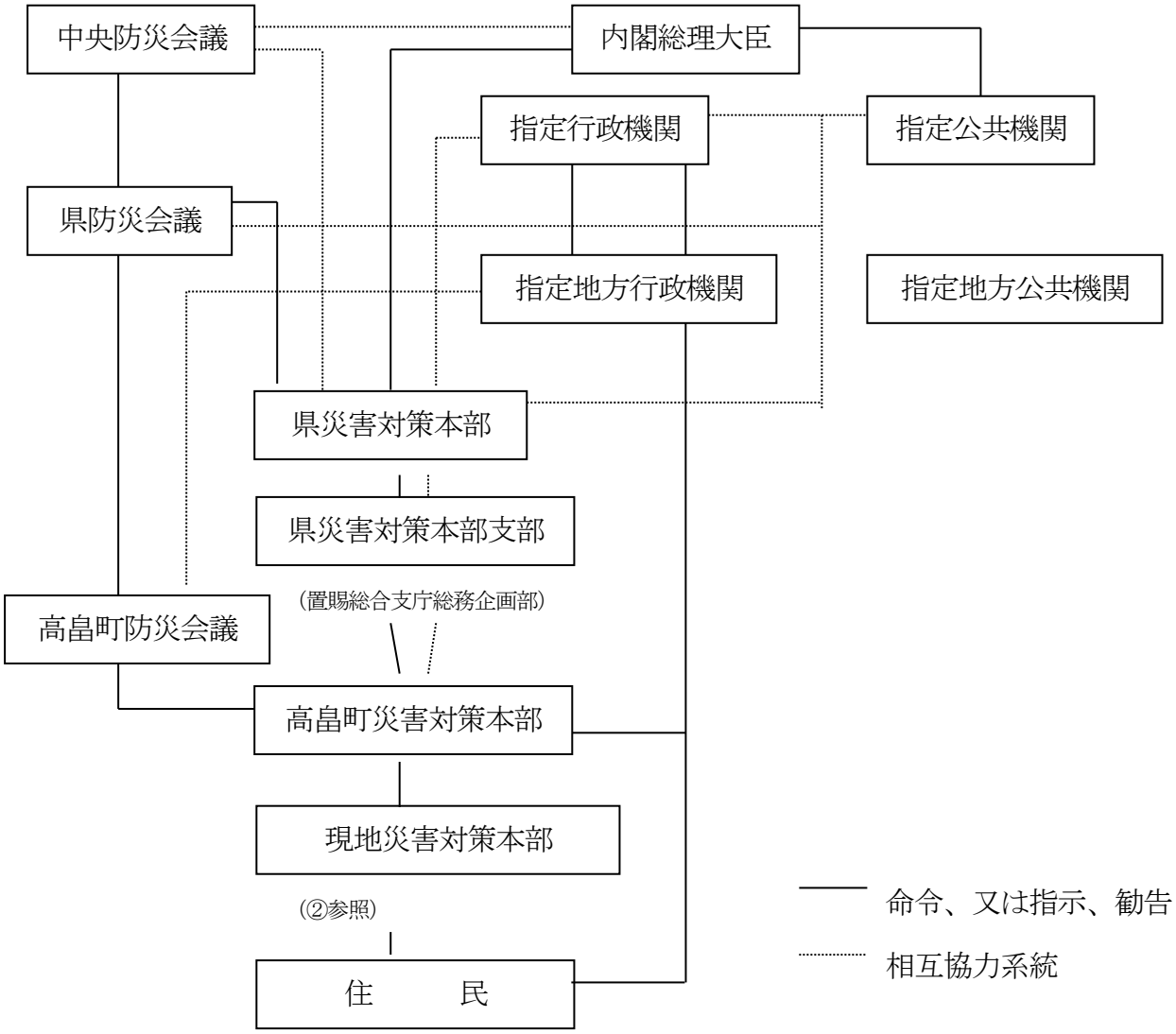

② 現地災害対策本部

地　　区	場　　所	電　　話	備　　考
高　　畠	高畠町役場	５２－１１１１	災害状況により ○町災害対策本部 ○現地災害対策本部 を設置する。
二 井 宿	二井宿地区公民館	５２－１００１	
屋　　代	屋代地区公民館	５２－００６９	
亀　　岡	亀岡地区公民館	５２－０５０１	
和　　田	和田地区公民館	５６－３００６	
糠 野 目	生涯学習センター	５７－３５０５	

○ 災害対策本部組織編成及び各部、各班の事務分掌

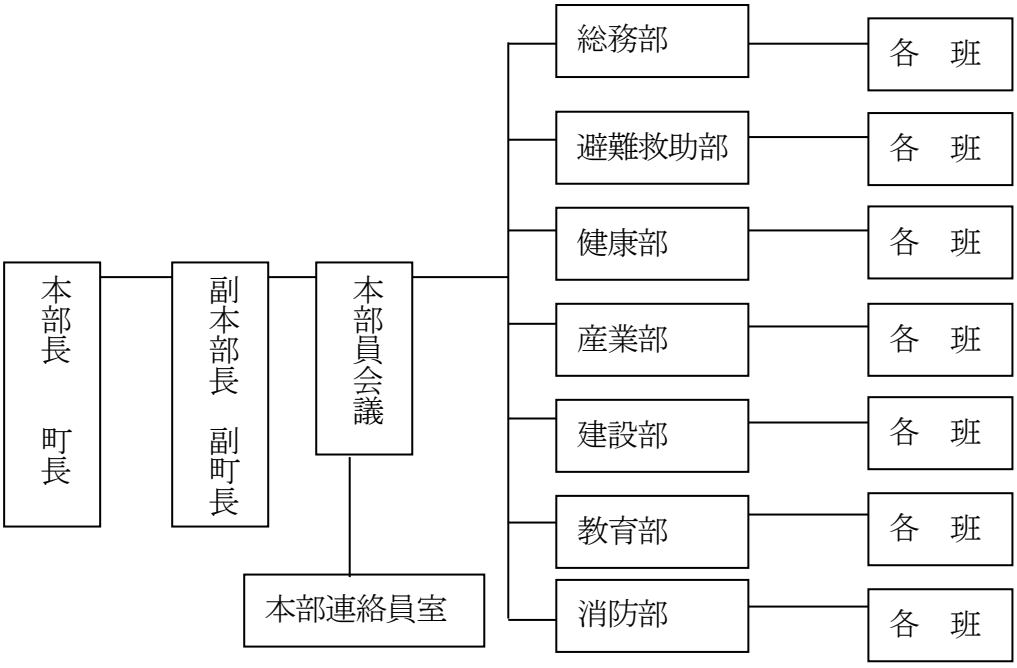

各部、各班に共通する事務

班　名	分　　掌　　事　　務
各部、各班に共通する事務	1　職員・来庁者の救助・搬送に関すること 2　各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること 3　所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること 4　所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること 5　使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること 6　指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること 7　所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること 8　住家等の被害状況の調査、り災証明書・被災証明書の発行、り災台帳・被災者名簿（台帳）整備への協力に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	9　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること 10　部・班内の連絡調整、他部・他班との連絡調整・応援・協力に関すること 11　その他本部長の命ずる事項に関すること

総務部

班　名	分　　掌　　事　　務
総務班	1　本部の開設閉鎖に関すること 2　本部員会議に関すること 3　本部長の命令伝達に関すること 4　総合防災対策の樹立に関すること 5　自衛隊の派遣要請依頼に関すること 6　被害現地調査その他特別調査班の編成に関すること 7　災害救助法の適用に関すること 8　災害時の職員動員計画及び実施に関すること 9　庁舎機能の保全に関すること 10　職員の非常招集に関すること 11　災害対策従事職員の健康管理に関すること 12　災害対策従事職員の食料確保に関すること 13　被災職員の救済に関すること 14　他の自治体からの職員の応援及び派遣に関すること 15　派遣職員の宿舎及び食料並びに勤務条件に関すること 16　警察官の派遣申請に関すること 17　防犯活動に関すること 18　交通情報の集約に関すること 19　車両の確保と運行に関すること 20　所要燃料の供給確保に関すること 21　その他輸送力の確保計画に関すること 22　町有財産の被害調査に関すること 23　町有財産の応急対策に関すること 24　応急物資及び資材の輸送計画並びに輸送に関すること 25　災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること 26　本部長及び副本部長の秘書に関すること 27　視察者及び見舞客等の接遇に関すること 28　被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること
庶務班	1　災害対策本部の庶務に関すること 2　避難情報の発令、伝達に関すること 3　県本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	4　受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること 5　高畠町防災会議に関すること 6　行政区、自主防災組織等及び災害協力団体との連絡調整に関すること 7　町議会との連絡に関すること 8　山形県防災行政無線に関すること 9　災害対策用被服貸与に関すること 10　その他各部各班に属さない庶務に関すること
情報連絡班	1　気象情報、地震情報の収受及び伝達並びに災害情報の集約と発表に関すること 2　雨量及び河川の水位並びに流量の調査に関すること 3　災害関係文書受理、作成及び発送に関すること 4　班内の連絡調整に関すること 5　臨時電話の設置に関すること 6　職員の動員状況の記録に関すること 7　指揮命令の伝達及び各部、各班及び各支部との連絡に関すること 8　被害の状況の把握及び報告に関すること 9　「県本部」への被害状況等の報告に関すること 10　本部連絡員室に関すること 11　被害の記録及び被害対策の取りまとめに関すること 12　住民に関する災害広報に関すること 13　臨時広報紙の発刊及びテレビ及びラジオの臨時番組の放送に関すること 14　新聞広告の掲載に関すること 15　広報車の運用に関すること 16　報道機関との連絡調整及び同機関への情報に関すること 17　災害全般の撮影記録に関すること 18　住民からの通報、要望に関すること 19　協力機関の連絡調整及び相互協力に関すること
企画班	1　国等の現地視察に関すること 2　国及び県に対する説明資料の作成に関すること 3　国及び県に対する要望等の資料作成に関すること 4　国及び県への陳情取りまとめに関すること 5　災害統計に関すること 6　災害対策用資金の応急出納に関すること 7　災害救助法に基づく求償に関すること 8　復興計画に関すること

避難救助部

班　名	分　　掌　　事　　務
避難班	1　指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び避難誘導に関すること 2　指定避難所及び指定緊急避難場所の管理運営に関すること 3　指定避難所及び指定緊急避難場所からの災害状況並びに被害情報の集約に関すること 4　現地災害対策本部の設置及び活動に関すること 5　被災者の収容に関すること 6　被災者の安否問合せに関すること 7　身元不明者の捜索及び収容に関すること 8　災害警報及び信号に関すること 9　避難計画及び避難者の誘導に関すること 10　その他避難救助班内の連絡調整に関すること 11　社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 12　社会教育施設利用者保護に関すること 13　社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 14　文化財並びに文化施設の災害対策及び被害調査に関すること
福祉班	1　日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること 2　災害義援金の受理及び出納保管に関すること 3　ボランティアの受入と活動に関すること 4　ボランティアの宿舎等に関すること 5　被災者救援全般に関すること 6　被災地の老人福祉全般に関すること 7　被災地の生活保護家庭及び母子家庭及び母子世帯の援護対策に関すること 8　被災地の生活安定に関すること 9　被災者に対する世帯更生資金に関すること 10　避難行動要支援者の安否確認及び要配慮者の避難対策に関すること 11　要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること 12　福祉避難所の設置に関すること 13　民生委員児童委員との連携に関すること 14　被災地の児童及び母子の福祉に関すること 15　災害見舞金に関すること 16　その他災害における住民の福祉に関すること
子ども班	1　認定こども園、幼稚園及び保育園児の救護に関すること 2　児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 3　災害時の応急教育に関すること 4　教材、学用品の調達及び支給に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	5　災害時の炊出し協力に関すること 6　災害活動に協力する教員、児童との連絡調整に関すること 7　児童の安全及び保健衛生に関すること 8　児童の避難計画並びに実施及び保護に関すること
物資・税務班	1　救助物資及び資材等の調査並びにあっせんに関すること 2　救助物資の受入及び保管に関すること 3　物資及び資材等に関し、関係機関及び業者との連絡調整に関すること 4　生活の必需品、食料品等の調達及び確保に関すること 5　救助物資の調達及び供給計画に関すること 6　応急炊出し並びに食料品や寝具等、生活必需品の確保及び配給に関すること 7　救援物資の受理及び配布に関すること 8　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること［住民班と合同］ 9　被害調査の応援に関すること 10　災害に伴う諸税の減免に関すること 11　住家等の被害調査及び認定に関すること［住民班と合同］ 12　災害に伴う固定資産税及び都市計画税の減免に関すること 13　被災者に対する延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関すること 14　その他災害に伴う納税相談に関すること 15　り災台帳の整備及びり災証明書の発行に関すること［住民班と合同］ 16　被災者名簿（台帳）の整備及び被災証明書の発行に関すること［住民班と合同］
住民班	1　被災住民の相談受付並びに取りまとめに関すること 2　相談所開設に関すること 3　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること［物資・税務班と合同］ 4　住家等の被害調査及び認定に関すること［物資・税務班と合同］ 5　り災台帳の整備及びり災証明書の発行に関すること［物資・税務班と合同］ 6　被災者名簿（台帳）の整備及び被災証明書の発行に関すること［物資・税務班と合同］ 7　遺体の埋火葬の事務手続きに関すること 8　災害による死亡者及び行路死病人に関すること 9　身元不明者等の埋火葬に関すること 10　被災者に対する拠出年金の保険料免除に関すること
防疫班	1　被災地の清掃及び衛生環境に関すること 2　被災地のへい獣処理に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	3　被災地のそ族及び昆虫の駆除に関すること 4　災害による汚染水の調査及び流出防止指導に関すること 5　避難所の環境衛生の保持に関すること 6　避難所の清掃及び汚物処理に関すること 7　避難所等のごみ収集に関すること 8　災害時のペット、野犬対策に関すること 9　災害廃棄物の処理に関すること 10　被災者、被災地の防疫並びに伝染病及びその他疾病の予防に関すること 11　防疫薬品、資材の調達及び配分機械器具の整備に関すること 12　災害時の感染症対策に関すること［医務班と合同］ 13　衛生関係施設の災害調査及び応急対策に関すること 14　災害地の防疫実施に関すること

健康部

班　名	分　　掌　　事　　務
医務班	1　医療救護所の開設に関すること 2　医療救護所における応急処置と負傷者の把握に関すること 3　医療班編成に関すること 4　医師及び看護師の協力要請に関すること 5　医師会及び医療機関への応援要請に関すること 6　医療薬品及び衛生資材の確保配分に関すること 7　医療機関の被害調査に関すること 8　災害時の感染症対策に関すること［防疫班と合同］
健康班	1　被災者の保健指導に関すること 2　被災者の食品衛生及び栄養の保持に関すること

産業部

班　名	分　　掌　　事　　務
農地班	1　被災農家に対する各種農業災害資金の融資あっせんに関すること 2　農業用施設の被害状況調査及び応急措置と復旧対策に関すること 3　農業用施設被害の記録及び被害写真撮影に関すること 4　農産物及び畜産の被害調査に関すること 5　非常用食料の調達及び確保に関すること 6　災害時における種苗、生産資材及び肥料等の対策に関すること 7　病害虫の発生予防及び防除並びに家畜の防疫に関すること 8　農業技術及び普及対策に関すること 9　農地等災害の応急措置及び復旧対策に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	10　農地等の被害状況調査に関すること 11　森林及び林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること 12　治山治水及び林務砂防施設等の被害調査に関すること 13　治山治水及び林務砂防施設等の応急措置と復旧対策に関すること 14　林業被害の調査及び応急復旧に関すること 15　林野火災の応急対策に関すること 16　災害対策用木材及び燃料の調達に関すること 17　被災農地に係わる交換分合等の農地事項に関すること 18　災害に関する金融措置に関すること 19　被災世帯の復興資材のあっせん並びにその他援助に関すること
商工班	1　商工業者の被害調査及び応急対策に関すること 2　被災商工業者の経営指導に関すること 3　商工業施設等の災害に関連する金融措置に関すること 4　企業等の被害調査及び応急対策に関すること 5　商工関係施設の応急対策に関すること 6　観光関係業者の被害調査に関すること 7　観光地及び観光関係施設の応急対策に関すること 8　観光客等への応急対策に関すること 9　被災世帯の復興資材のあっせん並びにその他援助に関すること

建設部

班　名	分　　掌　　事　　務
道路河川班	1　公共土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　地すべり、雪崩等の被害調査及び防止対策並びに応急対策に関すること 3　災害復旧用土木資材の確保に関すること 4　総合支庁建設部その他関係機関との連絡に関すること 5　建設業者の応援計画の作成及び要請に関すること 6　公共土木施設等の応急措置及び災害復旧に関すること 7　がれきの処理、障害物等の除去に関すること 8　被害の記録及び被害写真撮影に関すること 9　交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること 10　幹線道路の通行確保に関すること 11　道路等の災害復旧に関すること 12　道路啓開及び障害物除去の建設機械及び運転者の確保に関すること 13　雨量、河川の水位並びに流量の調査に関する情報収集及び通報に関すること 14　道路、堤防、橋梁等の災害防止及び被害調査並びに応急資材の確保に

班　名	分　　掌　　事　　務
	関すること
住宅班	1　建築物の被害調査に関すること 2　被災建築物の復旧指導及び安全対策に関すること 3　被災工作物の除去及び安全対策に関すること 4　住宅の応急修理に関すること 5　町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること 6　災害住宅の融資あっせん及び建築指導に関すること 7　災害救助用仮設住宅の建設及び資材調達に関すること 8　町営住宅への特定入居に関すること 9　公園、緑地及び街路樹等の被害調査並びに応急復旧に関すること 10　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の必要性の判断及び業務に関すること 11　応急収容施設の建設用地に関すること 12　その他建築技術に関すること
上水道班	1　飲料水の補助及び確保に関すること 2　水道施設の応急修理資材の調達及び確保に関すること 3　地区における断水広報に関すること 4　水源地の確保に関すること 5　関係機関との連絡調整に関すること 6　水道施設の応急修理資材の応急対策に関すること 7　災害地に対する飲料水の供給並びに周知に関すること 8　水源地の保護及び応急作業に関すること 9　応急給水の調整に関すること 10　断水等の原因及び被害状況の調査に関すること 11　応急復旧対策に関すること 12　復旧工事の設計及び関係機関との連絡調整に関すること 13　復旧工事の施工に関すること 14　浄水及び配水池の保全に関すること 15　水質検査及び水質管理に関すること 16　塩素ガス漏えい事故防止と処理に関すること 17　断水等の情報収集に関すること 18　応急給水の受付に関すること 19　給水車による応急給水に関すること 20　給水装置及びメーター保全に関すること 21　地下埋設施設関係機関との連絡調整に関すること 22　災害に伴う水道料金の減免に関すること
下水道班	1　下水道等施設の被害調査及び報告に関すること 2　下水道等施設の災害応急対策及び排水対策に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	3　部内各班の応援に関すること 4　応急復旧対策に関すること 5　復旧工事の設計及び関係機関との連絡調整に関すること 6　復旧工事の施工に関すること

教育部

班　名	分　　掌　　事　　務
学校班	1　避難所（収容施設）供与に関すること 2　災害時における学校給食の対策に関すること 3　その他教育に必要な応急対策に関すること 4　県教育委員会との連絡調整に関すること 5　学校教育施設、学校体育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 6　被災生徒用の教科書及び学用品の支給に関すること 7　災害時の応急教育に関すること 8　教材、学用品の調達及び支給に関すること 9　災害時の炊出し協力に関すること 10　災害活動に協力する教員、児童及び生徒との連絡調整に関すること 11　被災生徒の保護に関すること 12　通学路の安全確保に関すること 13　生徒の安全及び保健衛生に関すること 14　災害時における教職員の動員計画及び非常収集に関すること 15　生徒の避難計画並びに実施及び保護に関すること 16　教育施設の避難所に貸与のあっせん及び協力に関すること

消防部

班　名	分　　掌　　事　　務
消防班	1　災害対策本部との連絡調整並びに災害情報、気象情報の収集及び伝達に関すること 2　災害協力関係団体との連絡調整に関すること 3　物品及び資器材の調達並びに食料の調達に関すること 4　隊員の安全管理及び保健衛生並びに公務災害補償に関すること 5　その他部長の命ずる応急対策に関すること 6　災害予防及び広報に関すること 7　その他災害の予防対策に関すること 8　被害状況の調査及び報告に関すること 9　被害状況の写真撮影及び記録に関すること 10　消防施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 11　避難の指示に関すること

班　名	分　　掌　　事　　務
	12　本部内の連絡調整及び関係機関への連絡に関すること 13　災害情報の収集、被害調査及び記録に関すること 14　災害時使用資機材の調達に関すること 15　災害使用資機材の修理及び保全に関すること 16　消防署並びに消防団の災害出動車両の点検及び修理に関すること 17　消防職員の非常配備発令に関すること 18　災害現場への出動に関すること 19　災害の警戒及び防ぎょの実施に関すること 20　救急及び救助の実施に関すること 21　遺体の捜索に関すること 22　消防無線の統制及び運用に関すること 23　災害救助の相互連絡に関すること 24　消防及び水防活動に関すること 25　水利の統制に関すること 26　応援要請に関すること 27　その他警防活動に関すること
消防団班	1　消防団の非常配備発令に関すること 2　消防団の災害現場活動に関すること 3　災害出動の消防団事務に関すること 4　その他部長の命ずる応急対策に関すること 5　災害予防及び広報に関すること 6　その他災害の予防対策に関すること 7　被害状況の調査及び報告に関すること 8　被害状況の写真撮影及び記録に関すること 9　消防施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 10　避難の指示に関すること 11　災害情報の収集、被害調査及び記録に関すること 12　災害現場への出動に関すること 13　災害の警戒及び防ぎょの実施に関すること 14　災害救助の相互連絡に関すること 15　消防及び水防活動に関すること 16　水利の統制に関すること 17　その他警防活動に関すること

③　本部員会議の構成

<table>
<tr><th>本部長</th><th>副本部長</th><th>本部員</th><th>総務部</th><th>避難救助部</th><th>健康部</th></tr>
<tr><td rowspan="6">町長</td><td rowspan="6">副町長</td><td rowspan="6">教育長
病院事業管理者
病院長</td><td>総務課長
企画財政課長
会計課長</td><td>社会教育課長
町民課長
税務課長
福祉こども課長
生活環境課長
議会事務局長</td><td>健康長寿課長
病院事務長</td></tr>
<tr><td>産業部</td><td>建設部</td><td>教育部</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農林振興課長
商工観光課長
農業委員会事務局長</td><td>建設課長
上下水道課長</td><td>教育総務課長
教育総務課主幹</td></tr>
<tr><td>消防部</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>消防署長
消防団長</td></tr>
</table>

④　町本部員会議の活動及び所掌事項

本部員会議では、災害対策室員を通じて召集するものとし、災害応急対策の基本方針をその場で決定し、防災活動の実施に際して関係所属間の調整を十分に行う会議とする。

本部員会議の開催及び所掌事項は次による。

ア　開催

（ア）本部長が、本部員会議を招集する。

（イ）本部員が本部員会議の開催を求める場合は、災害対策室長に申し出るものとする。

（ウ）本部員は、それぞれの分掌事項について、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

（エ）本部長が必要と認めるとき、防災関係機関を本部員会議に出席させるものとする。

（オ）本部員会議は、庁議室で開催する。

イ　協議事項

（ア）災害情報並びに災害情報の分析とそれの伴う災害応急対策の基本方針に関すること。

（イ）非常配備動員体制に関すること。

（ウ）避難の指示に関すること。

（エ）現地災害対策本部に関すること。

（オ）県及び他市町村、地方行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。

（カ）国及び県並びに防災関係機関との連絡調整に関すること。

（キ）各行政区長並びに各公共的団体に対する災害応急対策の協力要請に関すること。

（ク）自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（ケ）災害救助法適用に関すること。
（コ）災害応急対策に要する経費に関すること。
（サ）その他重要な災害応急対策に関すること。

⑤　災害対策本部連絡員室の組織及び所掌事項

災害対策本部連絡員室の組織は次表のとおりとし、この他は必要に応じ災害対策本部連絡員室長が指名する。

高畠町災害対策本部連絡員室長及び副室長

	職　　名	職　　務
室長	総務課長	総括
副室長	建設課長	室長を補佐する

災害対策本部連絡員室員一覧≪本部連絡員≫

課　名	正	副	分　担　事　務
総務課	総務課長補佐	総務係長	総務課に関する事項
企画財政課	企画財政課長補佐	企画調整係長	企画財政課に関する事項
税務課	税務課長補佐	住民税係長	税務課に関する事項
町民課	町民課長補佐	住民年金係長	町民課に関する事項
生活環境課	生活環境課長補佐	衛生係長	生活環境課に関する事項
福祉こども課	福祉こども課長補佐	地域福祉係長	福祉こども課に関する事項
健康長寿課	健康長寿課長補佐	健康推進係長	健康長寿課に関する事項
農林振興課	農林振興課長補佐	商工振興係長	農林振興課に関する事項
商工観光課	商工観光課長補佐	商工観光係長	商工観光課に関する事項
農業委員会事務局	農業委員会事務局次長	農地係長	農業委員会事務局に関する事項
建設課	建設課長補佐	建設総務係長	建設課に関する事項
上下水道課	上下水道課長補佐	業務係長	上下水道課に関する事項
会計課	会計課長補佐	会計係長	会計課に関する事項
病院	総務課長	医事課長	病院に関する事項
消防署	副署長（管理担当）	第１副署長	消防署に関する事項
教育総務課	教育総務課長補佐	学事係長	教育総務課に関する事項
社会教育課	社会教育課長補佐	社会教育係長	社会教育課に関する事項
議会事務局・監査委員事務局	議会事務局次長	監査委員事務局次長	議会事務局・監査委員事務局に関する事項

本部連絡員室の設置場所は、第一委員会室とし、本部連絡員は第一委員会室で執務するものとする。ただし、第一委員会室に設置することが出来ない場合は、その都度本部長が定める。

本部連絡員室の所掌事項は次のとおりとする。

ア　災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。

イ　本部員会議と各所属部との連絡調整に関すること。

ウ　被害並びに災害対策活動に関する情報収集及び資料の整理に関すること。

エ　本部員会議で協議する協議案件の集約に関すること。

オ　防災関係機関等との連絡調整に関すること。

カ　その他本部長が必要と認める事項に関すること。

⑥　現地災害対策本部

町の区域内で局地的な災害が発生して、現地の被災状況の調査と応急対策実施のため、現地対策本部を設置して災害応急対策を実施すべきと本部長が判断したときは、現地が属する地区公民館等に現地災害対策本部を設置するものとする。

ア　現地災害対策本部の組織

現地に設置する現地災害対策本部の組織は、本部長が指名するものとし、現地本部長１名、支部長１名及び各部の班員で編成する。

イ　現地災害対策本部の分掌事務

（ア）被災現地と町本部との連絡調整に関すること。

（イ）被災現地の情報収集及び伝達に関すること。

（ウ）被害者の応急対策に関すること。

（エ）その他必要と認める事項。

⑦　高畠町災害対策本部の各部及び各班の編成

部（部長）	班（班長）	班員
総務部 （総務課長）	総務班（総務課長補佐）	総務課（総務係、施設管理係）、企画財政課（財政係）
	庶務班（危機管理室長）	総務課（危機管理室）
	情報連絡班（文書法令係長）	総務課（文書法令係、デジタル推進室）、企画財政課（公聴広報係）、会計課（会計係）
	企画班（企画財政課長補佐）	企画財政課（企画調整係、新庁舎建設推進室）
避難救助部 （社会教育課長）	避難班（社会教育課長補佐）	社会教育課（社会教育係、スポーツ振興係、文化振興係、文化財係、中央公民館・各地区公民館、生涯学習センター）

部（部長）	班（班長）	班員
	物資・税務班（税務課長補佐）	税務課、議会事務局（次長、議事係）、監査委員事務局（次長、監査係）
	福祉班（福祉こども課長補佐）	福祉こども課（地域福祉係、 障がい者福祉係）
	こども班（子育て支援係長）	福祉こども課（子育て支援係）
	住民班（町民課長補佐）	町民課
	防疫班（生活環境課長補佐）	生活環境課
健康部（健康長寿課長）	健康班（健康長寿課長補佐）	健康長寿課
	医務班（公立高畠病院事務次長）	公立高畠病院
産業部（農林振興課長）	農地班（農林振興課長補佐）	農林振興課、農業委員会事務局（次長、農地係）
	商工班（商工観光課長補佐）	商工観光課
建設部（建設課長）	道路河川班（建設課長補佐）	建設課（道路河川係、スマートIC 推進室［用地係］）
	住宅班（建築住宅係長）	建設課（建設総務係、スマートIC 推進室［都市計画係、建築住宅係］）
	下水道班（上下水道課長補佐）	上下水道課
教育部（教育次長）	学校班（教育総務課長補佐）	教育総務課
消防部（消防署長）	消防班長（消防署副署長）	消防署
	消防団班長（消防団長）	消防団

4　災害対策室

（1）災害対策室

町内の地域に災害が発生し又は発生するおそれがあり、町本部の設置基準に達しない場合で、当該災害の調査と諸般の対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策室を設置するものとする。

災害発生のおそれが解消し又は災害調査と応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを閉鎖する。

なお、災害が、町本部設置基準に達した場合は、速やかに災害対策室を閉鎖し、町本部を設置する。

（2）設置基準

次の基準に達したとき、災害対策室を設置することができる。

①　災害が発生し又は発生するおそれがあるときで、町本部の設置基準に達しない災害のとき。

②　その他、町長が特に必要と認める場合。

（3）通知

災害対策室を設置したときは、直ちに町本部を設置した場合に準じて関係機関に通知するものとする。

（4）組織及び活動内容

災害対策室の組織及び活動内容は、町本部の組織及び活動内容に準じるものとする。

① 組織編成

ア 災害対策室の組織編成は、町本部の組織編成に準じる。

イ 町本部の副本部長が、災害対策室長として災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。

ウ 会議の招集については、災害対策室長（副町長）の指示により、総務課長が召集するものとする。

② 活動内容

災害対策室の活動は、町本部の各部及び各班の分掌事務に準じて活動するものとする。

5 国及び県等との連携

町は、国及び県の災害現地対策本部及び防災関係機関との連携を図り、総合的な応急対策を効果的に実施する。

6 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要

な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

8　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

9　複合災害への対応

（1）町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営に当たる。

（2）複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。

（3）町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

（4）町は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第２款　職員動員体制

１　方針

町は災害応急対策を迅速に推進するため職員動員体制について定める。

２　動員体制

（１）非常配備基準と活動内容

町本部の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

町本部の各部の部長及び班長は、災害応急対策の各配備ごと、動員範囲に基づき、配備の方法及び所要人員等について、あらかじめ指定しておくものとする。

ただし、消防部についての動員範囲及び所要人員については、消防長が別にそれぞれ定めておくものとする。

①　町本部の災害応急対策活動の一般職員非常配備体制基準

ア　第１次非常配備

１　配備の時期

町内に震度４以上の地震が発生し、周りの状況から町内に被害が予想されるとき。

２　動員範囲

主として次の課で、少数の職員をもって当たり、第２次非常配備体制に移行できるものとする。以下の部の各班員が、必要に応じて町庁舎に登庁して警戒に当たるものとする。

部　　名	課　　名
総務部	総務課、企画財政課、会計課
産業部	農林振興課、商工観光課
建設部	建設課
消防部	消防署長が別に定める

３　活動内容

警戒配備における活動内容は、おおむね次のとおりとする。

各班の分掌事務は、「本節　第１款　災害対策本部の組織」のとおりとする。

（１）各班長は、地方気象台やその他関係機関と連絡をとり、地震災害に関して必要事項について情報を収集し連絡体制を強化し、関係機関に通知するものとする。

（２）関係班長は、警戒配備につく班員をそれぞれの課等に待機させるとともに、資機材、機械及び車両等を点検整備するものとする。

４　配備の解除

総務部長が町長に状況を報告して、災害発生の危険がなくなったと判断したとき又は第２次非常配備の指令がされたとき。

警戒配備体制下の活動

（1）総務部長は、関係機関と連絡をとって気象情報並びに通報等を収集し、本部長に報告するものとする。

（2）関係部長は、装備、物資及び資器材等を点検するとともに、客観的に情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

（3）警戒配備につく関係職員は、執務時間外及び休日においては、総務部に所属する職員が直ちに登庁し、所定の場所に待機するものとし、その他の職員は各部長の指示により登庁するものとする。

各部長は、総務部長からの情報又は連絡に即応して、待機職員に対し必要な指示を行うものとする。

イ　第２次非常配備

1　配備の時期

町内に震度５弱以上の地震が発生し、大規模な災害が起き町長が当該非常配備を指令したとき。町内に大規模な地震災害の発生が予想されるときで、総務部長（総務課長）、消防部長（消防署長）が協議し、職員による当該非常配備を町長が指令したとき。

2　動員の範囲

次の課の半数の職員をもって当たり、第３次非常配備体制に移行できるものとする。

部　　名	課　　名
総務部	総務課、企画財政課
避難救助部	社会教育課、町民課、税務課、福祉こども課、生活環境課
健康部	健康長寿課、公立高畠病院
産業部	農林振興課、商工観光課、農業委員会
建設部	建設課、上下水道課
教育部	教育総務課
消防部	消防署長が別に定める

3　活動内容

（1）総務部長及び各部長は、情報収集、伝達体制を強化する。

（2）総務部長は、関係各部長、班長及び防災会議委員と相互連絡を密にし、緊急措置について本部長に必要な進言を行うものとする。

（3）各部長は次の措置をとり、その状況を総務部長に連絡し、本部長に報告するものとする。

①　班長及び班員の非常配備体制について

②　装備、物資、資機材、機械及び車両等の配備について

③　関係各班と防災関係機関の連絡体制強化について

4　配備の解除

総務部長が町長に状況を報告して、災害発生の危険がなくなったと判断したとき又は第３次非常配備の指令がされたとき。

第２次非常配備体制下の活動

（１）　各部長は、所管業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

（２）　総務部長は、関係部長と相互の連絡を密にし、緊急措置等について本部長に報告し、必要な進言を行うものとする。

（３）　各部長は次の措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

①　所要な職員を非常配備につかせる。

②　装備、物資、資機材、機械及び車両等を必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

③　各班及び各関係機関との連携を密にし、協力体制を強化する。

④　各部長は、配置の方法及び所要人員等について、速やかに第３非常配備に切り替えられる体制に整備しておくものとする。

ウ　第３次非常配備

１　配備の時期

（１）町内に震度６弱以上の地震が発生し、大規模な地震被害が全町内に及ぶおそれがあるときで、総務部長（総務課長）、消防部長（消防署長）が協議し、町長が第２次非常配備で不十分であると判断し、職員による当該非常配備を町長が命令したとき。

（２）災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

２　動員範囲

町本部を設置し、全所属の全職員をもって当たる。職員の庁舎登庁の非常配備体制を原則とする。

部　　名	課　　名
全部の部	全所属係職員

３　活動内容

各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告し、あわせて本部連絡員室長に通報するものとする。

４　配備の解除

町本部が閉鎖されたとき又は第２次非常配備に切り換えたとき。

第３次非常配備体制下の活動

各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を逐次本部長に報告するものとする。

（２）動員方法

災害応急対策を円滑に実施するため、町本部並びに防災関係機関は、災害時における動員体制について、あらかじめ計画を定め万全の体制が確立できる体制を整えるものとする。

①　町本部の動員

町本部の動員は上記配備基準に基づき次の系統により行う。

ア　勤務中の動員

（ア）町本部連絡員室長は、本部長（町長）の非常配備の指示により、庁内放送及び職員一斉メール等によって本部連絡員を招集し、非常配備を伝達する。

（イ）本部連絡員は、非常配備の種別、活動体制等を各部長及び班長に連絡するものとする。

（ウ）非常配備の連絡を受けた各班長は、配備の種類により、あらかじめ指定している職員を非常配備につかせるものとする。

イ　勤務時間外の動員

（ア）町庁舎警備員は、県及び消防署からの通報、その他の災害に関する緊急情報を受理したときは、直ちに本部連絡員室長（総務課長）に連絡し指示を受けなければならない。消防署等は、災害情報を本部連絡員室長に伝達するものとする。

（イ）連絡を受けた本部連絡員室長は、総務部総務班及び庶務班を先行登庁職員として登庁させる。

（ウ）町本部連絡員室長は、本部長（町長）の非常配備の指示により、本部連絡員を招集し、非常配備を伝達する。

（エ）本部連絡員は、非常配備の種別、活動体制等を各部長及び各班長に連絡するものとする。

（オ）非常配備の連絡を受けた各班長は、直ちに登庁し、配備の種類により、あらかじめ指定している職員を非常配備につかせるものとする。動員（招集）連絡等の通知は、電話、一斉メール又は伝令等のうち最善の方法を用いるものとする。

（カ）各部の配備職員は、連絡を受けたとき又は災害発生を知ったとき、直ちに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。

（キ）動員職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を便宜な方法をもって、所属班長に届けなければならない。

（ク）招集を完了したときは、関係部班長は参着員数及び招集不可能員数を、班別に総務班に、通報しなければならない。通報を受けた総務班長は、動員状況を記録しなければならない。

（ケ）各部の配備職員は、地震の発生を知ったときは直ちにテレビ、ラジオ等で震度情報を確認し、配備基準に従い連絡を待つことなく速やかに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。

非常連絡系統図

（勤務時間内）

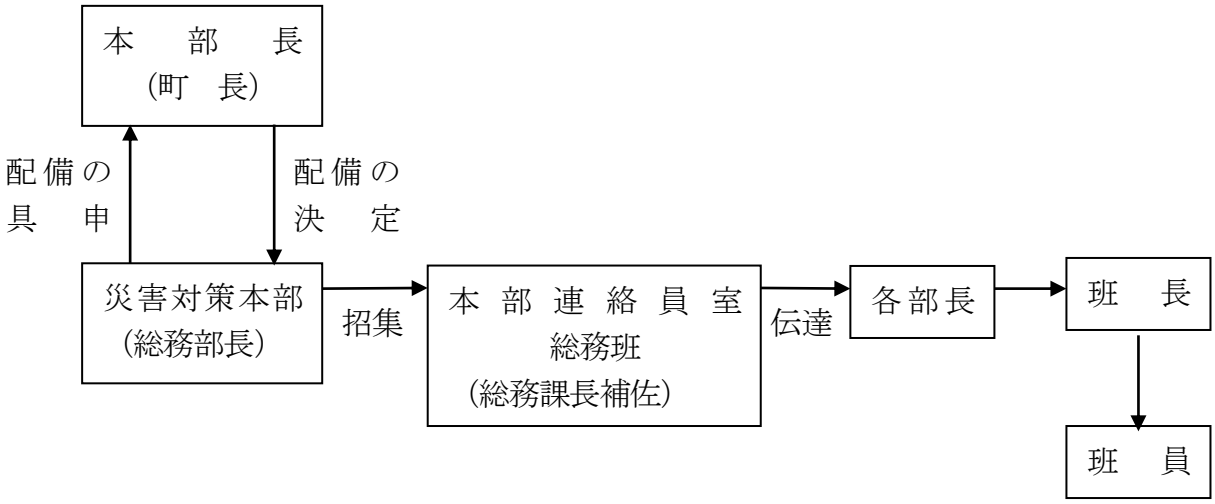

（勤務時間外）

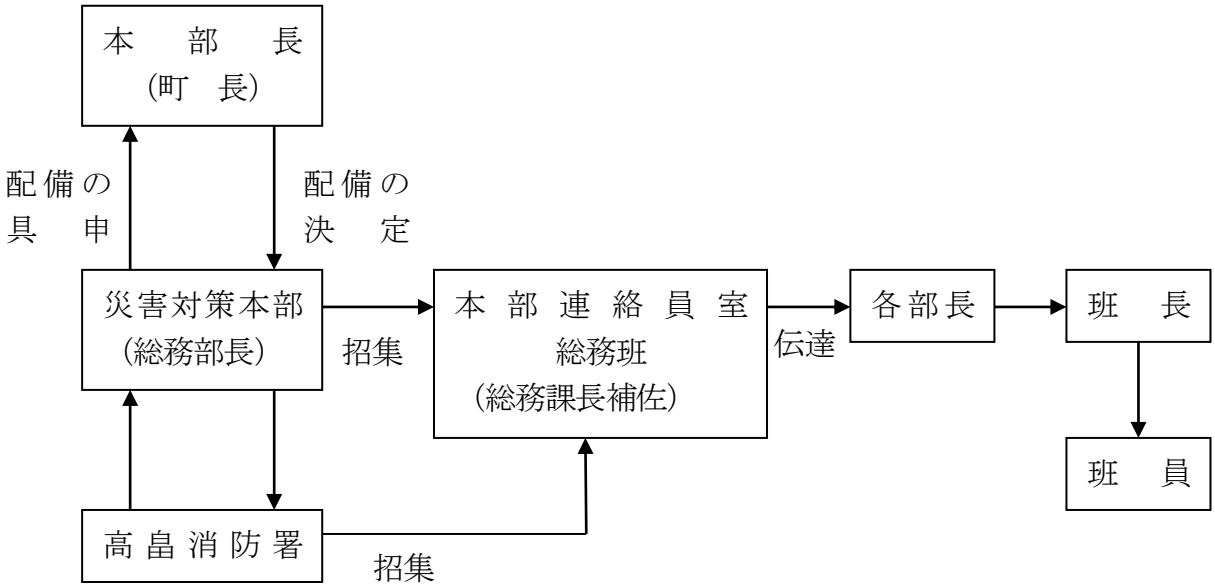

ウ　通信又は交通途絶時の動員

予期されない突然の災害が発生し、ラジオ及び周囲の状況等から被害甚大と判断され、通信又は交通が途絶し連絡がとれない場合は、次により参集するものとする。

（ア）本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部員（高畠町災害対策本部運営規程第５条に掲げる者）は直ちに登庁し、町本部を設置するものとする。

（イ）本部連絡員及び総務部総務班及び庶務班は、直ちに登庁するものとする。

（ウ）その他の職員も登庁することに努めるが、交通機関等の途絶により、登庁することが困難な場合は、原則として参集可能な地区公民館又は町の出先機関に参集し、町本部からの指示を待つものとする。

エ　参集時の留意事項

所属職員は、参集時において、災害の概要及び被害の状態を知り得た範囲において、町本部に報告するものとする。

参集途中において人身に係わる事故に遭遇した場合は、人命救助の実施依頼を防災関係機関に要請するものとする。

※　応急措置従事命令の権限を行使できる者は、町長のほか、町長の委任を受けた職員でなければならない。これらの職員が現場に不在の場合は、警察官が行使することができる。（法第６５条）

②　班相互の応援職員

各班において災害活動を実施するため、職員に不足が生じ、他の班の職員の応援を受ける必要があるときは、総務部長の指示により、応援の要請を行うものとする。

③　他機関への応援要請

ア　総務部長は、町の災害対策活動を実施するに当たり、町職員のみで不足するとき、或いは災害対策活動のため必要と認めたとき、各関係機関並びに民間組織の応援又は協力を求めるものとする。

イ　総務部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前記職員のみでなおかつ不足する場合は、地方自治法第２５２条の１７、若しくは、法第２９条の規定に基づき、県、他市町村並びに指定地方行政機関に対し、職員の応援を要請するものとする。

ウ　前記の規定による応援要請は、次の事項による非常電話等最も迅速な方法をもって行うものとし、事後文書を提出するものとする。

（ア）応援を要請する理由

（イ）応援を要請する職員の職種別人員数

（ウ）応援を要請する機関

（エ）派遣される職員の給与及びその他勤務条件

（オ）前各号に掲げるもののほか、職員の派遣に必要な事項

エ　前記の（ア）の規定による応援又は協力要請は、（ウ）の例に準じて明示して行うものとする。

オ　派遣職員に対する給与及び経費の負担

県、他市町村並びに指定地方行政機関から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１８条により負担するものとする。

第３款　広域応援計画

１　方針

大規模な地震災害時において、応急対策及び災害復旧を実施するため、町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、必要と認めるときは、県、被災していない他の市町村、若しくは関係機関に応援要請し、的確かつ円滑に災害応急対策を行う。

２　現状

現在、町では「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」及び「福島・宮城・山形広域圏災害相互応援協定」を締結している。しかし、県内全域で大規模な災害が発生した場合等においては応援が受けられない可能性もあるため、更にその他の市町村と相互応援協定が締結できないか検討する。現在、交流のある都市では「高畠町と墨田区との防災相互援助協定」「山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定」を締結している。

災害時に他市町村から派遣されてきた職員に対しては、宿泊施設、資機材倉庫並びに車両の駐車スペース等の活動拠点となる施設を提供できるよう検討し、確保しておく。

３　県に対する応援要請

（１）町長は、知事に対し、県が実施すべき応急対策並びに防災関係機関の応援のあっ旋を次のとおり要請する。

①　連絡先及び方法

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又はファクスにより連絡し、事後速やかに要請文書を送付する。

②　応援要請事項

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする場所

ウ　応援を必要とする期間

エ　その他応援に関し必要な事項

③　災害応急対策実施要請事項

ア　災害応急対策の内容

イ　災害応急対策の実施場所

ウ　その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

（２）知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

①　町長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

②　町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知を行う。

4　市町村に対する応援要請

（1）県内の市町村に対する要請

①　町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

②　町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

③　連絡先及び方法

応援調整市の市長へ口頭、防災行政無線、電話又はファクスにより連絡し、事後速やかに要請文書を送付する。

④　応援要請事項

ア　被害の種類及び状況

イ　応援に必要な物資の品名、数量等

ウ　職種別人口

エ　応援場所及び経路

オ　応援の期間

カ　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（2）県外の市町村に対する応援要請

町長は、県内の市町村が災害等のため応援要請が不可能である場合、又は県内市町村等の他、更に応援を必要とした場合は、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書」に基づき他県の広域圏連絡調整市の市長又は被災市町村以外の市町村長に対し、応援を要請する。

①　連絡先及び方法

置賜広域行政圏の連絡調整都市である米沢市長、長井市長へ口頭、防災行政無線、電話で連絡し、事後速やかに要請文書を送付する。ただし、両市長へ連絡を取ることができない場合は、独自に他県の連絡調整市長へ応援を要請する。

②　応援要請事項

ア　被害の状況及び要請理由

イ　提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量

ウ　派遣を要請する職員の職種及び人員

エ　応援の場所及び経路

オ　応援を必要とする期間

5　指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

（1）派遣を要請する理由

（2）派遣を要請する職員の職種別人員

（3）派遣を必要とする期間

（４）その他職員の派遣について必要な事項

6　指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

（１）応援を要請する理由
（２）応援を要請する職員の職種別人員
（３）応援を必要とする期間
（４）その他応援について必要な事項

なお、町内郵便局については、「災害時における高畠町内郵便局との協力に関する覚書」に基づき、町内郵便局長に対し、次の事項を要請するとともに、災害時の情報の提供や取りまとめについて協力するものとする。

（１）郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱、援護対策並びに医療救護活動
（２）必要に応じ、避難場所に臨時郵便差出箱の提供
（３）その他災害発生等の防止に寄与する情報の提供
①土砂災害、山地災害発生
②道路の損傷等の発見時の情報の提供

7　民間団体等に対する応援要請

町長は、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要があると認めたときは、民間団体に協力を要請する。

8　被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

（１）町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
（２）町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
（３）町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
（４）町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
（５）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

9　消防の広域応援体制

（１）県内市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力で対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」及び「山形県消防応援隊に関する覚書」に基づき、応援を要請する。

（２）緊急消防援助隊の応援活動

「山形県広域消防相互応援協定」等に基づく応援をもってしても対処できない場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、県知事に対し他都道府県への応援要請を依頼する。緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」及び「置賜広域行政事務組合消防本部受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

10　広域応援・受援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国・県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

11　応急対策職員派遣制度の活用による対口（たいこう）支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応に当たれない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル」（総務省）により他自治体からの受援を受ける。

（1）指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

（2）対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

①　災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

②　その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

12　他の自治体への広域避難

（1）広域避難

町は、災害の規模、避難者数、避難の長期化等に鑑み、町内で可能な応急対策をとっても、町の区域外への広域的な避難及び指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次により広域避難の協議を行う。

①　避難受入要請

ア　県内他市町村への避難については、当該市町村に対し直接受入要請を行う。

イ　他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該他の都道府県への避難要請を行うほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

②　避難の決定及び情報伝達

県内又は県外他市町村への避難が決定したときは、防災行政無線及び広報車等複数の手段により住民に情報を伝達する。

（2）広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

①　県内の他の市町村への受入要請については当該市町村に直接、受入を要請する。

②　他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

（3）広域避難者への配慮

①　町は、他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難先の自治体と共有するようにする。

②　町は、避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況等の公共施設等の復旧状況に係る情報、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、避難者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

（4）広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

13　他市町村からの避難受入要請への対応

県内他市町村から避難者の受入要請があった場合又は山形県より他都道府県内市町

村の避難者の受入要請があった場合、広域一時滞在について、山形県と協議する。

（1）町の受入施設

町における避難者の受入施設は町内の指定避難所等とする。

（2）避難者への配慮

① 町は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難元市町村と町が共有するようにする。

② 町は、他市町村避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

第４款　自衛隊災害派遣計画

１　方針

地震による大規模発生時に、人命若しくは財産の保護のために、特に必要と認められる場合において、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づく自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

２　実施内容

大規模な地震災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命若しくは財産保護のため、町長が必要かつやむを得ない事態と認めた場合には、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づき自衛隊の派遣要請を県知事に対して依頼するものとする。

ただし、人命に関して急を要し正式な手続きをとるいとまがないとき町長は、直接通知することができるが、この場合速やかに県本部（防災くらし安心部防災危機管理課）に連絡するものとする。

町は、自衛隊の災害派遣依頼に係わる事務手続きについて、町本部総務部が下記により実施するものとする。

（１）派遣部隊

①　災害派遣の担当

県内の災害派遣は、陸上自衛隊第６師団が担当実施する。

②　派遣部隊の任務及び活動内容

自衛隊の災害派遣は、災害の発生に際して、人命若しくは財産の保護のために行うもので、派遣部隊の救援及び支援活動は、災害の応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度として実施されるものであり、災害の状況等によって異なるが、次の救援活動及び支援活動とする。

ア　被害状況の把握

車両又は航空機の状況に適した手段を用いた被害状況の把握

イ　避難の援助

避難命令等が発令された場合の避難者の誘導若しくは輸送等に対する援助

ウ　遭難者等の捜索救護活動

死者、行方不明者及び負傷者等の捜索救助活動で原則として他の救援活動等に優先して行う。

エ　水防活動

堤防等の決壊に対する土嚢積及び運搬作業

オ　消防活動

利用可能な消防車その他の用器を利用した消防機関への協力

カ　救急活動

車両又は航空機等を利用した負傷者等の輸送

キ　応急医療及び防疫活動

被災者の応急診療若しくは防疫又は病害虫の防除

ク　人員及び物資の緊急輸送

緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他必要な人員又は救援物資の輸送

ケ　給食及び給水

緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合において、炊飯又は給水活動の支援

コ　障害物の啓開及び除去活動

道路、水路又は鉄道線路上に障害物がある場合の啓開及び除去

サ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類等危険物品の保安措置及び除去

シ　橋梁の応急復旧

ス　その他

自衛隊の能力で対処可能な作業

（２）自衛隊災害派遣の基準

自衛隊災害派遣依頼の基準は、人命若しくは財産の保護が必要であり、災害が拡大し、事態がやむを得ない場合で、おおむね次の要件を満たす場合とする。

①　公共の秩序を維持するため、人命若しくは財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）。

②　差し迫った必要性があること（緊急性の原則）。

③　自衛隊が派遣される以外に、他の手段がないこと（非代替性の原則）。

（３）派遣依頼手続き

①　関係機関の連携

自衛隊の災害派遣依頼に当たって、町、警察、消防機関及びその他の防災関係機関は、相互に連絡を密にして、自衛隊の災害派遣及び災害活動の適正かつ円滑な派遣依頼を期するものとする。

②　自衛隊派遣に関する事前情報

町は、自衛隊の災害派遣を要すると予想されるときは、県にその災害に関する状況及び今後の災害の推移状況等を逐次提供し、連絡を密にするものとする。

③　依頼方法

自衛隊の災害派遣依頼は、県知事に文書をもって依頼するものとする。緊急の場合は、電話等により依頼し、事後において速やかに文書を提出するものとし、自衛隊災害派遣依頼文書には、次の事項を明らかにするものとする。

ア　災害の状況及び派遣を依頼する理由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する人員、車両及び航空機等の概数

エ　派遣を要する区域と活動内容

オ　その他必要な事項

④　事務手続系統図

○通常の場合

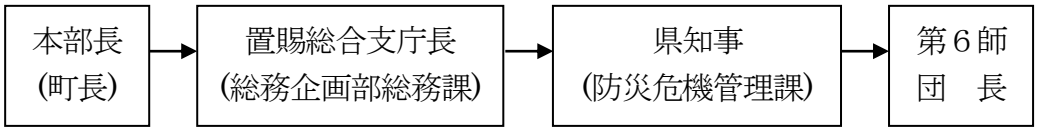

○緊急人命救助

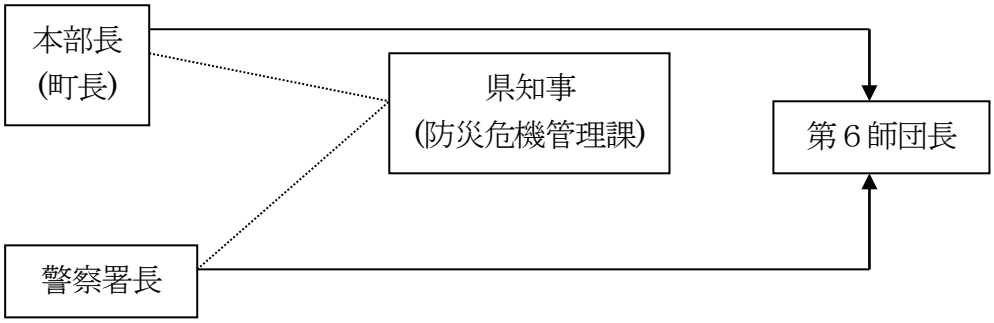

（注）　――― 通報　　……要請

⑤　連絡先

	区　分	連絡先	電話番号
県本部	勤務時間中	防災くらし安心部防災危機管理課	023（630）3039 023（633）4711
	勤務時間外及び休日	宿日直室	023（630）2754
自衛隊	勤務時間中	第６師団司令部第３部	0237（48）1151 （内線 5075）
	勤務時間外及び休日	当直長	内線 5207・5019

（４）自衛隊災害派遣部隊受入体制

町長は、県知事に自衛隊の災害派遣要請依頼を行った場合は、下記の事項について派遣部隊の受入体制を整備するものとする。

①　連絡責任者の選出と連絡所の設置
②　案内図の設置と誘導員の配置
③　宿舎及び宿営地の準備
④　災害活動の休憩所の設置
⑤　臨時ヘリポートの設置
⑥　医師並びに医療機関の確保
⑦　水利の確保
⑧　災害救援及び支援活動に必要とする資機材の準備
⑨　その他必要とする事項

（５）費用

派遣部隊が携行する装備品、食料、車両及び燃料等以外に、災害救援作業及び復旧作業に必要とする物品は、全て町の負担とする。

（６）派遣部隊の撤収

町長は、災害応急対策及び復旧対策が、自衛隊派遣部隊の救援及び支援活動を要しなくとも、町若しくは他の機関により対処出来る状況となった場合は、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議し、県知事に依頼するものとする。

第２節　情報収集伝達関係

第１款　通信計画

１　方針

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、町及び防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

２　防災通信施設の運用体系

（１）通信手段の概要

①　町防災行政無線

町・消防及び県内防災関係機関等の間の連絡

②　電気通信事業者設備

東日本電信電話株式会社加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

③　他機関通信施設

アマチュア無線等

（２）通信手段の運用順位

①　災害発生時には、町防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

②　町防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

③　町防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や他機関の通信施設も使用不能となった場合は東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は一般社団法人アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

３　災害発生時の通信連絡

（１）町防災行政無線の運用

災害に関する予報等の伝達及び災害情報の収集及び伝達は、町防災行政無線及び山形県防災行政無線を活用して迅速、的確に行う。

（２）電気通信事業者の設備利用

①　災害時優先電話の使用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

② 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県及び置賜総合支庁等に設置されている衛星携帯電話を活用する。

（3）他機関の通信施設の利用

① 町、消防機関は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第８条、災害対策基本法第 57 条、消防組織法第 41 条、水防法第 27 条又は災害救助法第 11 条に基づき、東日本電信電話㈱山形支店等の電気通信事業者、他市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、山形地方気象台、東日本旅客鉄道㈱山形支店又は東北電力㈱山形営業所等の所有する通信設備を利用することができる。

② 災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

③ 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

④ 町は防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

（4）アマチュア無線の活用

必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

4 通信施設の被害対応

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第２款　地震情報等伝達計画

１　方針

地震による被害を最小限にとどめるため、町は各防災関係機関と緊密な連携のもと、地震に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

２　地震情報等

（１）地震情報等の発表

山形県に関わる地震情報等は、気象業務法第 15 条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、町及び住民へと伝達されるが、その流れは「地震情報等伝達経路図」により伝達する。

なお、地震情報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

①　「地震情報」は、震度３以上を観測した場合、（３）に掲げる情報のうち「震度速報」が１分半後に発表され、その後震源に関する情報等が順次発表される。

（２）緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

（３）地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

地震情報の種類	発表基準	内　容
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1㎞ 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。 ※（参考）令和４年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載） ※（参考）令和４年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（４）地震情報に用いる地域名称

高畠町における地震情報に用いる震度の地域名称は、「山形県置賜」である。

３　地震情報等の伝達

町、山形地方気象台、県、県警察本部及び防災関係機関は、「地震情報等伝達経路図」により伝達を行う。

（１）山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した地震情報等をＮＴＴ専用回線を利用した防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関及びその他の防災関係機関へ伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を設置している機関は、気象庁から消防庁を経由し、伝達を受けることもできる。

（２）県

県は伝達された地震情報等を、県防災行政無線等により速やかに町、消防本部及び関係機関に伝達する。

（３）町及び消防本部

町及び消防本部は、伝達された地震情報等を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

（４）放送機関

放送機関は、伝達された地震情報等を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

（５）その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された地震情報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

地震に関する情報伝達経路図

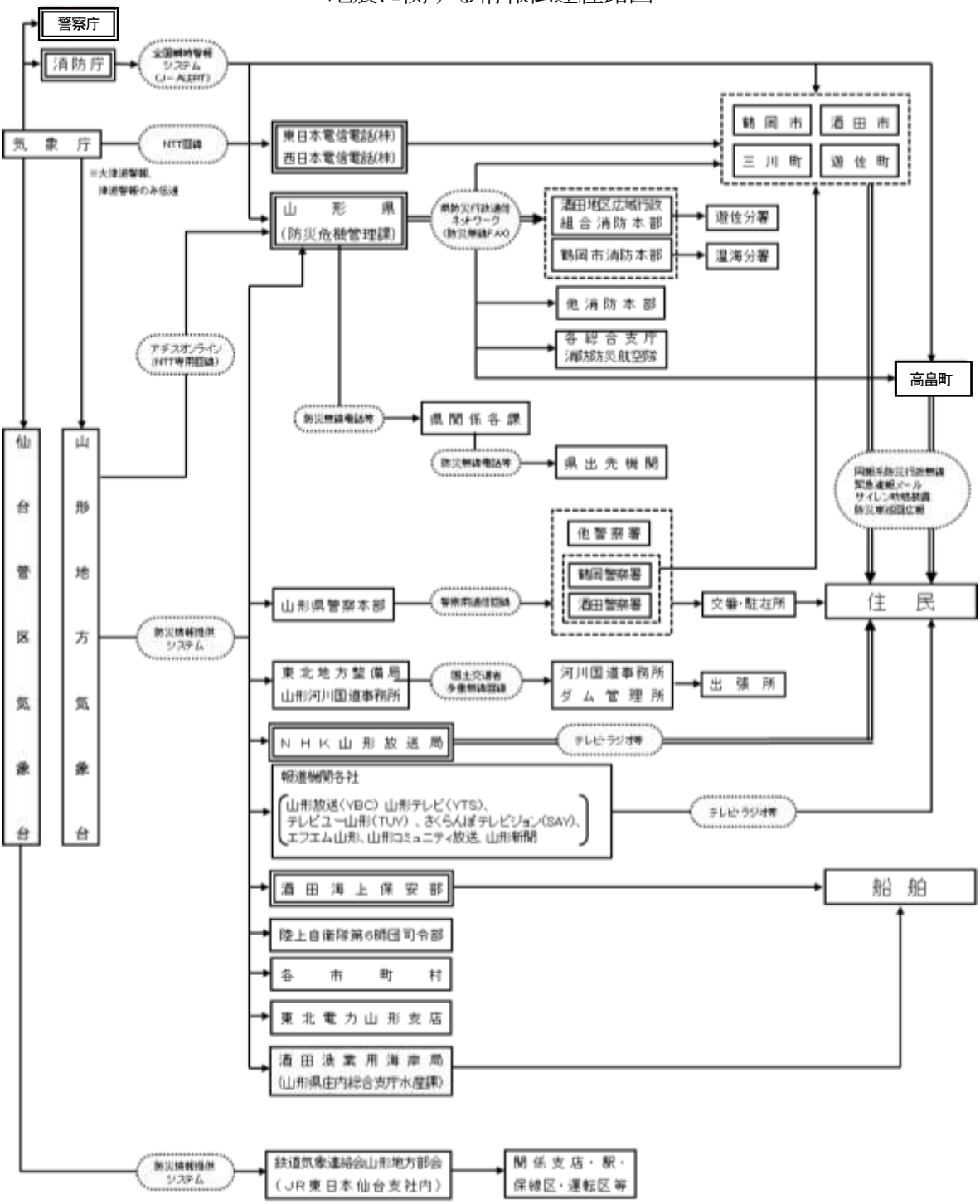

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

第３款　災害情報の収集・伝達計画

１　方針

地震発生時の被害状況報告や災害危険箇所等に関する情報を正確に収集し、関係機関と緊密な連携をとり、適切な応急対策活動を行うために、情報の迅速かつ的確な収集及び伝達について定める。

２　災害発生直後の情報収集・伝達

（１）県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町、各防災関係機関は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

①　大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合

②　人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

③　被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

（２）収集した災害情報等の集約及び報告

①　町長は、災害情報等の総括責任者として総務課長を選任するものとし、各課長等は調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務課長に報告する。

②　総務課長は、被害の報告があった場合、当該地域において震度４以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。

③　発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報の概括情報を報告する。なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告する。

④　総務課長は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への１１９番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県庁及び消防庁に報告する。

（３）孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、国及び県等と共有する。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

３　災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

（１）県本部（防災危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話又はファクスによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

（2）町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、町管理の庁舎・公共施設・社会福祉施設、町管理の土木施設、上水道及び公共下水道に係る被害

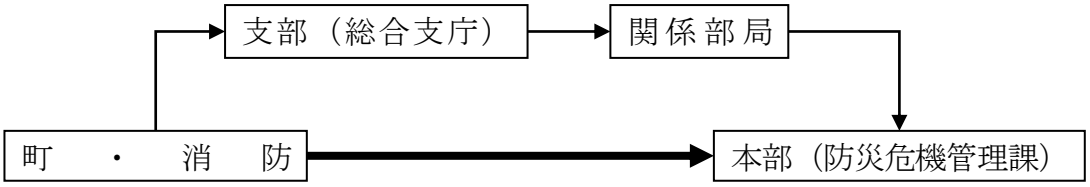

（3）災害情報の収集項目

地震災害発生時の情報及び被害状況の収集は、応急対策を実施する上で、緊急性の高い人的被害に関する下記の情報を優先的に収集し、関係機関に伝達するものとする。

災害情報及び被害情報収集項目は次のとおりとする。

① 被害発生の場所、時間及び被害発生のおそれのある区域
② 被害の種別及び規模
③ 人的被害のほか、住宅被害があるため倒壊家屋の場所及び総件数
④ 出火件数又は出火状況
⑤ 土砂災害及び危険物漏えい等の二次災害危険箇所
⑥ 住民避難状況に関して
⑦ 非住家、ライフライン、公共施設、道路、橋梁等の状況に関して

（4）災害情報の伝達

① 町は、消防機関、警察並びに防災関係機関が個別に収集した災害情報を本部員会議において集約分析し、統一した必要な情報を各部長から関係機関に伝達するものとする。

② 関係行政機関並びに報道機関に対しては、本部連絡員室長が本部員会議の結果に基づき一元的に主な情報を管理して、災害が発生した区域並びに人的被害、物的被害状況、警戒活動及び災害応急対策等についての情報を公表するものとする。

③ 長雨が続き集中豪雨等が予想される場合は、災害発生時の予想される箇所の行政区長等の現地関係者に気象情報を伝達し、被害防止の警戒、災害発生時の通報並びに避難体制の確立を要請し、防災関係機関若しくは関係住民によりパトロールを実施するものとする。

また、震災に伴う土砂災害発生のおそれがあると判断されるときは、警戒配備を行うものとする。警戒配備により災害発生のおそれがある地域の管轄消防団、現地連絡者（地元行政区長）等に気象情報等を伝達し、災害の警戒と通報、避難体制の確立を要請し、現地の警戒体制を講ずるものとする。

④ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、

これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

（５）災害情報の通信連絡

①　通信連絡の方法

災害時における通信連絡は、有線電話又は無線通信等のうち最も迅速な方法で行わなければならない。その際、通信の混乱が生じないように次により通信の統制を行う。

ア　重要通信の優先（救助及び避難等）

イ　簡潔通話の実施

ウ　専任の通信担当者の設置

②　通信電話途絶時の連絡

地震災害により有線（固定電話）又は移動電話（携帯電話）施設が被災し連絡不能となった場合、無線設備又は伝令等により通信を確保する。

ア　県との連絡は山形県防災行政無線による

イ　現場との連絡は無線（車載型及び携帯型）による

ウ　現場に伝令を派遣する

それでもなお通信の確保が難しい場合、次の方法を考慮する。

（ア）警察及び消防等無線通信による方法

（イ）自動車、バイク及び自転車利用による方法

（ウ）町内アマチュア無線クラブの協力による方法

４　防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

５　災害報告

（１）町本部の災害報告

①　町長は、町の区域内に災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、置賜総合支庁を経由して山形県知事に報告するものとする。

②　報告は、山形県防災行政無線ファクス及び山形県防災情報システムを使用して、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めにより報告する。

③　被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整の上、報告するものとする。

④　報告の種類及び期日

報告の種類	提出期限	様　　式	摘　　要
災害速報	即時	様式第１号	
災害中間報告	順次	様式第２～１４号	
災害確定報告	応急対策終了後１０日以内	様式第１４号	
災害年報	２月１５日	様式第１５号	毎年報告とする

報告系統図

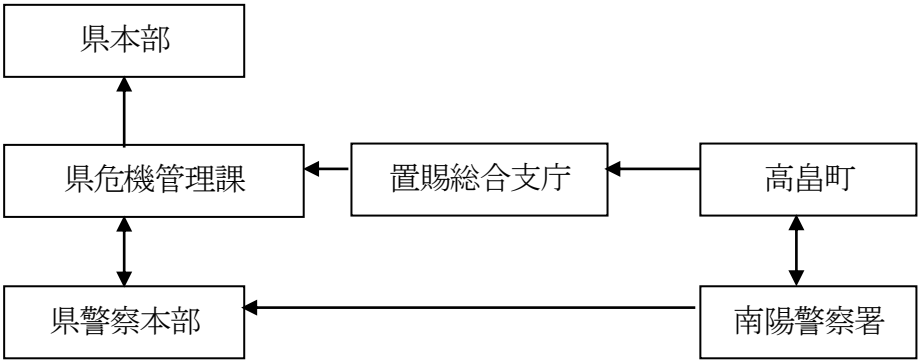

6　異常現象を発見した者の通報等について

（1）災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

（2）警察官は、災害の発生するおそれのある異常な現象の通報を受けた場合は、速やかにその旨を町長に通報するものとする。(町長又は警察官による応急措置従事命令は、法第６５条の規定に基づくもの)

（3）町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて法第６５条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

（4）町長は、この通報を受けたときは、山形地方気象台、県の機関並びに隣接市町村に連絡するものとする。

第４款　広報計画

１　方針

災害時における人命の安全確保、人心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策の実施、流言飛語等による社会秩序混乱の防止を図るため、町本部が収集した災害情報の広報及び報道機関に対する情報の伝達について定める。

２　目的等

（１）広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

（２）広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

（３）広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

３　広報活動における町の役割分担

町、防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

（１）役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

（２）手段

①　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

②　町内会等を通じた情報伝達

③　住民相談所の開設

④　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

⑤　地域防災行政無線、町登録制メール、緊急速報メール及びインターネットの活用（ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等）

⑥　避難所への町職員の派遣

（３）項目

①　安否情報

②　避難、医療、救護及び衛生に関する情報

③　給水、炊出し及び物資配給の実施状況

④　生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

⑤　被災地支援に関すること（支援物資を小口･混載しないことやボランティア情報等）

⑥　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

4　被災者等への情報伝達活動

（1）被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

（2）住民への的確な情報伝達

町は、住民全体に対し災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

5　警戒段階・災害発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

（1）警戒段階

①　気象予警報

②　雨量に関する情報

③　河川水位に関する情報

④　災害危険箇所等に関する情報

（2）災害応急対策初動期

①　町災害対策本部設置に関する事項

②　安否情報（ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）

③　被害区域及び被害状況に関する情報

④　避難（避難指示等・場所等）に関する情報

⑤　給水・炊出しの実施、物資の配給情報

⑥　避難所の開設状況

⑦　救護所の開設等救急・医療に関する情報

⑧　防疫に関する情報

⑨　豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量

のほか、累積雨量についても広報する。）

⑩　ライフラインの被害状況に関する情報

⑪　緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報

⑫　道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報

⑬　被災地域及び避難場所等における犯罪防止等民心安定のための情報

⑭　自主防災組織に対する活動実施要請

⑮　出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

（3）災害応急対策本格稼動期

①　生活支援（食料・水等の供給）に関する情報

②　民心安定のための情報

③　相談窓口の設置に関する情報

④　消毒、衛生及び医療救護情報

⑤　小中学校の授業再開予定

⑥　被害認定・り災証明書の発行

⑦　応急仮設住宅等への入居に関する情報

⑧　ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報

⑨　ボランティアの受入情報

（4）復旧対策期

①　り災証明書の発行

②　保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報

③　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

④　被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

⑤　その他生活再建に関する情報

6　安否情報の提供

町、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（1）町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。

（2）通信事業者は、風水害等により通信設備が被害を受け電話がふくそうし繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害伝言ダイヤル（局

番 171）や災害用伝言板等を開設することとなっており、町は利用方法等についての広報を行う。

7　広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

（1）広報担当者の撮影した災害写真
（2）防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
（3）報道機関等による災害現場の航空写真
（4）災害応急対策活動を取材した写真その他

8　広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。なお、特に以下の点に留意する。

（1）避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置の措置を講ずる。
（2）外国人被災者のために、防災関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努める。
（3）被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

9　広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

10　報道機関への発表

（1）県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、災害対策基本法第 57 条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。町は、放送機関に対して放送要請を行うときは、原則として県を通じて行う。また、要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。
（2）報道機関への記者会見等は、災害対策本部が行う。

第３節　避難計画

１　方針

地震に伴う二次災害により住民の生命及び身体に危険が急迫し、関係地域住民を安全な場所に避難させるための指示、並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

２　住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

（１）自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

（２）支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

３　避難指示等に基づく避難

（１）危険の覚知及び情報収集

①　町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

②　町は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

③　土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫

している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

（2）避難実施の決定及び必要な措置

① 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、法第 60 条に基づき、原則として町長が実施する。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、町長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 避難指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける。
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
				町長→（報告）→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				町長→（報告）→知事

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難指示等を実施した場合の通知等
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第 29 条）
				水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第 25 条）
				知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
		警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（基本法第 61 条）
				警察官→（通知）→町長→（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第４条）
				警察官→（報告）→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条）
				自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者

② 住民等への伝達及び避難の実施

ア 高齢者等避難及び避難指示の内容

（ア）警戒レベル

（イ）要避難対象地域

（ウ）避難理由

（エ）避難先

（オ）避難経路

（カ）避難時の注意事項等

イ 緊急安全確保の内容

（ア）警戒レベル

（イ）災害発生区域

（ウ）災害概況

（エ）命を守るための最善の行動をとること

ウ　避難の広報

（ア）町及び関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、L アラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

（イ）町は、避難行動要支援者への指示に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

（ウ）町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

エ　避難誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び警察による誘導に当たっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

（ア）町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

（イ）消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導に当たる。

（ウ）警察は避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

（エ）避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

（３）避難所及び避難経路の選定

避難所については、町地域防災計画で定められている避難場所とする。

避難経路については、災害の種類、規模等に応じて、二次災害が発生しない避難所に、各地区の現地連絡責任者と防災関係機関が協議した避難経路を使用して避難を実施する。

（４）避難の指示の周知徹底

それぞれの実施責任者は、次の方法により住民に対して指示の周知徹底を図る。

① 周知の方法

ア 広報車及び巡回者等による周知

町長は、消防機関及び警察機関等と協力して広報車等を速やかに現地に配置して、住民への指示の徹底を図るものとする。周知は企画班が当たるものとする。

イ 口頭による周知

消防団員並びに自主防災組織により、避難指示の該当区域の各世帯に口頭で周知する。チラシ等を用いて周知徹底を図る。

ウ 放送等による周知

上記の方法をもって万全を期したい場合は、放送による周知を検討し、効果的であると判断するときは、町本部長は、県に放送依頼を要請するものとする。

② 周知事項

避難指示を実施させる区域の住民に対して周知する伝達事項は、次のとおりとする。

ア 避難指示の対象となる地域

イ 避難所の位置

ウ 避難路の経路

エ 避難の理由

オ 避難時の服装及び携行品について

カ 家屋等の戸締まりについて（防犯及び防火対策）

③ 避難者の誘導及び移送の基準

避難誘導は町本部避難救助班（町民課）が当たるものとする。

ア 避難誘導の順序

高齢者及び傷病者等の避難行動要支援者と言われる方を最優先にして誘導し、防災活動に従事できる者は最後に避難する。

イ 誘導に際しての留意事項

（ア）避難時における混乱及び事故を防止するため、誘導班を編成して避難者の誘導に当たる。その際、避難場所及び避難経路等を必要箇所に掲示するとともに、口頭拡声器等により周知する。

（イ）避難は誘導員を配置してロープ、避難旗及び強力ライト等を用いて行う。

（ウ）誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防及びその他災害の発生するおそれのある場所をさけ、安全な経路を２ヶ所以上選定する。

（エ）誘導経路の危険地点には、標示又は縄張り等を行い明示する。

（オ）自力歩行不可能な避難者には、車いす及び担架等を用いる。

（カ）誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

ウ 避難者の移送

各地区の避難所に避難した者が、他地区の避難場所に移動させる必要がある場合は、町が車両等を使用して移送する。

災害地が広範囲で大規模な立ち退き移送を必要とする場合で、町において移送の処置ができない場合は、隣接市町に応援要請をするほか、置賜総合支庁を経由して

県に移送の協力要請を行う。

④　避難時の携帯品

避難時の周知に際して、携行品は、地勢、天候及び季節等によって異なるが、その状況に応じて必要最小限度のものとし、避難誘導員が、適宜指導するものとする。

携帯品は一般的に次の物とする。

ア　貴重品

イ　必要最小限な食料（軽食及び飲料水等）

ウ　衣類（帽子、雨具、着替え、防寒衣及び毛布等）

エ　日用品（タオル、ちり紙及び衛生用品等）

オ　救急医薬品

カ　その他必要と認める物（携帯ラジオ及び懐中電灯等）

4　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（1）警戒区域設定の権限

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。（法第 63 条）
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。（法第 63 条）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。（法第 63 条）
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第 23 条の２）
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第 28 条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。（消防法第 28 条）
水　　災	水防団長・水防団員	水防上緊急の必要がある場所において、警戒

	消防機関に属する者	区域を設定（水防法第 21 条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（水防法第 21 条）。

（２）警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（３）避難所への受入

町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

５　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

（１）帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

（２）外国人旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

第４節　避難所運営計画

１　方針

地震による災害発生時に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について次のとおり定めるほか、高畠町避難所運営マニュアル（令和３年度）に基づいて対応する。

２　避難所への受入と必要な措置

（１）避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等により更に避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

①　災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

②　避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

③　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

④　特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

⑤　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

⑥　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⑦　災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得た上で期間を定める。)をとる必要がある。

（２）開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

① 避難所開設の日時及び場所

② 開設箇所数及び避難所の名称

③ 避難者数

（3）開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

イ 毛布

ウ 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医薬品（常備薬、救急箱 等）

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレットペーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と町役場等との通信手段を確保する。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町及び県は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

3 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営さ

れるよう管理する。

（1）運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

（2）情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

（3）物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

4　避難後の状況の変化に応じた措置

（1）避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、本町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を本町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入を要請し、又は県にあっせんを依頼する。

（2）更に危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

（3）危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

（4）避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

5　避難所運営に係る留意点

（1）町等のとるべき措置

①　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

②　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、適切に受入れることとする。

③　被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

④　住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

　そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

⑤　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ア　避難者の栄養、健康等

　避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

イ　衛生、給食及び給水等対策

（ア）入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

（イ）炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

（ウ）配食等に当たっては、管理栄養士の関与に努める。

（エ）トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ　被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

　被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ　要配慮者に配慮した運営、環境整備

（ア）掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

（イ）食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

（ウ）施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

（エ）医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ　避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

カ　男女のニーズの違い等に配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ　各機関等への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びＮＰＯ・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク　自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（２）住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

①　運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

②　ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールの遵守

③　その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第５節　救助・救急計画

１　方針

大規模な地震による被災者に対し、町、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

２　要救助者の通報・捜索

（１）要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関又は警察等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

（２）要救助者の捜索

被災地の住民及び通行人等の災害現場に居合わせた者は、生き埋めや行方不明者等救助救出すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関及び警察に通報する。

防災関係機関の職員は、町本部の担当各部各班に参集する等の場合、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関若しくは警察に通報する。

消防機関並びに警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生き埋め者を捜索する。道路が破損した場合は、自転車又はバイク等を用いて機動的に捜索を行う。

３　救助体制の確立

（１）救助隊の編成等

消防機関は、町消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

（２）医療機関の状況の確認

消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

（３）応援要請

町は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

①　消防機関への要請

町長及び置賜広域行政事務組合消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

② 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

（4）職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

4 救助活動の実施

（1）緊急交通路の確保

県警察及び警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

（2）救助隊の誘導

消防機関、県警察及び警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

（3）救助活動の実施

① 町は必要と認めた場合は、県に対し消防防災航空隊の派遣を要請する。消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。

② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

④ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保した上で可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

（4）惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

（1）搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、町内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージ※を経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周

産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を決めること。

（2）搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県に対して、県又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

第６節　消火活動計画

１　方針

地震発生時の火災等による被害を防止し又は軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

２　消火活動計画フロー

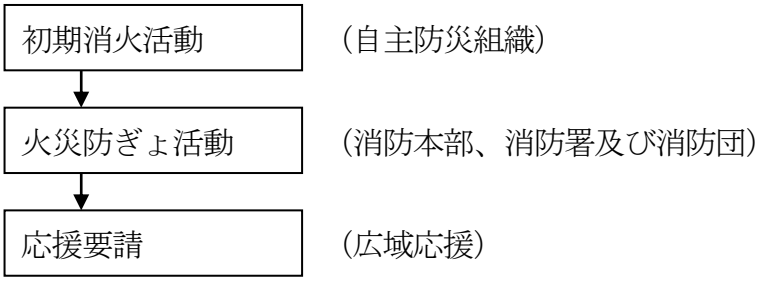

３　初期消火

（１）地域住民等による活動

地震が発生した場合、家庭や職場等においては、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

①　消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

②　ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

（２）自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

４　消防機関による火災防ぎょ活動

（１）消防本部による火災防ぎょ活動

消防本部及び消防署は、消防団等と連携し火災防ぎょ活動を行う。

①　消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。

②　消防本部は、次の方法により火災情報の収集に当たる。

ア　高所カメラ等からの監視

イ　１１９番通報又は駆け込み通報

ウ　消防吏員の参集途上における情報収集

エ　消防団及び住民等からの電話、携帯電話又は無線等による連絡

③　消防本部は、警察並びに道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確

保するとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、法第７６条の３第４項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

④　火災防ぎょ活動

ア　火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

イ　火災現場において要救助者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

ウ　火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

エ　消防本部は、地震により上下水道施設が被災した場合も、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

オ　消防吏員は、地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第２８条に基づき消防警戒区域を設定し、住民等を退去させ又は出入りを禁止し若しくは制限する。

（２）消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、消防本部と緊密に連携して、次により火災防ぎょ活動を行う。

①　消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づいて速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

②　消防団は、出動に際して、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

③　消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

④　消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動に当たる。常備消防の部隊が到着したときは、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して火災防ぎょ活動に当たる。

５　広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員、施設、資機材の被災、通信及び交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長は、躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

（１）県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長に対して広域応援を要請する。

（２）他都道府県への応援要請

町長は、上記による応援をもってしても防ぎょし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

（３）応援受入体制

町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第７節　医療救護計画

１　方針

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために、町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

２　実施内容

町が主体で、り災者に対する医療、救護及び助産を実施するが、災害救助法が適用された場合町は、県の補助機関として行う。

（１）事前措置

り災者に対する医療及び救護を実施するにあたっては、災害による負傷者等を救出及び救護を実施する関係機関、医療機関並びに医療行政機関等が事前に協議し、医療、救護及び助産の活動体制並びに各機関及び各団体の提供可能資機材等について、統一的な運用方策を協議しておくのものとする。

（２）医療、救護及び助産の対象者

医療、救護及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のための医療助産の途を失ったもの。

３　応急医療需要の把握

災害発生後は、消防機関、避難所並びに福祉関係団体等と連絡を密にし、医療を必要とする状態にある住民の人数及び負傷状況、医療機会の喪失により生命に危険を及ぼす恐れのある者、並びに高齢者等の災害時要援護者について状況を把握し、必要と判断した場合、医療救護活動を実施する。

４　医療機関情報の把握

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

（１）医療機関の施設、設備の被害状況

（２）被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況

５　医療救護

医療救護活動は、原則として医療救護班が、医療救護所において実施するが、災害の規模又は態様によっては、災害現場付近に仮設テント等を設置して実施する。

（１）医療救護班の編成

編成は、町、公立医療機関及び災害拠点病院並びに東置賜郡医師会（町内の開業医療機関）で医療救護班を編成する。

町長は、災害規模が大きく負傷者が多数で、町内の開業医療機関のみで活動困難と判断するとき、東置賜郡医師会に派遣要請を行う。また、山形県に対しても、山形県

医師会、日本赤十字社、陸上自衛隊若しくは医療ボランティアの派遣協力依頼を行う。

① 公立医療機関による編成

② 東置賜郡医師会（町内の開業医療機関）による編成

③ 東置賜郡医師会による編成

④ 山形県医師会による編成

⑤ 日本赤十字社山形県支部による編成

⑥ 医療ボランティアによる編成

⑦ 陸上自衛隊第６師団による編成

（２）医療救護班の編成の基準

① 医療救護班の編成

医療救護班の１班当たりの編成基準はおおむね次により編成する。

医師	１名
看護師長	１名
看護師	２名
事務職員	１名
自動車運転手	１名（車両１台）

② 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容（救護班で治療できない重症患者のみ収容）

③ 医療及び助産の実施期間

医療の実施期間は、災害発生の日から１４日以内とし、助産は災害発生の日後７日以内に分娩した者で、災害により助産の途を失った者に対して行うものとする。

④ 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額以内）……県負担

⑤ 整備帳簿類

ア 救助実施記録日計票

イ 救護班活動状況簿

ウ 病院診療所医療実施状況

エ 医療品衛生材料受払状況簿

オ 病院診療所医療実施関係診療報酬に関する証拠書類

カ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

（３）医療救護所の設置

医療救護所の設置は、安全性を考慮して設置するものとし、災害現場又は負傷の搬送に支障のない場所若しくは施設を選定して実施する。

設置場所及び施設は、次のとおりとする。

① 小学校、中学校及び高等学校

② 地区公民館

③ 公園及びグラウンド

④　指定避難場所
⑤　災害現場
⑥　その他

（４）医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、町、県、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は、町、医療機関並びにＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整に当たるとともに、町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

①　各医療関係施設等における活動

ア　医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災からおおむね３日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口になる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ　被災地内の一般の医療機関

（ア）患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施等の対応を図る。

（イ）自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

（ウ）歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ　被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

（ア）24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
（イ）傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること
（ウ）重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
（エ）傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
（オ）状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

②　要配慮者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

（５）負傷者等の搬送

医療救護所から後方医療機関へ搬送して、更に高度な医療を施す必要のある重症者は、町消防機関又は公用車を使用して転送する。

町の所有する車両で、転送に限界があると判断するとき町長は、他の輸送機関に対

して、負傷者搬送の派遣要請を行う。県に対しても日本赤十字社及び陸上自衛隊による負傷者搬送の派遣依頼を行う。転送にあたっては、防災関係機関並びに受入医療機関等と連絡を密にして、下記の搬送機関で実施するものとする。

① 町消防機関
② 町公共機関
③ 協定公共輸送機関
④ 日本赤十字社
⑤ 陸上自衛隊

（6）医療器具及び医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄及び調達は、消防機関、医療機関により、備蓄と調達について事前に協議して、災害時の供給確保に万全を期するものとする。

（7）助産及び救護活動

助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者を対象として実施する。

助産及び救護活動は、原則として医療救護班が、医療救護所において下記の項目について実施する。

① 分娩の介助
② 分娩前及び分娩後の処置
③ 衛生材料の支給及び調達

（8）広域的救護活動の調整

被災者の救護活動のため、町、日本赤十字社並びに医師会はそれぞれに医療救護活動を行うが、活動能力にも限界があるため、応急救護の急迫した状態に至ったときには、町長は近隣市町に対し医療救護班の救援派遣を要請する。

6　災害救助法の適用

災害救助法施行令第１条第１項及び第２項の規定により災害による全壊家屋等が基準以上に達した場合は、災害救助法が適用される。

災害救助法が適用された場合の医師、助産等に係る対象者、期間並びに経費等については、「山形県災害救助法施行細則」に基づき行う。

第８節　遺体対策計画

１　方針

大規模な地震により発生した建物の倒壊により現に行方不明になっている者で、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索並びに遺体の処置及び埋葬の実施について定める。

なお、遺体の捜索については消防活動の対象とならない場合があることに留意する。

２　実施内容

大規模な地震等の災害により多数の行方不明者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るために、実施機関並びに町本部担当部が、捜索、収容、検視、処置並びに埋葬等について、以下のとおり実施する。

災害救助法が適用された場合、町は、県の補助機関として実施するものとする。

（１）遺体の捜索

遺体の捜索は、南陽警察署、町消防本部並びに消防署及び消防団により実施するものとし、各機関が必要な人員と装備をもって編成する。広範囲の場合は、事前に担当区域を協議して実施する。

①　捜索の対象

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

ア　行方不明になってから相当の時間を経過している場合。

イ　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は潰滅したような場合。

ウ　行方不明になった者が、重度の身体障害者又は重病人であったような場合。

エ　災害発生直後ごく短時間の内に、引続き当該地域に災害が発生した場合

②　捜索用資機材の調達

捜索に必要とする資機材は、南陽警察署、町消防本部、消防署及び消防団が装備する資機材を、それぞれの機関が使用するものとする。

重機等を必要とする場合は、町本部建設部が調達する。

③　捜索の期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（２）遺体の処置等

①　検視（検案）及び処置等

捜索活動により遺体を発見した場合は、町本部及び県本部並びに県警察に連絡するものとし、南陽警察署が要請した検案医師、町本部健康部医務班及び避難救助部防疫班並びに医師会の協力を得て、遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処置を行い、検視（検案）する。棺等の物品の調達は、町内の葬儀業者に協力を要請し調達する。

県並びに県警察と連携し、遺体一時安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、報道機関を通じて住民に対する広報に努める。

②　輸送

検案を終えた遺体は、町が指定する一時安置所に輸送する。

③　処理に要する費用

遺体の収容及び処理に必要な費用は、遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処理費、遺体の一時保存費、検案費、人夫費並びに輸送費等については、町が負担するものとする。

④　遺体の処理期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（３）遺体の安置と身元確認

①　一時安置所の開設

町本部長は、被災現場付近の寺院、公共建築物又は公園等を、遺体の一時安置所として選定し、開設する。

安置した遺体の腐敗防止のため、棺及びドライアイス等の資機材を確保し用いる。必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

遺体安置所の設置に当たっては、以下の事項に考慮する。

ア　避難所、医療救護所とは別の場所

イ　可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

ウ　検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのＤＮＡ型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

②　身元の確認

警察若しくは地区等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体並びに所持品等の写真を撮影するとともに、人相、所持品、着衣及び特徴等を記録し、遺品を保管しておくものとする。

遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、ＤＮＡ鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

③　遺体の引渡し

身元確認が行われた遺体は、所持品を付し身元引受人に引き渡す。

（４）遺体の埋葬又は火葬

①　埋葬を行う場合

遺体の埋葬は、災害発生により死亡した者で、次の各号に該当する死亡者について行うものとする。

ア　災害時の混乱の際に、死亡した者であること。

イ　災害のため、埋葬を行うことが困難な場合であること。

ウ　遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であること。

エ　墓地又は火葬場が浸水若しくは流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

オ　経済的機構の一時混乱のため、遺族又は扶養義務者の有無にかかわらず、棺又は骨つぼ等が入手できないとき。

カ　埋葬すべき遺族がいないか又はいても、高齢者又は幼年者等で埋葬を行うこと

が困難であるとき。

身元不明遺体、又は遺族等の引取り手がない遺体、又は遺族等が埋葬及び火葬を行うことが困難な遺体の埋葬若しくは火葬は、町本部避難救助部住民班が「埋葬又は火葬処理簿」を作成し実施する。

② 埋葬の方法

ア 応急的な仮葬とし、正式の葬祭は行わない。

イ 埋葬は、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を行うものに支給する。

③ 埋葬実施期間

災害発生の日から１０日以内

④ 埋葬又は火葬許可

死亡者が多数のため通常の手続きを取っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生する恐れがある場合、埋葬又は火葬許可手続きについて簡略化できる方法について県と協議する。

⑤ 相談窓口の設置

町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。

（５）遺体の処理又は収容若しくは埋葬又は火葬の事後処理

災害時において、遺体の処理又は収容若しくは埋葬又は火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

① 実施責任者

② 遺体発見場所及び日時

③ 死亡又は死亡推定日時

④ 死亡者及び遺族の住所

⑤ 所持品

⑥ 洗浄等の処理状況

⑦ 一時安置場所及び収容日時

⑧ 収容等に要した費用

⑨ 埋葬品等の支給状況

⑩ 埋葬又は火葬の日時

⑪ 埋葬又は火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

（６）費用

遺体の捜索又は処理若しくは埋葬又は火葬等の費用は、災害救助法の適用基準に準じて実施するものとし、原則としてその額を超えない範囲とする。

（７）遺体の埋葬火葬の記録

避難救助班長は、次の文書及び帳簿を作成し、給与状況を記録するものとする。

① 遺体捜索状況記録簿

② 遺体処理台帳

③ 埋葬台帳

④ 埋葬費支出関係証拠書類

3　応援協力関係

町長は、自ら災害による遺体の捜索又は処置若しくは埋葬又は火葬等の実施が困難な場合は､近隣市町並びに県に、遺体の捜索又は処置若しくは埋葬又は火葬等の実施と、これらに要する要員及び資機材について応援を要請する。

4　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、遺体の捜索又は処理若しくは埋葬又は火葬等についての対象者、期間及び経費等は、「山形県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

第９節　交通輸送計画

第１款　輸送計画

１　方針

大規模な地震災害時の輸送体制について、救急、救助、医療救護、消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、県及び町等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

２　優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

（１）応急対策活動期

①　救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資

②　消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資

③　被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者

④　食料及び水等避難生活に必要な物資

⑤　傷病者及び被災者の被災地域外への移送

⑥　自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資

⑦　緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員物資

（２）復旧活動期

①　応急対策活動期の続行

②　災害復旧に必要な人員・物資

③　生活用品

④　郵便物

⑤　廃棄物の搬出

３　防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両等を調達し、緊急輸送を実施する。

（１）町

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

①　輸送区間及び借上期間

②　輸送人員又は輸送量

③　車両等の種類及び台数

④　集積場所及び日時

⑤　その他必要事項

（２）輸送関係機関

①　一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人山形県バス協会

一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。

②　公益社団法人山形県トラック協会、赤帽山形県軽自動車運送協同組合

公益社団法人山形県トラック協会及び赤帽山形県軽自動車運送協同組合は、加入会社の車両台数を把握しておき、県の要請があった場合は、物資等を輸送するため、貨物自動車等の供給に協力する。

（３）鉄道事業者

鉄道事業者は、県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資材等の輸送に協力する。

４　物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、町は物資拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

町は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

（１）地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

（２）物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する場合があることに留意する。

第２款　道路交通計画

１　方針

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者等及び県警察、警察署、消防機関等関係機関が実施する道路交通の応急対策について定める。

２　災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第 46 条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

３　発災直後の被災地の交通路確保

（１）道路の啓開

道路管理者等は、県警察、警察署、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

（２）交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

４　情報の収集・伝達

道路管理者等は次により道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

（１）道路管理者等は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。

この際、ＣＣＴＶ（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

５　道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第 46 条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

６　災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

7　緊急輸送道路等の啓開

（1）道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察、警察署及び消防機関の協力を得て、次により２車線（やむを得ない場合は１車線）を啓開する。

①　道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

②　通行の障害となる車両の移動

③　仮設橋の架橋

（2）道路管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

8　緊急交通路の確保

（1）緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、基本法第 76 条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）し、町に伝達する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

（2）緊急通行車両の確認事務

町は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請を行う。

①　事務区分

確　認　者	確　認　車　両	申請受付及び確認場所
県　知　事	○県有車両 ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等した車両	○県防災危機管理課 ○置賜総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○県警察本部交通規制課 ○警察署 ○交通検問所

②　事前届出車両

町は、確認申請に際し、審査を省略し優先的に手続きを行えるよう、当該車両に係る事前届出済証等を入手しておく。

③　当日確認申請する車両

町は、確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者に対して、防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両確認申請書を交付する。

9　緊急通行車両の想定

緊急通行車両の想定は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

（1）大規模災害等発生直後の第一局面では、次に掲げる車両を除き、緊急交通路の通行を禁止する。

・災対法の規定に基づく緊急通行車両（緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両）

・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有している車両（規制除外車両）

・民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべき、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なものに使用される、事前届出の対象となっている規制除外車両（例：医師等が使用する車両、医薬品等を輸送する車両、患者等搬送用車両、建設用重機等）

（2）交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった第二局面では、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮し、事前届出対象外の規制除外車両も順次交通規制の対象から除外することとなるが、全国的な調整により実施する。

（3）その他緊急交通路確保のための措置

災対法の規定に基づき、県警察は以下の措置をとるものとする。

①　県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

②　県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

③　県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

④　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（4）関係機関等との連携

災対法の規定に基づき、県警察は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つ。

10　災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

（1）速やかに、車両を次の場所に移動させる。

①　道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

（3）通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

11 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

第１０節　各種施設災害応急対策関係

第１款　土砂災害防止施設災害応急計画

１　方針

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町が実施する災害応急対策について次に定める。

２　被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度４以上を観測する地震が発生した場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

３　住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

４ 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

（１）二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

①　危険箇所の応急対策

町は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

②　監視の継続

町は、県と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

（２）施設の応急措置

①　治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応

じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

⑥ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

5 応急復旧

町及び施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第２款　河川施設災害応急計画

１　方針

地震により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

２　被災状況調査

施設管理者は、震度４以上を観測する地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

３　住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、町、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

４　被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と緊密に連携し、必要な応急措置を実施する。

（１）河川管理施設及び頭首工等許可工作物

①　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

②　低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

③　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

④　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤　危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥　その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

5　応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第３款　農地・農業用施設災害応急計画

１　方針

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

２　施設の緊急点検

施設管理者は、震度４以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

３　被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

４　応急対策及び応急復旧対策の実施

（１）施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

①　集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

②　用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

③　施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

④　施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

⑤　応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

（２）町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第４款　ライフライン施設災害応急計画

１　方針

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

２　ガス施設対策

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、町は、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

（１）被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏えい探知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに一般社団法人山形県ＬＰガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、県警察・警察署及び消防本部へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

（２）利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

（３）緊急措置の実施

事業者は、被災状況の調査結果の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

（４）応援協力の要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。

３　電力供給施設対策

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、町は、電気事業者（東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社）が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

（１）活動体制の確立

①　組織体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

② 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 米沢電力センターのみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。更に被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

③ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第 83 条第１項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

（２）被災状況の把握及び広報

① 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

② 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

（３）応急対策

① 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、可及的速やかに確保する。

（ア）現地調達

（イ）災害対策組織相互の融通

（ウ）他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

② 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察・警察署及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

③ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締

結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

④　応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

（4）復旧対策

①　復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア　復旧応援要員の必要の有無

イ　復旧要員の配置状況

ウ　復旧資材の調達

エ　復旧作業の日程

オ　仮復旧の完了見込み

カ　宿泊施設、食料等の手配

キ　その他必要な対策

②　復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、医療機関、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

4　電気通信施設対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）が実施する災害応急対策に協力する。

（1）応急対策

①　被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御及び音声案内などの措置を行う。

②　災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、対策本部等を設置し、災害対応に当たる。

③　要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

ア　全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ　関連会社等による応援

ウ　工事請負会社の応援

④　被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

⑤　災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

⑥　災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア　非常用衛星通信装置

イ　非常用無線通信装置

ウ　非常用電源装置

エ　応急ケーブル

オ　その他応急復旧用諸装置

⑦　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

（2）復旧計画

①　応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

②　復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

③　本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第５款　下水道施設災害応急計画

１　方針

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

２　被災状況の把握及び広報

（１）段階ごとの被災調査

町は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

①　第１段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

②　第２段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③　第３段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

（２）広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、町のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

（３）利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

３　応急対策

上記２（１）の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復

旧は、本復旧までの 間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂しゅんせつ及び仮設配管の布設等を行う。

4　復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討の上実施する。

第６款　危険物等施設災害応急計画

１　方針

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

２　共通の災害応急対策

（１）関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、町、県、消防機関及び県警察等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

（２）住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

（３）自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

（４）危険物等施設の応急措置

①　施設所有者等

ア　危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ　危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ　危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

②　町等

ア　被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

イ　流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

３　個別の災害応急対策

（１）高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

4 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

（1）事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防機関、県警察及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

（2）防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

（3）飲料水汚染の可能性がある場合は、町、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

（4）水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそ

れのある場合は、河川管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第１１節　農林業災害応急計画

１　方針

地震等の災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死、飼養施設の損壊及び林業施設の被災等に対するため、町及び農林業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

２　被害状況の把握

町は、山形おきたま農業協同組合又は米沢地方森林組合等の関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、被災状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

３　二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

（１）農作物及び農業用施設

山形おきたま農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

（２）家畜及び家畜飼養施設

山形おきたま農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

（３）林産物及び林産施設

米沢地方森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

４　災害応急対策

町は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

（１）農地及び農業用施設

町は、山形おきたま農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

①　農作物の病害虫発生予防措置
②　病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給
③　応急対策用農業用資機材の円滑な供給
④　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
⑤　種苗の供給体制の確保

（２）家畜及び家畜飼養施設

町は、山形おきたま農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

①　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

ア　家畜死体の受入体制の確保
イ　家畜死体の埋却許可
ウ　傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
エ　家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
オ　家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）

②　家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
ア　家畜飼養農家に対する指導
イ　被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
ウ　家畜伝染病予防接種体制の確保

③　動物用医薬品及び器材の円滑な供給

④　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

（３）林産物及び林産施設

①　町は、米沢地方森林組合と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
ア　林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
イ　苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置
ウ　病害虫発生予防用薬剤の円滑な供給
エ　応急対策用資機材の円滑な供給
オ　林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

第１２節　生活支援関係

第１款　食料供給計画

１　方針

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町が実施する災害応急対策について定める。

２　食料の調達及び配分

（１）調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

①　「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、応援要請を行う。

②　被害が広範囲に及び他市町村間の応援が困難な場合、又は他市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

③　応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

ア　食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ　炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

（２）調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

①　弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

②　乳幼児ミルク、牛乳

③　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

（３）地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

（４）炊出し

町は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

①　炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

②　大量に炊出しが必要となり炊出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

（5）配分

被災住民への食料配分に当たっては、次の事項に留意する。

① 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分

③ 要配慮者への優先配分

④ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

3 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、「本節 第４款 保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

4 国によるプッシュ型支援

防災基本計画に基づき、国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

県地域防災計画及び本計画に基づき、町及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第２款　給水・上水道施設応急対策計画

１　方針

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

２　活動体制の確立

町は、関係機関と連絡調整を図り、応急体制を確立する。

（１）動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

（２）町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、公益社団法人日本水道協会山形県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

（３）応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

（４）応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

（５）必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

３　被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

（１）遠隔監視システム等による運転状況の把握

（２）職員等の巡視点検による被災状況の把握

（３）住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

４　緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

（１）二次災害の防止対策

①　浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

②　水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。

③　緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

（２）被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

５　応急対策

町は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定の上、速やかに応急対策を実施する。

（１）応急給水

町は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水

の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

① 応急給水の準備

ア 既存水源及び緊急代替水源の確保

イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保

ウ 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保

エ 給水車等による応援給水の確保

オ 水質の衛生確保

カ 備蓄飲料水の量の確認

② 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

エ 備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

③ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

④ 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに公益社団法人日本水道協会山形県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

⑤ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加した上で飲用に供する。

⑥ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底した上で応急給水する。

⑦ 生活用水の確保

町は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添

加した水を、生活用水に利用する。

⑧　要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。

（２）応急復旧

町は､応急復旧の優先順位を明確にし､衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

①　応急復旧計画の準備

ア　応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ　復旧用資機材の調達

②　応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③　復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④　優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤　積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥　応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を徹底する。

⑦　ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況に十分配慮する。

（３）住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

①　被災直後の広報

ア　町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ　ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

②　長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

③　情報連絡体制の確立

町及び県は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第３款　生活必需品等物資供給計画

１　方針

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

２　調達及び配分

（１）調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している流通業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

①　「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、応援要請を行う。

②　被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

③　応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

（２）調達生活必需品等物資品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

①　寝具（毛布、布団等）

②　被服（肌着等）

③　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

④　食器（茶碗、皿、はし等）

⑤　保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

⑥　光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

⑦　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

⑧　生理用品

⑨　暖房器具

（３）地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

（４）配分

被災住民への生活必需品等物資の配分に当たっては、次の事項に留意する。

①　避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給の適正を図るための責任

者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分

③ 要配慮者への優先配分

④ 避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

3 国によるプッシュ型支援

防災基本計画に基づき、国は、町及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

県地域防災計画及び本計画に基づき、町及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

4 燃料の供給

町は、災害応急対策や住民生活の維持に必要な燃料を供給するため、県及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、燃料の確保、供給を図る。

また、町内の給油所の営業状況や燃料供給の見通しについて住民に周知し、適切な消費行動をとるよう呼びかける。

第４款　保健衛生計画

１　方針

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県及び町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

２　被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

（１）ライフラインの被害状況
（２）避難所の設置及び受入状況
（３）仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
（４）防疫用資器材取扱店等の被害状況
（５）特定給食施設の被害状況
（６）食品及び食品関連施設の被害状況

３　活動体制の確立

（１）巡回保健班の編成

町は保健所と連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

４　防疫等資器材の確保

町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）を平常時から確保するように努めるものとし、不足する場合は、保健所に確保を要請する。

県地域防災計画に基づき、保健所は、管内市町で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

５　保健衛生対策の実施

町は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

（１）健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の

確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

② 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

⑥ 口腔保健指導

⑦ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

（２）避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

① 食生活の状況（食中毒の予防）

② 衣類、寝具の清潔の保持

③ 身体の清潔の保持

④ 室温、換気等の環境

⑤ 睡眠、休養の確保

⑥ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔

⑦ プライバシーの保護

（３）防疫対策

① 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

② 疫学調査・健康診断の実施

県地域防災計画に基づき、保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

③ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

ア 直ちに保健所に報告し、その指示に従って、感染症患者等の入院措置及び感染症患者等と接触した者に対する疫学調査・健康診断等の対応をとる。

イ 県の指示により、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

ウ 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒を実施する。

④　結核定期外健康診断の実施

結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

（4）食品衛生対策

県地域防災計画に基づき、保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。また、必要に応じて、他保健所等からの要員応援体制を確保する。

①　緊急食品の配給に対する食品衛生確保

町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

②　炊出し施設の把握と食品衛生指導

町と連携し、被災地内での炊出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

③　井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

④　食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

ア　包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

イ　機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取扱状況の監視

ウ　施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

⑤　食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

（5）栄養相談・栄養指導

町は保健所と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

①　炊出しの栄養管理指導

町が設置した炊出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施

②　巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

③　要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実

施

④　特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

（６）心のケア対策

被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

①　被災者を対象とした相談

ア　不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

イ　避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

②　被災地への心のケアチームの派遣

ア　町の要請により、県は県地域防災計画に基づき、県内外のＤＰＡＴ及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

イ　県地域防災計画に基づき、日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県（障がい福祉課）と連絡調整を行う。

③　被災者への普及啓発

ア　町は県と協力し、被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

イ　ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

ウ　新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

④　援助者への教育研修

ア　町は県と協力し、保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

イ　ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

６　被災動物対策

県地域防災計画に基づき、町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

（１）避難動物の適正飼養等

県地域防災計画に基づき、保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必

要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

（２）危険な動物の緊急措置等の確認

県地域防災計画に基づき、保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

（３）被災地域における動物の保護、収容等

県地域防災計画に基づき、保健所は、町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第５款　廃棄物処理計画

１　方針

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として町が実施する廃棄物処理対策について次のとおり定めるほか、高畠町災害廃棄物処理計画（令和２年３月 31 日策定）に基づいて処理等を行う。

２　災害廃棄物処理

（１）災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、高畠町災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

（２）災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

①　町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。

②　町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

③　発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、高畠町災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ＮＰＯ・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

④　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

⑤　損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

⑥　災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等

を確認した上で搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

⑦　災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

⑧　災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

⑨　ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

⑩　災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3　ごみ処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

（1）避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

（2）廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

（3）避難者の生活に支障を生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

（4）生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

（5）生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

4　し尿処理

町は、次によりし尿処理を実施する。

（1）避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

（2）し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

（3）上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

（4）くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

（5）必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

（6）し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第１３節　文教施設における災害応急計画

１　方針

地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

２　学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

（１）児童生徒等の安全確保

①　在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関、県警察及び警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

②　登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

③　勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④　下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認した上、児童生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校にとどまることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施

設の被災状況などを考慮した上で、状況により休校等の措置をとる。

（2）被災状況等の報告

校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、速やかに県に報告する。

（3）応急教育の実施

① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 町教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

（ア）複式授業の実施

（イ）昼夜二部授業の実施

（ウ）他の市町村又は県等に対する人的支援の要請

（エ）非常勤講師又は臨時講師の発令

（オ）教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は 15 日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要な期間を延長することができる。）。

エ 学用品給与の方法

県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

（４）心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

３　学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

（１）館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。

（２）要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関、県警察及び警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

（３）収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

（４）人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。

（５）応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

４　文化財の応急対策

（１）国、県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

①　建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

②　搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

（２）建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

（３）被害が発生した場合は、直ちに町文化財保護行政主管課（社会教育課）を経由して、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第１４節　要配慮者の応急対策計画

１　方針

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

２　在宅の要配慮者対策

（１）避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

（２）災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（３）被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

①　要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
②　家族（介護者）有無及びその被災状況
③　介護の必要性
④　施設入所の必要性
⑤　日常生活用具(品)の状況
⑥　常時服用している医薬品等の状況
⑦　その他避難生活環境等

（４）避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

（５）被災後の生活支援

①　社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町に対し、社会福祉施設等へ

の緊急入所について協力を要請する。

② 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

（1）施設被災時の安全確認・救助・避難

① 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外及び避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（2）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（3）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったとき、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 外国人の援護対策

（1）外国人の救護

町は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

（2）外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町は、可能な手段を用いて、被災した外国人に対して、生活必需品、利用可能な施

設並びにサービスに関する情報の提供を行う。

② 相談体制の整備

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第１５節　応急住宅対策計画

１　方針

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

２　住宅被災状況等の把握

（１）被災住宅の調査

町は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

また、町は、県が実施する、住宅被災状況等の把握に必要な調査の実施に協力する。

①　地震情報及び被害状況

②　避難場所の状況

③　町の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

④　被災建築物応急危険度判定

ア　被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

イ　町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

ウ　判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

⑤　被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

⑥　被害認定

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和３年３月）及び改正被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）に基づき実施する。

また、町は、家屋の被害認定の担当者のための研修機会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のと

おり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊（世帯）	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が30%以上 50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16 年４月１日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）第２条第２号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和２年３月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和２年３月末時点）

⑦　被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

⑧　当面の応急仮設住宅の必要戸数

⑨　要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

⑩　住宅に関する県への要望事項
⑪　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3　応急仮設住宅の確保

町は、県が行う応急的な住宅の確保に協力し、被災住民の暫定的な住生活の安定を図る。

（1）応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災した住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

①　民間賃貸住宅の借上げ

ア　借上方法

（ア）県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給するものとする。

（イ）関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

イ　借上住宅の入居者資格等

（ア）入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a　住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

b　居住する住家がない者であること。

c　自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

（a）生活保護法の被保護者及び要保護者

（b）特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

（c）前各号に準ずる者

（イ）入居者の選定

a　借上住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。

b　この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員児童委員等関係者の意見を参考にする。

（ウ）供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から２か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。

ウ　入居者への配慮

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

町は、次の事項について十分留意し、応急仮設住宅の設置戸数に対応した建設用地を選定し、県に報告する。

（ア）保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

（イ）降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

（ウ）原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の２か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

（エ）学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ 規模及び費用

（ア）応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

（イ）ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。

（ウ）また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

（ア）応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。

（イ）ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 応急仮設住宅の建設方法

（ア）県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

（イ）この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議した上で建設に着手する。

オ 応急仮設住宅の入居者選定

（ア）入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者と

する。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a　家が全壊、全焼又は流失した者であること。

b　居住する住家がない者であること。

c　自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

（a）生活保護法の被保護者及び要保護者

（b）特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

（c）前各号に準ずる者

（イ）入居者の選定

a　応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。

また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

b　この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員児童委員等関係者の意見を参考にする。

c　入居予定者名簿作成のため、入居者選定結果を県に報告する。

（ウ）供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から２か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。

カ　応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

（２）公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

町、県、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

４　被災住宅の応急修理

町及び県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

（１）修理の方針

①　範囲及び費用

ア　被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ　被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

②　修理の期間

ア　被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として３か月以内に完了する。

イ　ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって３か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

（２）修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は町長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

（３）修理の対象者

①　対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

ア　災害によって住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住居が半壊又は半焼した者

ウ　災害によって住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

②　対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

5　住宅建設資機材等の確保

町及び県は、応急仮設住宅の建設等に当たって必要があるときは、森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

6　建物関係障害物の除去

町及び県は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

（１）障害物除去の方針

①　範囲及び費用

ア　障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ　障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

②　障害物の除去の実施期間

ア　障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として 10 日以内である。

イ　ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって 10 日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

（2）障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は町長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

（3）障害物除去の対象者

①　対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア　災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ　自らの資力をもっては､障害物の除去をすることができない次の者であること。

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない高齢者及び障がい者等

（ウ）前各号に準ずる者

②　対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第１６節　災害救助法の適用に関する計画

１　方針

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に係る町及び県の運用について定める。

２　災害救助法の適用基準

（１）基準の内容

災害救助法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（災害救助法第２条）。

①　適用単位は、町の区域単位とする。

②　同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

ア　同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ　時間的に接近して、町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。

③　町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

④　被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

（２）適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項に定めるところによるが、山形県における具体的適用基準は次のとおりである。

①　住家の滅失した世帯数が、50 世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条第１項第１号）。

②　被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が 1,500 世帯以上に達した場合であって、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が、25 世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条第１項第２号）。

③　被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が 7,000 世帯以上に達した場合であって、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（ 災害救助法施行令第１条第１項第３号前段）。

④　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第１条第１項第３号後段）。

⑤　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって内閣府令に定める基準に該当するとき。（災害救助法施行令第１条第１項第４号）。

3　被害状況等の判定基準

（1）滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１の世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う（災害救助法施行令第１条第２項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×１/２＋(床上浸水等)×１/３

（2）住家滅失の認定

①　住家が全壊、全焼又は流失したもの

ア　住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの

イ　住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

②　住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

ア　住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20%以上70%未満のもの

イ　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家損害割合が 20%以上 50%未満のもの

③　住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

ア　浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

イ　土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

（3）世帯及び住家の認定

①　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

ア　同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、２世帯として差し支えない。

イ　マンションやアパート等のように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。

ウ　会社又は学生の寮などは、全体をもって１世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

②　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

ア　炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して１住家とする。

イ　学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

ウ　社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。

4　災害救助法の適用

（1）県の役割

知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（災害救助法第２条)。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる（災害救助法第 13 条第１項)。

（2）町の役割

町長は、上記（1）により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（災害救助法第 13 条第２項)

（3）国との連携等

災害救助法の適用に当たっては、県は必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

5　災害救助法による救助の種類と実施体制

（1）救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである（災害救助法第４条第１項及び災害救助法施行令第２条)。なお、山形県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は町長が行うこととしている(災害救助法第 13 条第１項及び県災害救助法施行細則第１条第１項)。

①　収用施設の供与

ア　避難所の設置

イ　応急仮設住宅の供与

②　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④　医療及び助産

⑤　災害にかかった者の救出

⑥　災害にかかった住宅の応急修理

⑦　学用品の給与

⑧　埋葬

⑨　遺体の捜索及び処理

⑩　障害物の除去

（２）救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（災害救助法第４条第２項）。

６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

（１）一般基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第１に定められているとおりであり、その基準については内閣府令において適宜改定が行われる。

（２）特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

第１７節　自発的支援の受入計画

１　方針

地震による災害発生時に、町内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、町、県及び関係機関が実施する対策について定める。

２　災害ボランティア活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、町及び県等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（１）町ボランティア支援本部

①　設置

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

②　運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア　ボランティアの受入

イ　避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ　ボランティア活動の調整及び派遣要請等

（ア）把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。

（イ）必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ　ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

３　義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受入及び配分するために、町及び県等が実施する対策について定める。

（１）基本方針

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給する

ことは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入とは別ルートにするよう配慮する。

（2）受入の周知

町及び県は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入が必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入の必要がない場合も、その旨を公表する。

（3）受入及び保管

町及び県は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

（4）配分

町及び県は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

4　義援金の受入・配分

（1）受入体制の周知

町、県及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入が必要と認められる場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

（2）受入

町及び日本赤十字社山形県支部は、次により義援金を受入れる。

①　町

ア　一般からの受入窓口を開設する。

イ　一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

②　日本赤十字社山形県支部

ア　一般からの受入窓口を開設する。

イ　受入口座を設定する。

ウ　一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領証を発行する。

（3）配分

町、県及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化計画

１　方針

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

２　被災者のための相談

（１）相談所の開設、運営

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

①　町の設置する相談所：町役場及び避難所等

（２）相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

①　生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

②　職業相談：雇用全般にわたる相談

③　金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

④　住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

（３）り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（４）被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（5）被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3　見舞金等の支給及び生活資金の貸付

（1）災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

（2）災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

（3）被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

加えて、国の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金の申請受付及び支援金の支給に向けた制度を速やかに整備し、被災者の早期の生活再建を図る。

（4）災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

（5）生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の立て直し資金として、生活福祉資金（災害援護資金）を貸付ける。

（6）母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき、県は、母子及び父子家庭並びに寡婦を対象に福祉資金を貸し付ける。

4　雇用の確保等

町は、国及び県と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

5　住宅対策

（1）住宅資金の貸付

①　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金)の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

②　生活福祉資金（住宅資金）の貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び身体障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（住宅資金）を貸し付ける。

③　母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

（2）災害公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

（3）町及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

6　税負担等の軽減

町及び県は、法及び条例等の定めるところにより、災害による被災者の納付すべき地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の必要な措置を行い、被災者の負担軽減を図る。

第２節　金融支援計画

１　方針

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

２　中小企業関係

被害を受けた中小企業の早期回復を図るため、災害復旧に係る融資制度の活用を図るほか、被害の状況に応じ関係金融機関に対し、審査手続きの簡略化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等及び既貸付金の償還猶予等の条件緩和について便宜が図られるように申請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

災害復旧に関係する商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

（１）山形県商工業振興資金(災害対策資金、経営安定資金第４号)
（２）日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付
（３）日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付
（４）商工組合中央金庫による災害復旧貸付

３　農林業関係

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

町及び県は、農林業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第３節　公共施設等災害復旧計画

１　方針

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

２　被害状況の調査及び県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課
	砂防設備	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課
	林業用施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
	共同利用施設	農林水産省	農林水産部畜産振興課
(3) 文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課 総務部学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化財活用課
（4）厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法 、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法 、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領）	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課
（廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱） （循環型社会形成推進交付金交付要綱）	廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 環境エネルギー部水大気環境課 環境エネルギー部水大気環境課
（医療施設等災害復旧費補助金）	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部地域医療政策課
（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱）	水道施設	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部コロナ収束総合企画課
（精神保健福祉法）	精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(5) 都市施設災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	都市排水施設等 街路施設	国土交通省 国土交通省	県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 企業局水道事業課 産業労働部商業振興・経営支援課 産業労働部産業技術イノベーション課
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課

3　激甚災害指定の調査と推進

（1）激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

（2）激甚災害指定の手続き

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。

激甚災害の指定手続き

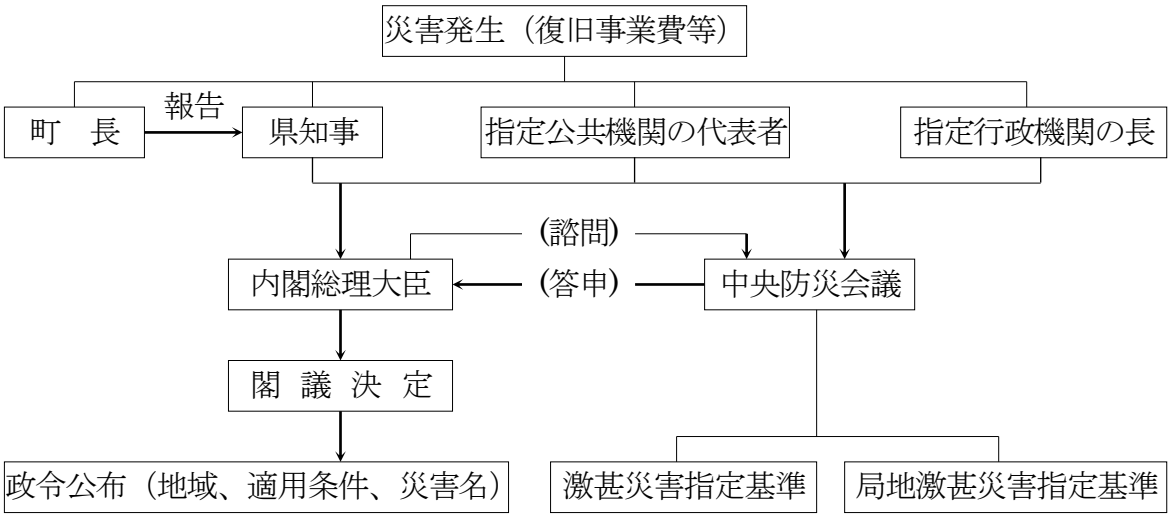

(注) 局地激甚災害の指定については、１月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の１～２月頃に手続きを行う。

（３）特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

（４）激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

① 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激　甚　災　害　指　定　基　準
激甚法第２章（３条～４条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25 （２）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全町村の当該年度の標準税収入総額×0.05
激甚法第５条 （農地等の災害復旧	次のいずれかに該当する災害 (A 基準)

適用すべき措置基準	激　甚　災　害　指　定　基　準
事業等に関する補助の特別措置)	事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の４ （２）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法第６条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 1.5 であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
激甚法第８条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 (B 基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の３
激甚法第 11 条の２ （森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の５ (B 基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 （２）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の１
激甚法第 12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及

適用すべき措置基準	激　甚　災　害　指　定　基　準
証の特例等） 第13条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係） 第15条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの （１）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の２ （２）その中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第17条 （私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、激甚法第19条 （市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの （１）一市町村の区域内で200戸以上 （２）一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地域全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの （１）一市町村の区域内で400戸数 （２）一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
激甚法第24条	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２

適用すべき措置基準	激　甚　災　害　指　定　基　準
（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

② 局地激甚災害指定基準［市町村災害が対象］

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第２章（３条～４条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	(1)次のいずれかに該当する災害 ①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が 1,000 万円未満のものを除く） （ロ）当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が２億 5,000 万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20% （ハ）当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20%＋（当該市町村の標準税収入－50 億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
激甚法第５条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第６条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞ 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満は除外）ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
激甚法第 11 条の２ （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額 ＞ 当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
	林面積（人工林に係るもの）のおおむね25%を超える場合
激甚法第12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第13 条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例） 激甚法第15 条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係係被害額＞ 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% （ただし、被害額が1,000 万円未満は除外）に該当する市町村が1 つ以上 ただし、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、おおむね5,000 万円未満である場合を除く。
激甚法第24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第２章又は第５条の措置が適用される場合

4　災害復旧関係技術職員等の確保

（1）町営災害復旧事業

町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

5　資金計画

（1）町の資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

（2）東北財務局山形財務事務所の措置

①　東北財務局山形財務事務所は、県及び町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び町の地方債について必要な措置を講ずる。

②　町及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、町及び県の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

③　町又は県において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、町又は県の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

6　国による権限代行

国は、県道又は町道について、県又は町から要請があり、かつ当該県又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で当該県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、指定市以外の町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は町長から要請があり、かつ当該県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第４節　災害復興計画

１　方針

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

２　復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

３　復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

４　復興計画の策定

（１）復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

（２）特定大規模災害時における復興対応

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

町及び県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

5　復興事業の実施

（1）土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

（2）防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

①　緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備

②　電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

③　建築物及び公共施設の耐震・不燃化

6　住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第３編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画

第１節　気象等観測体制整備計画

１　方針

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、町及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

２　気象等観測体制の現状

町は、町庁舎及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

（１）水害予防体制の強化

①　気象災害情報等の伝達について

ア　気象情報の把握

町は、山形地方気象台から発表される気象予報警報等を県防災行政無線ファクス等その他の手段により収集する。特に、詳細にわたる降雨等の気象情報を必要とする場合は、山形県地方気象台から直接収集するものとする。

イ　気象情報の伝達

町は、降雨等の気象情報を収集し、特に必要と認める場合は、電話又は広報車等で地域住民に情報を伝達するものとする。気象警報若しくは特別な気象情報が発表されたときは、町防災会議構成機関並びに町役場庁舎内外の各所属にその情報を伝達し、必要に応じて各防災関係機関、各所属又は施設、並びに出先機関へその内容を伝達するものとする。

各課把握の災害危険箇所において災害発生が憂慮されるため、必要に応じ、関係機関は、各地区の防災関係者又は現地連絡責任者に、降雨等の気象情報並びに予想される災害内容について伝達し、災害発生の警戒と災害時の通報及び避難体制の確立を要請する。

②　河川等の管理体制の強化について

町は、国及び県と連絡を密にして、町内を流下して最上川に合流する各河川について、定期的な巡視計画を定めて巡視又は点検を行い、災害発生防止のため一貫した河川管理体制の強化を図るものとする。

③　危険区域の巡視又は点検について

町並びに防災関係機関が共同で、水害危険区域の巡視又は点検を毎年実施するものとする。この他、気象情報で水害発生の危険性がある雨量情報や水位観測所における水位と過去の水害発生時の気象誘因等を履歴して、予想される水害危険区域の防災関係者に対して雨量情報等を電話等にて伝達し、巡視を行うとともに、関係地域住民の協力を得て警戒に当たるものとする。

④　水防施設、資機材の現況等について

町は、水防倉庫を設置して、水防応急活動に使用する資機材を常時一定数量備蓄

しておくものとする。

管理団体	所在地	床面積	設置年度
高畠町	高畠４３６	９０．７２㎡	昭和４９年

３　観測体制の充実

町及び山形地方気象台等防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。また、観測施設の信頼性の確保に当たり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官（受付は山形地方気象台）に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

第２節　防災知識の普及計画

１　目的

「第２編　第１章　第１節　防災知識の普及計画」を準用する。

２　防災関係機関職員に対する防災教育

「第２編　第１章　第１節　防災知識の普及計画」を準用する。

３　一般住民に対する防災知識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、災害が発生した場合には、全ての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、町、国及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（１）啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①　災害への備えについての啓発事項

ア　住宅の安全点検

イ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

エ　自動車へのこまめな満タン給油

オ　高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

カ　家族が服用している医薬品の情報等の把握

キ　ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

ク　水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ケ　町や県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

コ　マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

②　災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所等を示した防災マップ（令和３年３月）を住民等に配布している。引き続き、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

③　災害発生後の行動等についての啓発事項

ア　特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

エ　広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

オ　応急救護の方法

カ　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

キ　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

ク　ライフライン途絶時の対策

ケ　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

コ　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

サ　生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

（２）啓発方法

「第２編　第１章　第１節　防災知識の普及計画」を準用する。

（３）住民の責務

「第２編　第１章　第１節　防災知識の普及計画」を準用する。

（４）防災マップ及び警戒避難マニュアルの作成・配布

「第２編　第１章　第１節　防災知識の普及計画」を準用する。

４　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

（１）啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害への備えについての啓発事項

ア 事業者等の安全点検

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

エ 自動車へのこまめな満タン給油

オ 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ 町や県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

② 災害予想区域図の周知

「３ 一般住民に対する防災知識の普及」を準用する。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

「３ 一般住民に対する防災知識の普及」を準用する。

（２）啓発方法

「第２編 第１章 第１節 防災知識の普及計画」を準用する。

5 学校教育における防災教育

「第２編 第１章 第１節 防災知識の普及計画」を準用する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

「第２編 第１章 第１節 防災知識の普及計画」を準用する。

7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第３節　地域防災力強化計画

「第２編　第１章　第２節　地域防災力強化計画」を準用する。

第４節　災害ボランティア受入体制整備計画

「第２編　第１章　第３節　災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第５節　防災訓練計画

１　目的

「第２編　第１章　第４節　防災訓練計画」を準用する。

２　町の防災訓練

「第２編　第１章　第４節　防災訓練計画」を準用する。

３　訓練の種類及び内容

「第２編　第１章　第４節　防災訓練計画」を準用する。

４　防災関係機関の防災訓練

「第２編　第１章　第４節　防災訓練計画」を準用する。

５　学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

（１）授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
（２）児童生徒等の避難誘導を実施すること。
（３）季節を考慮した訓練を実施すること。
（４）できる限り地域との連携に努めること。

６　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院･福祉施設並びに宿泊施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図

るために必要な助言等を行うものとする。

7　実践的な訓練の実施と事後評価

「第２編　第１章　第４節　防災訓練計画」を準用する。

第６節　避難体制整備計画

１　目的

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

２　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

（１）指定避難所等の定義

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（２）指定避難所等の指定

町は指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

①　指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

②　指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する
・速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する
・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生

した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

③　地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

④　発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）を全て受入れられる面積を確保すること。（避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度を目安とする。）

⑤　延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

⑥　公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

⑦　危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

⑧　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

⑨　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

⑩　指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

⑪　学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

⑫　指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

⑬　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

⑭　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するＮＰＯや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

（３）避難路の設定及び安全確保

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（４）指定避難所等及び避難方法の事前周知

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（５）自宅療養者等への対応

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（６）公共用地の活用

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

３　避難指示等発令体制の整備

（１）判断基準の明確化

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（２）全庁をあげた体制の構築

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（３）国や県との連携

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（４）避難指示等の発令基準の設定

①　避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難指示等の発令の判断基準等	1）指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2）避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	1）伝達文の内容の設定 2）伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防	1）伝達文の内容の設定 2）伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防

項 目	洪 水	土 砂 災 害
	災の体制等	災の体制等)
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫(水門操作のタイミングや水路の状況)など	1)局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2)深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。

② 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成に当たり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の２階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

③　避難指示等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

・町長が不在時の発令代行の順位

・発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備

・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

4　指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

5　避難行動要支援者の避難支援計画

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

6　避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

7　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（1）多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

①　防災情報の入手体制

②　地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避

難誘導及びその指示の伝達方法

③　入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織及び事業所等との協力体制

④　集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

⑤　施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等

⑥　保護者への安否の連絡及び引渡し方法

（２）不特定多数の者が利用する施設

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

（３）地下空間を有する施設

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

８　福祉避難所の指定

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

９　近隣市町における指定緊急避難場所の指定

「第２編　第１章　第５節　避難体制整備計画」を準用する。

第７節　救助・救急体制整備計画

「第２編　第１章　第６節　救助・救急体制整備計画」を準用する。

第８節　火災予防計画

「第２編　第１章　第７節　火災予防計画」を準用する。

第９節　医療救護体制整備計画

「第２編　第１章　第８節　医療救護体制整備計画」を準用する。

第１０節　防災用通信施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１０節　防災用通信施設災害予防計画」を準用する。

第１１節　地盤災害予防計画

１　目的

「第２編　第１章　第１１節　地盤災害予防計画」を準用する。

２　土砂災害警戒区域等の調査･周知

「第２編　第１章　第１１節　地盤災害予防計画」を準用する。

３　山地災害危険地区の周知

「第２編　第１章　第１１節　地盤災害予防計画」を準用する。

４　防災体制の整備

（１）推進体制の強化

町は、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、町は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

（２）観測、情報収集・伝達体制の整備

町、国、県及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため､気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、町、国及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等)。

（３）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

①　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④　土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

⑤　救助に関する事項

⑥　その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

5　国土保全事業等の推進

（1）緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

（2）地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

6　災害防止に配慮した土地利用の誘導

「第２編　第１章　第１１節　地盤災害予防計画」を準用する。

7　緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、風水害に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。

第１２節　孤立集落対策計画

「第２編　第１章　第１２節　孤立集落対策計画」を準用する。

第１３節　建築物災害予防計画

１　目的

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、町庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、町等が実施する災害予防対策について定める。

２　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

（１）既存建築物に対する改善指導

町及び県は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

（２）防火基準適合表示制度による指導

町及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物(飲食店、宿泊施設、病院等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

３　建築物の災害予防対策の推進

（１）防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

①　防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

ア　災害対策本部等が設置される施設(役場庁舎等)

イ　医療救護活動に従事する機関の施設(医療機関等)

ウ　応急対策活動に従事する機関の施設(町の出先機関等)

エ　避難収容施設(学校、体育館、公民館等)

オ　社会福祉施設等

②　防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

ア　建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

（ア）配管設備類の固定強化

（イ）非常用電源の基本能力の確保
（ウ）飲料水の基本水量の確保
（エ）消防防災用設備等の充実
（オ）情報・通信システム等の安全性能の向上等

ウ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第 12 条第２項、４項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

（２）不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、（３）に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

①　災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
②　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
③　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底
④　災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
⑤　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
⑥　商業ビル等における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

（３）一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

①　著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

②　落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

③　水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第１４節　輸送体制整備計画

「第２編　第１章　第１４節　輸送体制整備計画」を準用する。

第１５節　各種施設災害予防対策関係

第１款　交通関係施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第１款　交通関係施設災害予防計画」を準用する。

第２款　土砂災害防止施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第２款　土砂災害防止施設災害予防計画」を準用する。

第３款　河川施設災害予防計画

１　目的

「第２編　第１章　第１５節　第３款　河川施設災害予防計画」を準用する。

２　各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

（２）情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

（３）施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

（４）施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

（５）応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

（６）民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

３　河川構造物の災害予防対策

各施設管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

（１）堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。

（２）占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

（３）防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項をあらかじめ定めておくほか、引き続き防災マップの周知に努める。

4　浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

5　洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

第４款　農地・農業用施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第４款　農地・農業用施設災害予防計画」を準用する。

第５款　電気通信施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第５款　電気通信施設災害予防計画」を準用する。

第６款　電力供給施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第６款　電力供給施設災害予防計画」を準用する。

第７款　上水道施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第７款　上水道施設災害予防計画」を準用する。

第８款　下水道施設災害予防計画

「第２編　第１章　第１５節　第８款　下水道施設災害予防計画」を準用する。

第１６節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

「第２編　第１章　第１６節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。

第１７節　文教施設における災害予防計画

「第２編　第１章　第１７節　文教施設における災害予防計画」を準用する。

第１８節　要配慮者の安全確保計画

１　目的

「第２編　第１章　第１８節　要配慮者の安全確保計画」を準用する。

２　在宅の要配慮者対策

「第２編　第１章　第１８節　要配慮者の安全確保計画」を準用する。

３　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

①　防災体制の整備

ア　自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ　職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ　情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

②　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③　防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④　施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

⑤　食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥　要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

（２）町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

①　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

②　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③　要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

（３）洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

４　外国人の安全確保対策

「第２編　第１章　第１８節　要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第２章　災害応急計画

第１節　活動体制関係

第１款　災害対策本部の組織

「第２編　第２章　第１節　第１款　災害対策本部の組織」を準用する。

第２款　職員動員体制

１　方針

町は災害応急対策を迅速に推進するため職員動員体制について定める。

２　動員体制

（１）非常配備基準と活動内容

町本部の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

町本部の各部の部長及び班長は、災害応急対策の各配備ごと、動員範囲に基づき、配備の方法及び所要人員等について、あらかじめ指定しておくものとする。

ただし、消防部についての動員範囲及び所要人員については、消防署長が別にそれぞれ定めておくものとする。

①　町本部の災害応急対策活動の一般職員非常配備体制基準

ア　第１次非常配備

１　配備の時期

（１）大雨、暴風雨並びに洪水等ごとに気象情報若しくは気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合で、総務部長（総務課長）と消防部長（消防署長）が協議し、職員による警戒配備が必要であると町長が認めるとき。

降雨による警戒配備をとる場合の雨量基準は、原則として次のとおりとするが、気象状況及び地域の状況に応じた警戒配備を行うものとする。

前日まで	前日までの連続雨量が、１００mm 以上あった場合。	前日までの連続雨量が、４０mm～１００mm あった場合。	前日まで降雨がない場合。
当日	当日の雨量が５０mm を超えたとき。	当日の雨量が８０mm を超えたとき。	当日の雨量が１００mm を超えたとき。

（２）台風接近時等に大雨洪水等の気象警報が発表されたとき。

（３）キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ））により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき。

（４）高齢者等避難の発令（警戒レベル３）が検討される災害の発生が予想されるとき。

２　動員範囲

次の課で少数の職員をもって当たり、町本部の設置を前提とする動員で、さらに第２次非常配備体制に移行できるものとする。自宅待機を原則とするが、必要に応じて町庁舎に登庁して警戒に当たるものとする。

部　　名	課　　名
総務部	総務課、企画財政課、会計課
産業部	農林振興課、商工観光課
建設部	建設課
消防部	消防署長が別に定める

３　活動内容

警戒配備における活動内容は、おおむね次のとおりとする。

各班の分掌事務は、「第２編　第２章　第１節　第１款　災害対策本部の組織」のとおりとする。

（１）各班長は、地方気象台やその他関係機関と連絡をとり、気象予報並びに警報その他必要事項について情報を収集し連絡体制を強化し、関係機関に通知するものとする。

（２）関係班長は、警戒配備につく班員をそれぞれの課等に待機させるとともに、資機材、機械及び車両等を点検整備するものとする。

４　配備の解除

総務部長が町長に状況を報告して、災害発生の危険がなくなったと判断したとき又は第２次非常配備の指令がされたとき。

警戒配備体制下の活動

（１）総務部長は、関係機関と連絡をとって気象情報並びに通報等を収集し、本部長に報告するものとする。

（２）建設部長は、雨量及び水位等に関する情報を収集する。

（３）関係部長は、装備、物資及び資器材等を点検するとともに客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

（４）警戒配備につく関係職員は、執務時間外及び休日においては、総務部に所属する職員が直ちに登庁し、所定の場所に待機するものとし、その他の職員は、各部長の指示により登庁するものとする。各部長は、総務部長からの情報又は連絡に即応して、待機職員に対し必要な指示を行うものとする。

イ　第２次非常配備

１　配備の時期

（１）土砂災害警戒情報が発表されたとき。

（２）記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

（３）キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ））により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき。

（４）避難指示の発令（警戒レベル４）が検討される災害の発生が予想されるとき。

（５）町内に大規模な災害が発生し、町長が当該非常配備を指令したとき。町内に大規模な災害の発生が予想されるときで、総務部長（総務課長）、消防部長（消防署長）が協議し、職員による当該非常配備を町長が指令したとき。

２　動員の範囲

次の課の半数の係職員をもって当たり、さらに第２次非常配備体制に移行できるも

のとする。

部　　名	課　　名
総務部	総務課、企画財政課、会計課
避難救助部	社会教育課、町民課、福祉こども課、税務課、生活環境課、議会事務局、監査委員会事務局
健康部	健康長寿課、公立高畠病院
産業部	農林振興課、商工観光課
建設部	建設課、上下水道課
教育部	教育総務課
消防部	消防署長が別に定める

３　活動内容

（１）総務部長及び各部長は、情報収集、伝達体制を強化する。

（２）総務部長は、関係各部長、班長及び防災会議委員と相互連絡を密にし、緊急措置について本部長に必要な進言を行うものとする。

（３）各部長は次の措置をとり、その状況を総務課長に連絡し、本部長に報告する。

①　班長及び班員の非常配備体制について

②　装備、物資、資機材、機械及び車両等の配備について

③　関係各班と防災関係機関の連絡体制強化について

４　配備の解除

総務部長が町長に状況を報告して、災害発生の危険がなくなったと判断したとき又は第３次非常配備の指令がされたとき。

第２次非常配備体制下の活動

（１）各部長は、所管業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

（２）総務部長は、関係部長と相互の連絡を密にし、緊急措置等について本部長に報告し、必要な進言を行うものとする。

（３）各部長は次の措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

①　所要な職員を非常配備につかせる。

②　装備、物資、資機材、機械及び車両等を必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

③　各班及び各関係機関との連携を密にし、協力体制を強化する。

④　各部長は、配置の方法及び所要人員等について、速やかに第２次非常配備に切り替えられる体制に整備しておくものとする。

ウ　第３次非常配備

１　配備の時期

（１）特別警報が発表されたとき。

（２）キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ））により、町域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき。

（３）町内に大規模な災害が発生し、被害が全町内に及ぶおそれがあるときで、総務部長（総務課長）、消防部長（消防署長）が協議し、町長が第２次非常配備で不十分で

あると判断し、職員による当該非常配備を町長が指令したとき。
（4）災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
2　動員範囲
町本部を設置し、全所属の全職員をもって当たる。職員の庁舎登庁の非常配備体制を原則とする。

部　　名	課　　名
全部の部	全所属係職員

3　活動内容
各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告し、あわせて本部連絡員室長に通報するものとする。
4　配備の解除
町本部が閉鎖されたとき、又は第２次非常配備に切り換えたとき。

第３次非常配備体制下の活動
各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を逐次本部長に報告するものとする。
エ　警戒配備をとる基準雨量
（2）動員方法
災害応急対策を円滑に実施するため、町本部並びに防災関係機関は、災害時における動員体制について、あらかじめ計画を定め万全の体制が確立できる体制を整えるものとする。
①　町本部の動員
町本部の動員は上記配備基準に基づき次の系統により行う。
ア　勤務中の動員
（ア）町本部連絡員室長は、本部長（町長）の非常配備の指示により、庁内放送及び職員一斉メール等によって本部連絡員を招集し、非常配備を伝達する。
（イ）本部連絡員は、非常配備の種別、活動体制等を各部長及び班長に連絡するものとする。
（ウ）非常配備の連絡を受けた各班長は、配備の種類により、あらかじめ指定している職員を非常配備につかせるものとする。
イ　勤務時間外の動員
（ア）町庁舎警備員は、県及び消防署からの通報、その他の災害に関する緊急情報を受理したときは、直ちに本部連絡員室長（総務課長）に連絡し指示を受けなければならない。消防署等は、災害情報を本部連絡員室長に伝達するものとする。
（イ）連絡を受けた本部連絡員室長は、総務部総務班及び庶務班を先行登庁職員として登庁させる。
（ウ）町本部連絡員室長は、本部長（町長）の非常配備の指示により、本部連絡員を招集し、非常配備を伝達する。
（エ）本部連絡員は、非常配備の種別、活動体制等を各部長及び班長に連絡するも

のとする。

（オ）非常配備の連絡を受けた各班長は、直ちに登庁し、配備の種類により、あらかじめ指定している職員を非常配備につかせるものとする。動員（招集）連絡等の通知は、電話一斉メール又は伝令等のうち最善の方法を用いるものとする。

（カ）各部の配備職員は、連絡を受けたとき又は災害発生を知ったとき、直ちに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。

（キ）動員職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を便宜な方法をもって、所属班長に届けなければならない。

（ク）招集を完了したときは、関係部班長は参着員数及び招集不可能員数を、班別に総務班に、通報しなければならない。通報を受けた総務班長は、動員状況を記録しなければならない。

非常連絡系統図

（勤務時間内）

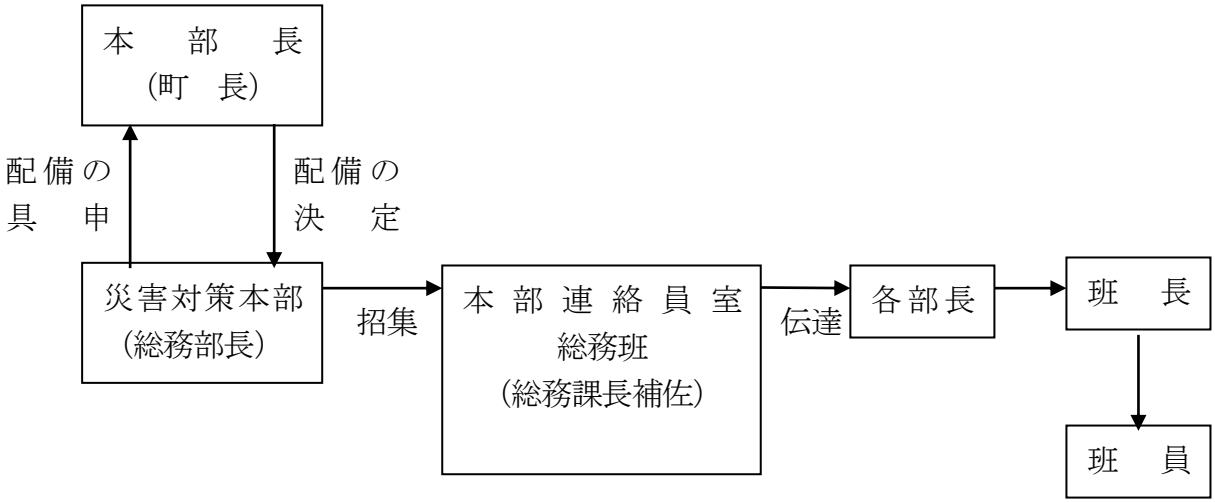

（勤務時間外）

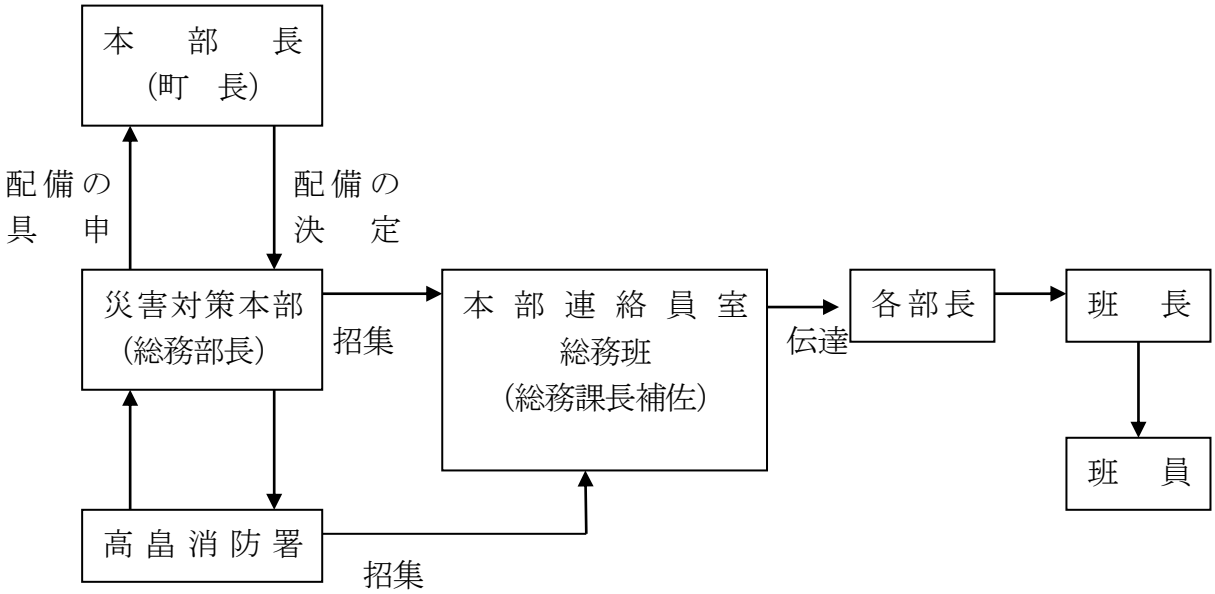

ウ　通信又は交通途絶時の動員

予期されない突然の災害が発生し、ラジオ及び周囲の状況等から被害甚大と判断され、通信又は交通が途絶し連絡がとれない場合は、次により参集するものとする。

（ア）本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部員（高畠町災害対策本部運営規程第５条に掲げる者）は直ちに登庁し、町本部を設置するものとする。

（イ）本部連絡員及び総務部総務班及び庶務班は、直ちに登庁するものとする。

（ウ）その他の職員も登庁することに努めるが、交通機関等の途絶により、登庁することが困難な場合は、原則として参集可能な地区公民館又は、町の出先機関に参集し、町本部からの指示を待つものとする。

エ　参集時の留意事項

所属職員は、参集時において、災害の概要及び被害の状態を知り得た範囲において、町本部に報告するものとする。

参集途中において人身に係わる事故に遭遇した場合は、人命救助の実施依頼を防災関係機関に要請するものとする。

※　応急措置従事命令の権限を行使できる者は、町長のほか、町長の委任を受けた職員でなければならない。これらの職員がこれらの職員が現場に不在の場合は、警察官が行使することができる。（法第６５条）

②　班相互の応援職員

各班において災害活動を実施するため、職員に不足が生じ、他の班の職員の応援を受ける必要があるときは、総務部長の指示により、応援の要請を行うものとする。

③　他機関への応援要請

ア　総務部長は、町の災害対策活動を実施するに当たり、町職員のみで不足するとき、或いは災害対策活動のため必要と認めたとき、各関係機関並びに民間組織の応援又は協力を求めるものとする。

イ　総務部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前記職員のみでなおかつ不足する場合は、地方自治法第２５２条の１７、若しくは、法第２９条の規定に基づき、県、他市町村並びに指定地方行政機関に対し、職員の応援を要請するものとする。

ウ　前記の規定による応援要請は、次の事項による非常電話等最も迅速な方法をもって行うものとし、事後文書を提出するものとする。

（ア）応援を要請する理由

（イ）応援を要請する職員の職種別人員数

（ウ）応援を要請する機関

（エ）派遣される職員の給与及びその他勤務条件

（オ）前各号に掲げるもののほか、職員の派遣に必要な事項

エ　前記の（ア）の規定による応援（協力）要請は（ウ）の例に準じて明示して行うものとする。

オ　派遣職員に対する給与及び経費の負担

県、他市町村並びに指定地方行政機関から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第１８条により負担するものとする。

第３款　広域応援計画

「第２編　第２章　第１節　第３款　広域応援計画」を準用する。

第４款　自衛隊災害派遣計画

「第２編　第２章　第１節　第４款　自衛隊災害派遣計画」を準用する。

第２節　情報収集伝達関係

第１款　通信計画

「第２編　第２章　第２節　第１款　通信計画」を準用する。

第２款　気象情報等伝達計画

１　方針

災害による被害を最小限にとどめるため、町、国、県及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

２　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

３　特別警報・警報・注意報等

（１）特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

※「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

① 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

ア 特別警報・警報・注意報

特別警報･警報・注意報の種類と概要

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、 命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相

種類		概要
		当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 （本町対象外）	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 （本町対象外）	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 （本町対象外）	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 （本町対象外）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
注	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発

種類		概要
意報		表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報 （本町対象外）	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 （本町対象外）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる

種類		概要
		おそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮 （本町対象外）		高潮になると予想される場合
波浪 （本町対象外）		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

（令和４年５月 26 日現在）発表官署　山形地方気象台

高畠町	府県予報区		山形県	
	一次細分区域		置賜	
	市町村等をまとめた地域		東南置賜	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	9
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	鬼面川流域=27.2，砂川流域=9.2，下有無川流域=5.6，上有無川流域=4.8，大滝川流域=5.7，稲子川流域=6.2，小黒川流域=6.5，土会川流域=8.3，和田川流域=6.3	
		複合基準※1	最上川流域=（6，27.2），砂川流域=（6，8.2），屋代川流域=（6，9.9），和田川流域=（6，5.6）	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流［糠野目］，屋代川［中橋］	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 45cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	

高畠町	府県予報区		山形県	
	一次細分区域		置賜	
	市町村等をまとめた地域		東南置賜	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	鬼面川流域=21.7，砂川流域=7.3，下有無川流域=4.4，上有無川流域=3.8，大滝川流域=4.5，稲子川流域=4.9，小黒川流域=5.2，土会川流域=6.6，和田川流域=5	
		複合基準※1	最上川流域=（6，19.4），砂川流域=（6，5.8），天王川流域=（6，9.3），屋代川流域=（5，7.7），下有無川流域=（6，4.4），上有無川流域=（6，3），大滝川流域=（6，3.6），稲子川流域=（7，4.9），小黒川流域=（5，5.2），土会川流域=（5，6.6），和田川流域=（6，4）	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流［糠野目］，屋代川［中橋］	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 30%　実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温５℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温５℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上 ④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続くとき。 冬期：①最低気温が－７℃以下、又は－４℃以下で平均風速５m/s 以上のとき。 ②日平均気温が－３℃以下が数日続くとき。		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温２℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm	

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間

大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山沿い」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類		
		大雨		
			（土砂災害）	（浸水害）
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁ＨＰなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする。 ・危険な場所に近づかない。 ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）	大雨警報（浸水害）
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。)。	土砂災害警戒情報	大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）

イ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危

種類	概要
	険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

ウ　全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

オ　土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名（鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100 ミリ以上の１時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ　竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、

庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加してた情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。

ク　指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報【警戒レベル５相当情報】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報【警戒レベル４相当情報】	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報【警戒レベル３相当情報】	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報【警戒レベル２相当情報】	氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警

種類	標題	概要
		戒レベル２に相当。

ケ　水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（２）特別警報・警報・注意報等の伝達

①　一般の利用及び水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

町、山形地方気象台、県（防災危機管理課）及び防災関係機関は、「気象警報・注意報等伝達経路図」により伝達を行う。

ア　山形地方気象台

山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、ＮＨＫ山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ　県（防災危機管理課）

県は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により町へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ　町

町は、警報等について、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により住民へ周知する。

エ　放送機関

放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

オ　その他関係機関

その他の関係機関は、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

②　山形地方気象台、県（防災危機管理課）、町及び防災関係機関は「気象警報・注意報等伝達経路図」により伝達を行う。

気象警報・注意報等伝達経路図

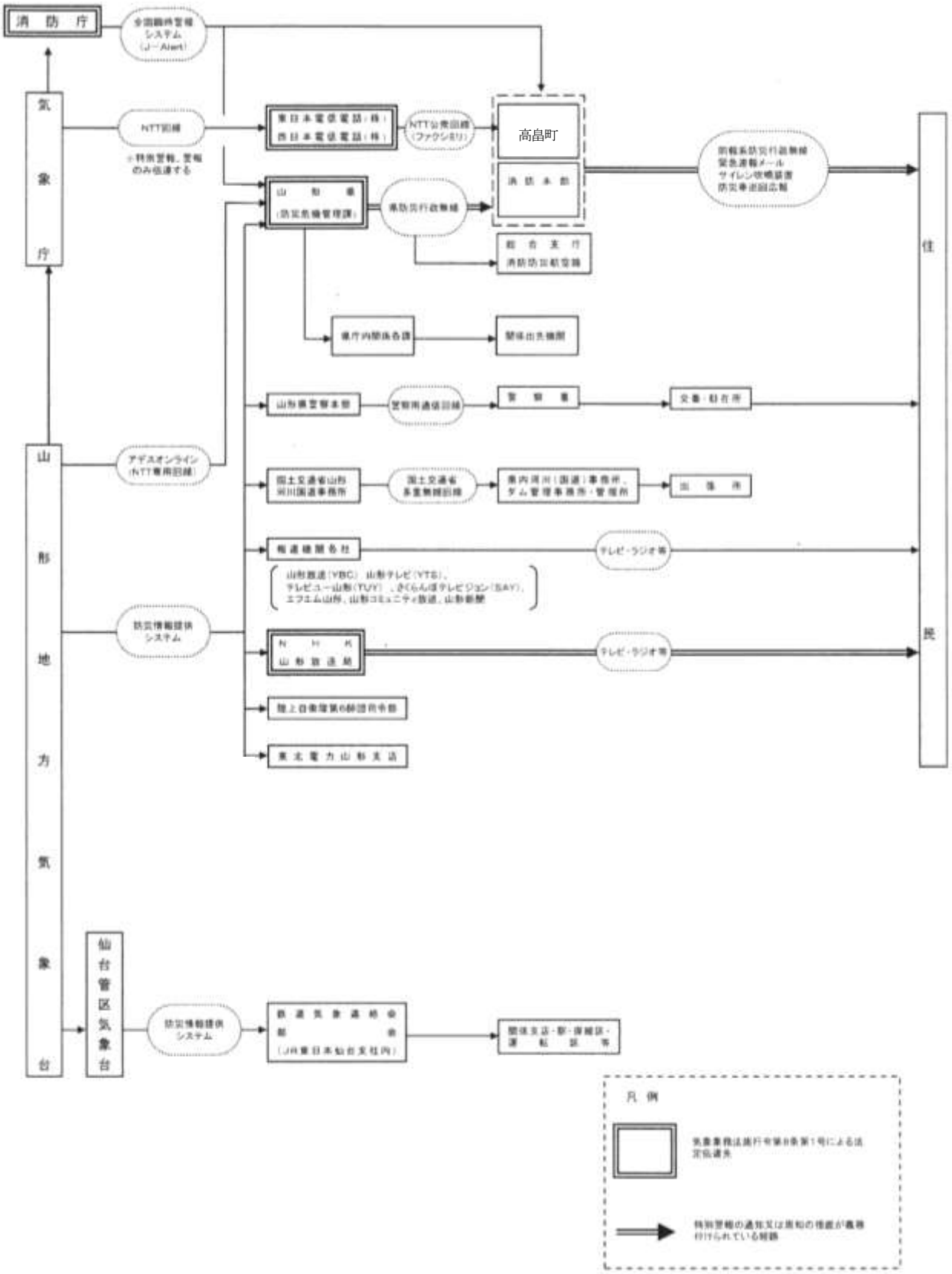

4　消防法で定める火災気象通報及び火災警報

（1）火災気象通報

①　火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、県に通報し、県は、これを町及び消防本部に通報する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

②　火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

③　火災気象通報の伝達

ア　山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

イ　県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

（2）火災警報

①　火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

②　火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に通報する。

第３款　災害情報の収集・伝達計画

「第２編　第２章　第２節　第３款　災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第４款　広報計画

「第２編　第２章　第２節　第４款　広報計画」を準用する。

第３節　避難計画

１　方針

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

２　住民等の自主的な避難

「第２編　第２章　第３節　避難計画」を準用する。

３　避難指示等に基づく避難

（１）危険の覚知及び情報収集

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

町、県、及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

（２）避難実施の決定及び必要な措置

①　高齢者等避難発令の実施者

町長は、町内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放

し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 避難指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける。
避難指示	4	町長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
				町長→（報告）→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	町長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				町長→（報告）→知事

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難指示等を実施した場合の通知等
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第 29 条）
				水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第 25 条）
				知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
		警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（基本法第 61 条）
				警察官→（通知）→町長→（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第４条）
				警察官→（報告）→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条）
				自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

③　避難情報と居住者等がとるべき行動

区分	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。

区分	居住者等がとるべき行動
	・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル４】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、町長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

④　住民等への伝達及び避難の実施

ア　高齢者等避難の内容

（ア）警戒レベル

（イ）要避難準備対象地域

（ウ）避難準備理由

（エ）避難先

（オ）避難経路

（カ）避難時の注意事項等

イ　避難指示の内容

（ア）警戒レベル

（イ）要避難対象地域

（ウ）避難理由

（エ）避難先

（オ）避難経路

（カ）避難時の注意事項等

ウ　緊急安全確保の内容

（ア）警戒レベル

（イ）災害発生区域

（ウ）災害概況

（エ）命を守るための最善の行動をとること

エ　避難の広報

（ア）町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

（イ）町は、避難行動要支援者への避難指示等の発令に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

（ウ）町は、住民に対する避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

（エ）町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

オ　避難誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町、消防機関及び県警察による誘導に当たっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

（ア）町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

（イ）消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導に当たる。

（ウ）県警察は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

カ　避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

キ　避難時の携帯品

避難時の周知に際して、携行品は、地勢、天候及び季節等によって異なるが、その状況に応じて必要最小限度のものとし、避難誘導員が、適宜指導するものとする。携帯品は一般的に次の物とする。

（ア）貴重品

（イ）必要最小限な食料（軽食及び飲料水等）

（ウ）衣類（帽子、雨具、着替え、防寒衣及び毛布等）

（エ）日用品（タオル、ちり紙及び衛生用品等）

（オ）救急医薬品

（カ）その他必要と認める物（携帯ラジオ及び懐中電灯等）

4　避難指示等の判断基準に基づいた避難指示等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合や土砂災害警戒情報等が発表された場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判　断　基　準
【対象地域の考え方】 ○防災マップの浸水想定区域が基本 ○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね1.5m～３mを超える区域の２階建て	

区分	判　断　基　準
家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ・最上川の糠野目観測所（国）：避難判断水位 12.90m ・天王川の露藤観測所（県）：避難判断水位 3.90m ・屋代川の中橋観測所（県）：避難判断水位 2.80m ２：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・最上川の糠野目観測所（国）：氾濫危険水位 13.30m ・天王川の露藤観測所（県）：氾濫危険水位 4.50m ・屋代川の中橋観測所（県）：氾濫危険水位 3.00m ３：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）に到達したと発表された場合 ・砂川の入生田観測所（県）：避難判断水位 3.00m ４：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル２水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・最上川の糠野目観測所（国）：氾濫注意水位 12.00m ・天王川の露藤観測所（県）：氾濫注意水位 3.50m ・屋代川の中橋観測所（県）：氾濫注意水位 2.60m ・砂川の入生田観測所（県）：氾濫注意水位 2.70m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ６：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が表示された場合 ７：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 ８：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想

区分	判　断　基　準
	される場合（夕刻時点で発令） ※４については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。
【警戒レベル４】 避難指示	１：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達したと発表された場合 ・最上川の糠野目観測所（国）：氾濫危険水位 13.30m ・天王川の露藤観測所（県）：氾濫危険水位 4.50m ・屋代川の中橋観測所（県）：氾濫危険水位 3.00m ２：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達したと発表された場合 ・砂川の入生田観測所（県）：氾濫危険水位 3.20m ３：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・最上川の糠野目観測所（国）：避難判断水位 12.90m ・天王川の露藤観測所（県）：避難判断水位 3.90m ・屋代川の中橋観測所（県）：避難判断水位 2.80m ・砂川の入生田観測所（県）：避難判断水位 3.00m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ４：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ５：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が表示された場合 ６：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 ７：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ８：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 ※３については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法を一つ又は複数選択すること。

区分	判　断　基　準
	※７については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の１～５のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） １：次の水位観測所の水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している場合 ・最上川の糠野目観測所（国） ・天王川の露藤観測所（県） ・屋代川の中橋観測所（県） ・砂川の入生田観測所（県） ２：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ３：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ４：高畠町へ大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例１～４を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例５の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

避難指示等の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判　断　基　準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大２～３時間先までの予測である。このため、上記の１において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）の発表に基づき警戒レベル３高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル４】 避難指示	１：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）［警戒レベル４相当］」となった場合 ３：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４「避難指示」を発令する。

区分	判　断　基　準
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ２：土砂災害の発生が確認された場合 ※１を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、２の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

５　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

「第２編　第２章　第３節　避難計画」を準用する。

６　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

「第２編　第２章　第３節　避難計画」を準用する。

第４節　避難所運営計画

「第２編　第２章　第４節　避難所運営計画」を準用する。

第５節　救助・救急計画

「第２編　第２章　第５節　救助・救急計画」を準用する。

第６節　消火活動計画

「第２編　第２章　第６節　消火活動計画」を準用する。

第７節　医療救護計画

「第２編　第２章　第７節　医療救護計画」を準用する。

第８節　遺体対策計画

「第２編　第２章　第８節　遺体対策計画」を準用する。

第９節　交通輸送関係

第１款　輸送計画

「第２編　第２章　第９節　第１款　輸送計画」を準用する。

第２款　道路交通計画

「第２編　第２章　第９節　第２款　道路交通計画」を準用する。

第１０節　各種施設災害応急対策関係

第１款　土砂災害防止施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第１款　土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。

第２款　河川施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第２款　河川施設災害応急計画」を準用する。

第３款　農地・農業用施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第３款　農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。

第４款　ライフライン施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第４款　ライフライン施設災害応急計画」を準用する。

第５款　下水道施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第５款　下水道施設災害応急計画」を準用する。

第６款　危険物等施設災害応急計画

「第２編　第２章　第１０節　第６款　危険物等施設災害応急計画」を準用する。

第１１節　農林業災害応急計画

「第２編　第２章　第１１節　農林業災害応急計画」を準用する。

第１２節　生活支援関係

第１款　食料供給計画

「第２編　第２章　第１２節　第１款　食料供給計画」を準用する。

第２款　給水・上水道施設応急対策計画

「第２編　第２章　第１２節　第２款　給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。

第３款　生活必需品等物資供給計画

「第２編　第２章　第１２節　第３款　生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第４款　保健衛生計画

「第２編　第２章　第１２節　第４款　保健衛生計画」を準用する。

第５款　廃棄物処理計画

「第２編　第２章　第１２節　第５款　廃棄物処理計画」を準用する。

第１３節　文教施設における災害応急計画

「第２編　第２章　第１３節　文教施設における災害応急計画」を準用する。

第１４節　要配慮者の応急対策計画

１　方針

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

２　在宅の要配慮者対策

（１）風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

①　社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町及び県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

②　相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③　サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

（２）避難誘導等

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（３）災害発生直後の安否確認

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（４）被災状況等の把握

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（５）避難所における配慮

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（６）被災後の生活支援

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

３　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）事前避難

①　施設長は、町等から避難指示等が発令された場合又は入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導に当たっては、入(通)所者に不安を抱かせないよう配慮する。

②　施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

③　夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（２）施設被災時の安全確認・救助・避難

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（３）被害状況の報告・連絡

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

（４）施設の継続使用が不能となった場合の措置

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

４　外国人の援護対策

「第２編　第２章　第１４節　要配慮者の応急対策計画」を準用する。

第１５節　応急住宅対策計画

「第２編　第２章　第１５節　応急住宅対策計画」を準用する。

第１６節　災害救助法の適用に関する計画

「第２編　第２章　第１６節　災害救助法の適用に関する計画」を準用する。

第１７節　自発的支援の受入計画

「第２編　第２章　第１７節　自発的支援の受入計画」を準用する。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化計画

「第２編　第３章　第１節　民生安定化計画」を準用する。

第２節　金融支援計画

「第２編　第３章　第２節　金融支援計画」を準用する。

第３節　公共施設等災害復旧計画

「第２編　第３章　第３節　公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第４節　災害復興計画

「第２編　第３章　第４節　災害復興計画」を準用する。

第４編　個別災害対策編

第１章　水害対策計画

第１節　水防管理団体等体制整備計画

１　方針

洪水等による水害を防止するために、町、県等が実施する水防活動体制の整備について定める。

２　水防管理団体の義務

（１）県及び水防管理団体の責務

①　町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

②　県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

（２）水防管理者の責務

水防管理者である町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

（３）水防計画の策定・公表

①　指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

②　水防計画の策定に当たっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

③　河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

３　水防体制の整備

（１）水防組織

①　水防管理者（実施責任者）

水防管理者は町長とする。

②　水防団

水防団は、高畠町消防団の組織をもって充てるものとする。

③　水防団の任務

水防団長及び団員は、河川増水時及び水防管理者の指示命令あるときは、随時区域内の河川を巡視し水防上危険であると認められたときは、直ちに水防管理者に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。

水防管理者は､各河川が警戒水位に達したとき若しくはその他必要と認めたとき、水防団に出動を命ずるものとする。

（２）水防団の活動体制

①　待機

水防団員（消防団員）は、あらかじめ指定された場所に待機する。

ア　監視、巡視及び警戒等

水防本部は、洪水注意報並びに警報等が発令されたとき、又は洪水のおそれがあると認められたときは、担当区域の分団長に対し監視警戒員の出動を要請し、状況の把握に努めるものとする。

イ　水位観測

分団長は、担当区域の河川等に洪水のおそれがあると認めたときは、あらかじめ指定された場所に観測者を派遣して水位を観測させ、その結果を水防本部へ報告するものとする。

ウ　通報及び連絡

水防本部は、前項の報告を受けたときは、各関係機関に報告するとともに必要に応じ、関係住民等に指示及び伝達するものとする。

②　準備

水防団員（消防団員）の出動に対する準備体制をとり、水防資機材の整備点検を行う。

③　出動

災害が発生した場合及びそのおそれがある場合には、災害状況に応じ速やかに水防団員（消防団員）が出動するものとする。

ア　水防作業

出動した水防団は、被害箇所又は特に重要な箇所を中心に巡視警戒し、異常を認めたときは直ちに水防作業を開始するとともに、その状況を水防本部に通知するものとする。

④　非常参集

高畠町水防計画に定めた出動計画による。

（３）水防活動体制の整備

①　指定水防管理団体は、毎年出水期前に 1 回以上の水防訓練を行う。

②　水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

③　河川及び砂防等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

④　河川及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

（４）水防団等の育成強化

①　水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

②　水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

③　青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業、町内会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

4　監視及び警戒

町は、気象予報並びに警報等が発令され、河川の増水、地すべり若しくは台風の接近等による水防上危険箇所を随時巡視するものとする。

5　通報連絡体制

一般加入電話若しくは消防無線を活用し連絡に当たるものとする。

6　水防作業

水防活動が必要となった場合には、最良の工法を用いて、被害を最小限にくい止めるものとする。

7　広報

次の各項に該当する情報を収集したときは、下流地域の関係機関に周知し、関係住民に広報する。

（1）洪水予報若しくは警報の通知を受けたとき

（2）洪水又は洪水のおそれがあるとき

（3）放流の影響がきわめて大きなダム等の放流の通知を受けたとき

8　水防警戒水位観測所

（1）洪水予報河川

所管	洪水予報名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
山形河川国道事務所	最上川上流	糠野目	12.00m	12.90m	13.30m
山形河川国道事務所	天王川	糠野目	12.00m	12.90m	13.30m
置賜総合支庁	屋代川	中橋	2.60m	2.80m	3.00m

（2）水防警報河川

所管	洪水予報名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
山形河川国道事務所	最上川上流	糠野目	12.00m	12.90m	13.30m
山形河川国道事務所	鬼面川	糠野目	12.00m	12.90m	13.30m
山形県	屋代川	中橋	2.60m	2.80m	3.00m

（3）水位周知河川

所管	洪水予報名	観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
山形県	鬼面川	舘山	2.80m	3.00m	3.70m
山形県	天王川	露藤	3.50m	3.90m	4.50m
山形県	砂川	入生田	2.70m	3.00m	3.20m

第２節　洪水予報・水防警報伝達計画

１　計画の概要

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

２　洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達

国土交通省と気象庁又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第 10 条、第 11 条及び気象業務法第 14 条の２に基づき、洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本県では、最上川水系及び赤川水系に属する対象河川の担当河川国道事務所等又は県各総合支庁と山形地方気象台が共同で洪水予報【警戒レベル相当情報】を発表し、各河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達される。

町は、浸水想定区域における防災マップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、引き続き関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

３　水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、法第 16 条第１項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は町長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

４　水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

県知事は、法第 13 条第２項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

（１）水位到達情報【警戒レベル相当情報】の発表

置賜総合支庁建設部長が、分担して水位到達情報を発表する。

（２）水位到達情報の通知

置賜総合支庁建設部長は、氾濫警戒情報及び氾濫危険情報を発したときは、県水防計画に基づき、ファクスや電話、メール等により、関係市町村、水門管理者、県河川課、関係河川（国道）事務所等及び警察署に通知する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

第３節　水防活動計画

１　方針

洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防ぎょし、被害を軽減するための水防活動について定める。

２　水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

（１）常に管下河川を巡視すること。

（２）気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。

（３）洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

（４）水防警報が発表されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第１信号により地域住民に周知する。

（５）氾濫注意水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。

（６）水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第 17 条）。

（７）緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第 22 条及び第 23 条）。

（８）自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。

（９）洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第 29 条）。

(10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第 26 条）。

(11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。

(12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、県水防支部を経由して県水防本部に提出しなければならない（法第 47 条第２項）。

３　水防団、一般住民に対する気象状況の通報

水防管理団体は、県水防支部より気象状況の通知を受けたときは、直ちに水防団に対しその気象状況を通知する。

また、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

4　巡視及び警戒

（1）巡視

洪水・大雨のおそれのある注意報及び警報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

（2）非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

①　裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
②　表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
③　天端の亀裂又は沈下
④　堤防の越水状況
⑤　樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
⑥　橋梁その他の構造物との取付部分の異常

5　水門等の操作その他の措置

町長は、堰、水門、樋門その他河川に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行う等適切な指導を行う。

6　通報・連絡及び水防資機材の確保

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

（1）水防信号

水防団（消防団）等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

区分＼方法	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第1信号	○休止　○休止　○休止	約5秒 ○―　約15秒 休止　約5秒 ○―　約15秒 休止　約5秒 ○―
第2信号	○―○―○　○―○―○　○―○―○	約5秒 ○―　約6秒 休止　約5秒 ○―　約6秒 休止　約5秒 ○―
第3信号	○―○―○―○　○―○―○―○ ○―○―○―○	約10秒 ○―　約5秒 休止　約10秒 ○―　約6秒 休止　約10秒 ○―
第4信号	乱　打	約1分 ○―　約5秒 休止　約1分 ○―

備　考

①　第1信号は警戒水位に達したとき。
②　第2信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。

③　第３信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
④　第４信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
⑤　必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
⑥　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

（２）資機材の確保及び補充

町は、災害の状況及び水防倉庫の資機材備蓄状況を勘案し、水防資機材が不足する場合には、関係業者から調達する。

7　水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

（１）要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の３／４位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

（２）工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

（３）水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする（法第 41 条及び第 44 条の２）。

水防支部は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

8　避難のための立退

（１）退去の呼び掛け

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

（２）避難のための立退の指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第 29 条）。

（3）避難及び立退

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

9　災害発生時の処理

（1）堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

（2）この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

①　居住者に対する立退き指示、避難誘導等

②　県、国土交通省山形河川国道事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

10　水防解除

（1）水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

（2）水防解除を命じたときは直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。

第４節　応援計画

１　地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第 24 条）。

２　警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第 22 条）。

３　他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第 23 条）。

４　協定

水防管理団体は、法第 23 条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

５　指導

町は、県水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

６　自衛隊派遣要請の依頼

町長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第 68 条の２第１項に基づき、災害派遣要請の依頼を行うものとする。

第２章　大規模土砂災害対策計画

１　方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町、県及び国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

２　緊急調査

町、県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び町に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項　目	内　容	
河道閉塞によるたん水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞によるたん水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が 10 度以上である区域のおおむね５割以上に１ｃｍ以上の降灰等が堆積した場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

３　土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県は町に、国土交通省は県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、避難判断基準例により避難指示等を適切に実施するとともに、引き続き防災マップの住民等への周知を図り、警戒避難体制を確保する。

4　避難指示等の判断基準例に基づいた避難指示等の発令

土砂災害が発生するおそれのある場合は、避難指示等の判断基準例に基づき、避難指示等を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の伝達は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他放送機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

第３章　雪害対策計画

第１節　ライフライン等確保計画

１　方針

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、町、国、県及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

２　交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、町、県及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、町及び県は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

（１）道路施設の交通確保

①　町管理道路

町は毎年「道路除雪計画」を定め、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

ア　除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ　除雪路線

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

ウ　除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

②　消融雪施設等の整備

町、国、県及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

ア　消雪パイプの整備

（ア）人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

（イ）消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ　流雪溝の整備

街区において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

③　地吹雪対策の推進

町、国、県及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア　地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

イ　利用者への啓発

町、国、県、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

④　災害未然防止活動

ア　災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

イ　車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

（２）鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

（３）住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

３　通信・電力の確保

着雪によって通信線や送電線等に被害がでるおそれがあると予想される場合、ＮＴＴ東日本や東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社と連絡を密にし、施設の点検を実施するなど、通院及び電力の確保に努める。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

第２節　雪崩防止計画

１　方針

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、町、国、県、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

２　雪崩危険箇所の調査・周知

（１）雪崩危険箇所の調査・点検

町、国、県、及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

（２）雪崩危険箇所の周知

雪崩危険箇所は、県が把握している箇所、町建設課、町農林振興課、町商工観光課が把握している箇所に分けられている。

雪崩危険区域は、急傾斜崩壊危険箇所と同一の場所がほとんどであることから、年間を通して様々な気象誘因により、積雪期は雪崩災害、非積雪期は土砂災害と厳重に警戒しなければならない区域である。

町は、これらの危険箇所を町地域防災計画に記載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

３　雪崩防止施設等の整備

町、国及び県は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

（１）雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

（２）雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

（３）砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

（４）雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

4　危険箇所の警戒

（1）道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

（2）町等による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒に当たらせる。

（3）住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

5　事前回避措置の実施

（1）住民への雪崩情報の周知

①　町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

②　町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

③　町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

（2）鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

6　雪崩発生時の応急措置

（1）雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

①　町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

②　町は、住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

③　町は、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

（2）鉄道・道路等施設の被災時の対策

①　鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

② 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

③ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

（3）孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

（4）二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第３節　住民生活の安全確保計画

１　方針

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

２　一般建築物の雪害予防

（１）住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、街区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

（２）克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなってきていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

（３）豪雪地帯の要配慮世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要配慮世帯に対し民生委員児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組に向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

（４）住民への啓発

町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

①　こまめな雪下ろしの励行
②　雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
③　雪下ろし中の転落による事故防止
④　家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
⑤　非常時における出入り口の確保
⑥　換気口の確保
⑦　ガス供給配管の点検

３　孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

4　消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

5　総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、町及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第４章　航空災害対策計画

第１節　航空災害応急計画

１　方針

町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、町が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

２　事故状況の把握及び広報

（１）事故情報の収集、伝達

①　情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、次の伝達経路により、事故情報が伝達される。町に対しては、消防機関を通じて連絡が入る。

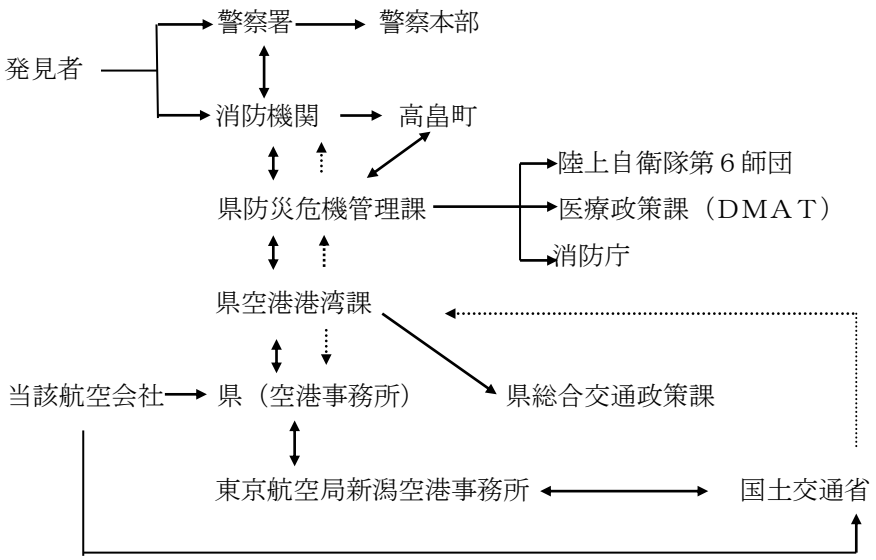

注：破線の矢印は、国土交通省から一報があった場合の伝達経路を示す。

３　活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第２編　第２章　第１節　活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行う。

第５章　鉄道災害対策計画

第１節　鉄道災害応急計画

１　方針

町内において、鉄道災害が発生した場合にその拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため、町が防災関係機関と協力して実施する応急対策について定める。

２　事故情報等の伝達及び広報

（１）情報の収集・伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、ＪＲ東日本から町に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議する。

（２）広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに一般住民等に対する広報は、ＪＲ東日本が実施する。

町は、ＪＲ東日本から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

３　応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第２編　第２章　第１節　活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整える。

４　自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、「第２編　第２章　第１節　第４款　自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより実施する。

５　広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第２編　第２章　第１節　第３款　広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、県及び国への応援を要請する。

６　消火及び救助に関する措置

（１）事故・災害等により火災が発生した場合は、消防機関と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

（２）事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、

消防機関と連携して、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

第６章　道路災害対策計画

１　方針

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、警察署、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

２　被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生した場合、消防本部から町に対して事故発生の通報が入る。町は、この通報を受けて被害状況の調査を行い、県防災危機管理課に報告する。

情報通信連絡経路図

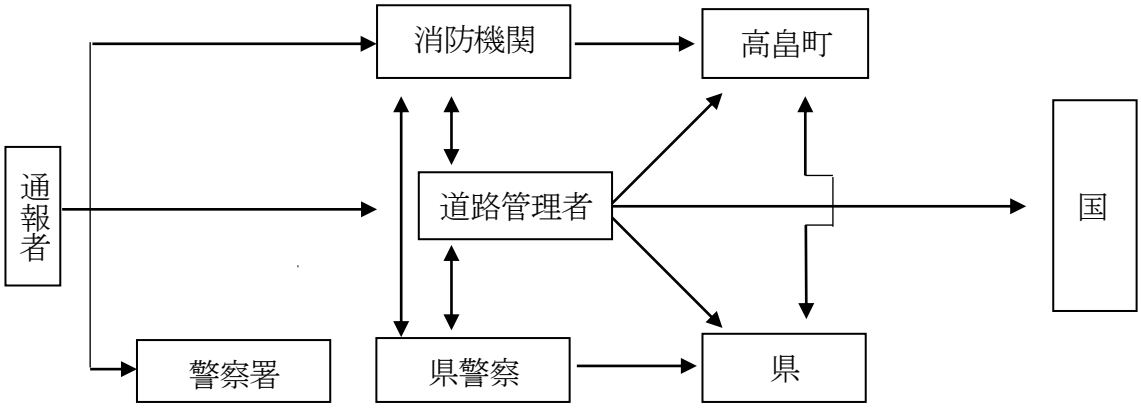

３　応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第２編　第２章　第１節　活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整える。

４　自衛隊災害派遣要請依頼

道路災害時における自衛隊災害派遣要請依頼については、「第２編　第２章　第１節　第４款　自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより実施する。

５　広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第２編　第２章　第１節　第３款　広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、県及び国への応援を要請する。

６　被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

（１）通行禁止又は制限

① 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

② 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

③ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

（2）道路利用者及び一般住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用等により広報を行う。

7 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、「第２編 第２章 第５節 救助・救急計画」の定めるところにより実施する。

8 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第２編 第２章 第７節 医療救護計画」の定めるところにより実施する。

9 消防活動

道路災害時における消防活動は、「第２編 第２章 第６節 消火活動計画」の定めるところにより実施する。

第７章　林野火災対策計画

第１節　林野火災予防計画

１　計画の概要

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

２　火災予防体制の整備

（１）体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

①　監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

②　防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

③　林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

④　消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼及び砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

⑤　消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

（２）林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

①　森林等への火入れ許可

町長は、森林法第 21 条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、町に通知する。

②　火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

（３）危険気象等に対する警戒

①　通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

② 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

3 防火思想の普及

（1）一般住民に対する啓発

町は、県その他林野関係機関と連携して、広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

（2）地域住民、林野関係者等に対する指導

① 山火事防止対策連絡会議等の開催

町は、県その他林野関係機関と連携して、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

② 地域での指導の徹底

町は、関係機関の協力のもと、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

③ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

4 消防体制等の整備

（1）消防体制の整備

① 消防出動計画の策定

消防機関は、町の地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を定める。

② 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、町の区域以外の林野地域についても、消防機関と協議の上、所要の事項を表示する。

③　自衛消防体制の整備

町は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する場合が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

④　広域応援体制等の整備

町は、県及び県内外の消防機関との広域的な応援体制や、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

（２）消防資機材の整備

町は、県及び林野関係機関と連携し、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

（３）消防水利の確保

町及び消防機関は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

（４）林野火災防ぎょ訓練の実施

町、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第２節　林野火災応急計画

１　計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限にくいとめるために、町、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

２　出火の発見・通報

（１）出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

（２）消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

３　応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第２編　第２章　第１節　活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整える。

４　消火・救助活動

（１）火災防ぎょ活動

①　地上での消火活動

町、消防機関、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、一致協力して消火活動を行う。

②　空中消火活動

町及び消防機関は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

③　要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

（２）現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応

じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

5　避難・誘導

（1）森林内の滞在者の退去

町は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

（2）住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成の上避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6　自衛隊災害派遣要請

「第２編　第２章　第１節　第４款　自衛隊災害派遣計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

7　広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第２編第２章　第１節　第３款　広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、県及び国への応援を要請する。

8　鎮火後の措置

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第８章　原子力災害対策計画

第１節　総則

１　計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を守るとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

２　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

３　計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

（１）女川原子力発電所（宮城県）

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	１号	ＢＷＲ	52.4 万 kW	平成 30 年 12 月 21 日運転終了
			２号	ＢＷＲ	82.5 万 kW	
			３号	ＢＷＲ	82.5 万 kW	

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

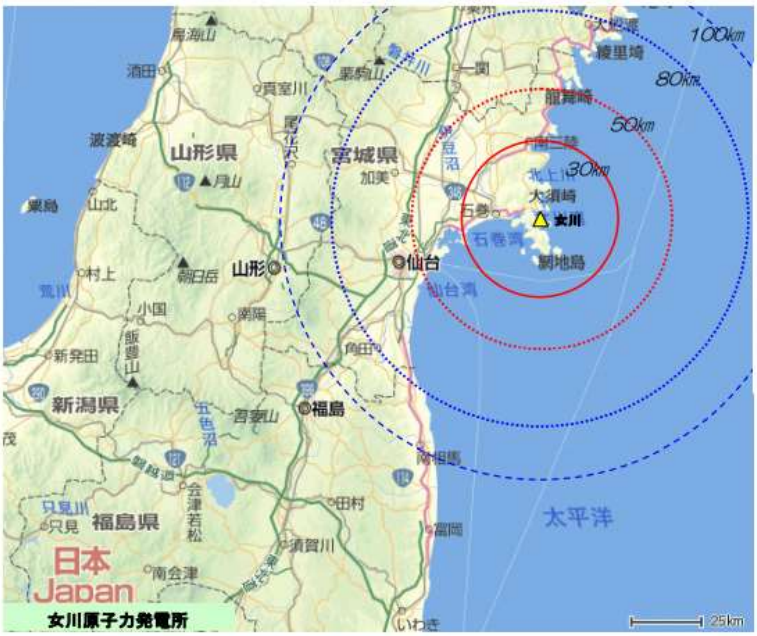

（2）福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県）

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	１号	ＢＷＲ	46.0 万 kW	平成 24 年４月 19 日廃止
			２号	ＢＷＲ	78.4 万 kW	
			３号	ＢＷＲ	78.4 万 kW	
			４号	ＢＷＲ	78.4 万 kW	
			５号	ＢＷＲ	78.4 万 kW	平成 26 年１月 31 日廃止
			６号	ＢＷＲ	110.0 万 kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	１号	ＢＷＲ	110.0 万 kW	
			２号	ＢＷＲ	110.0 万 kW	
			３号	ＢＷＲ	110.0 万 kW	
			４号	ＢＷＲ	110.0 万 kW	

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

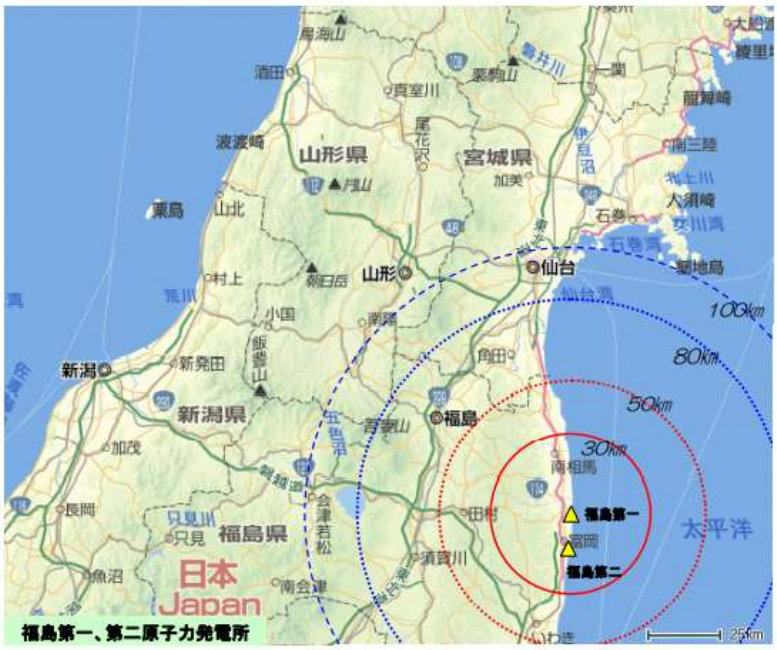

（３）柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	１号	ＢＷＲ	110.0 万 kW
			２号	ＢＷＲ	110.0 万 kW
			３号	ＢＷＲ	110.0 万 kW
			４号	ＢＷＲ	110.0 万 kW
			５号	ＢＷＲ	78.4 万 kW
			６号	ＡＢＷＲ	110.0 万 kW
			７号	ＡＢＷＲ	

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉、ＡＢＷＲ＝改良型沸騰水型軽水炉

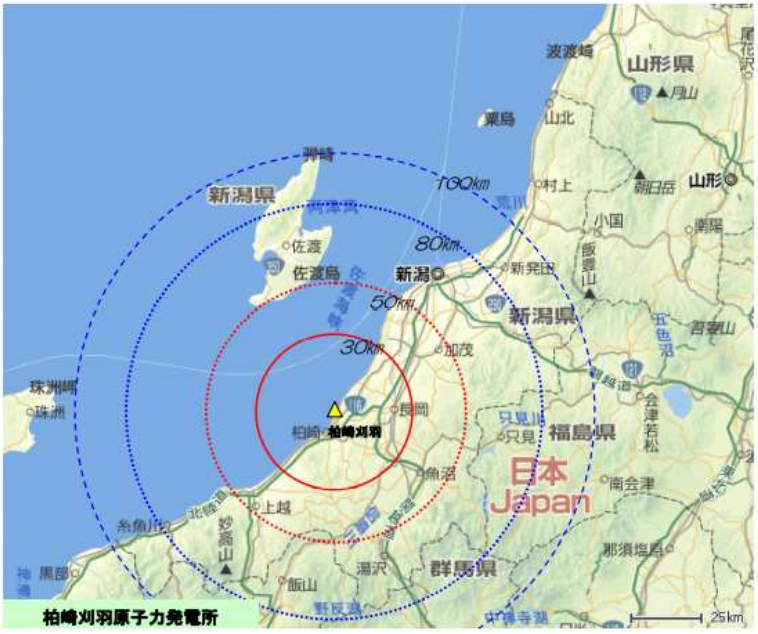

第２節　原子力災害予防計画

１　計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

２　活動体制等

町は、本節に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動に当たる。

３　モニタリングの実施

（１）平時におけるモニタリング

町は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平時より県が実施している、空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

①　モニタリング体制等の整備

県は、平時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておく。

また、町においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

②　モニタリングの対象とその手順

県は、平時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

③　モニタリング結果の公表

県は、平時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

４　防災体制の整備

（１）通信連絡体制の整備

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、具体的な緊急時の通信連絡体制や実施手順については、別に策定するマニュ

アルに記載するところによる。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線、広報車等、広報のための設備及び機器の整備を推進する。

（２）避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

① 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。

② 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第 15 条第 1 項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

（３）防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

５ 防災知識の普及等

（１）放射線に関する知識の普及

町は、国及び県と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

③ その他必要と認める事項に関すること。

（２）原子力災害に関する防災知識の普及

① 防災広報

町は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

イ 原子力災害とその特殊性に関すること。

ウ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。

エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。

オ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。

カ その他必要と認める事項に関すること。

② 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

（3）住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第３節　原子力災害応急計画

１　計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

２　活動体制

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定めるものとする。

また、夜間、休日等における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。なお、活動体制の詳細については、別に定めるマニュアル等に記載する。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

３　モニタリングの強化及び対応

（１）緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係市町村、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※＜ＯＩＬ＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

①　緊急時におけるモニタリング

ア　空間放射線モニタリング

町及び県は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

イ　放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

②　モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ（ポータルサイト）に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

（２）基準値超過食品の流通防止措置

① 県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

② 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、ＯＩＬや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

③ 町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

（３）水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、ＯＩＬや管理目標値を超えた場合は、水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請するものとし、町はこれに協力する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を水道事業者等に要請し、町はこれに協力するとともに、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

４ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

（１）警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の山形県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（２）全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、山形県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行う。

また、原子力緊急事態（※）が発生し、内閣総理大臣から、県及び町に対して、原災法第 15 条第３項の規定に基づき、住民等に避難や屋内退避等の指示を行うよう指示があったときには、町は、災対法第 60 条第１項の規定により、住民等に避難、屋内退避等の指示を行う。また、県は、町が、災害の発生によりその事務を行うことができなくなったときには、災対法第 60 条第６項の規定に基づき、町に代わってその事務を実施する。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※<原子力緊急事態>

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

① 町は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

ア 報道機関に対する緊急放送等の要請

イ 防災行政無線による広報

ウ 広報車などによる広報

エ 学校、保育園、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

オ 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

② 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

③ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行った上で、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

④ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、避難退域時検査及び簡易除染等に協力する。

6 住民への情報伝達等

（1）住民に対する広報及び指示伝達

① 県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ　放射線の状況に関する今後の予測
エ　県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
オ　屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項
カ　その他必要と認める事項

②　町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア　事故の概要
イ　災害の現況
ウ　放射線の状況に関する今後の予測
エ　町、県及び防災関係機関の対策状況
オ　屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項
カ　その他必要と認める事項

（2）住民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

7　自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。また、避難指示に基づかない自主避難者については、町及び県が連携して受入活動に当たる。

第４節　災害復旧計画

１　方針

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

２　制限措置等の解除

（１）各種制限措置等の解除

①　各種指示の解除

県は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。町は、住民に対しその旨を伝達する。

②　各種制限措置の解除

県は、モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。また、県は町と協力し、解除実施状況を確認する。

３　モニタリングの継続及び汚染の除去等

（１）モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

（２）放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はＯＩＬを超える空間放射線量率が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとし、町はこれに協力する。

（３）健康に関する相談への対応

町及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

４　風評被害の軽減及び損害賠償請求等

（１）風評被害等の影響の軽減

町は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

（２）損害賠償の請求等

町は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存

するものとする。

高畠町地域防災計画　本編

発行日　令和５年３月
発　行　山形県　高畠町

〒992-0392
山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436
ＴＥＬ：0238-52-1111（代表電話）
ＦＡＸ：0238-52-1543

企画・編集　高畠町　総務課